第2次富士河口湖町総合計画

(素 案)

富士河口湖町 平成 29 年 12 月

目 次

第1編	総論
第1章	総合計画の策定にあたって3
第 1	総合計画策定の趣旨3
第 2	総合計画の役割4
第3	総合計画の構成と期間5
第 4	総合計画と総合戦略の関係6
第 5	計画策定にあたっての基本的な視点7
第2章	総合計画の策定の背景8
第 1	富士河口湖町の魅力8
第 2	本町を取り巻く社会情勢と環境10
第3	第1次総合計画の評価13
第 4	町民のまちづくりへの思い14
第 5	まちづくりに向けての基本的課題21
第2編	基本構想
第1章	将来像とまちづくりの方向性25
第 1	まちづくりの基本理念
第 2	目指す将来像27
第3	計画推進にあたっての3つの推進力28
第 4	将来の人口29
第 5	土地利用の方針30
第2章	施策の大綱と重点的施策32
第 1	将来像を実現するための基本的方向32
第 2	重点的施策43
第3編	基本計画
第1章	基本計画について47
第 1	基本計画の性格と役割47
第 2	基本計画の構成47
第2章	基本的方向 1 ひとが暮らしやすいまち
1 - 1	自然環境・水資源の保全49
1-2	湖・河川の保全と活用52
1-3	景観の保全と形成54
1 - 4	防災・減災対策の取組み57
1 - 5	消防・救急体制の充実60
1-6	交通安全と防犯体制の充実63
1 - 7	道路網の充実67

1 - 8	交通網の充実	70
1-9	高度情報ネットワーク社会への対応	72
1 –10	環境衛生・循環型社会の実現	74
1 –11	上下水道の整備	76
1 –12	住環境の整備	79
1 –13	公園・緑地・広場の整備	81
第3章	基本的方向 2 ひとを育むまち	83
2-14	子育て支援の充実	83
2-15	児童福祉・ひとり親福祉の充実	87
2-16	生きる力を育む教育の充実	89
2-17	教育環境の充実	93
2-18	生涯学習活動の支援	95
2-19	スポーツ・レクリエーション活動の支援	98
2 -20	歴史・文化の保護継承と新たな芸術文化の創造と振興	100
第4章	基本的方向 3 ひとに優しいまち	104
3 -21	健康寿命の延伸	104
3 -22	食育の推進	107
3 -23	地域医療体制の充実	110
3 -24	地域福祉の推進	112
3 -25	高齢者福祉の充実	114
3 -26	障がい者福祉の充実	117
3 -27	社会保障制度の充実	120
第5章	基本的方向 4 ひとが交わるまち	124
4 -28	農林水産・畜産業の振興	124
4 -29	商工・サービス業の振興	129
4 -30	観光の振興	132
4-31	雇用・勤労者への対策	135
4 -32	交流活動の推進	137
第6章	基本的方向 5 ひとの知恵と工夫でつなぐまち	139
5 -33	人権尊重の推進	139
5 -34	男女共同参画社会の推進	141
5 -35	住民参画による協働	143
5 -36	コミュニティ活動の推進	145
5 –37	行財政運営の推進	147
5 –38	広域行政の促進	150

第1編総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第1 総合計画策定の趣旨

富士河口湖町は、平成 15 年 11 月に旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村の3町村が合併して誕生し、さらに平成 18 年3月に旧上九一色村の南部地区(精進、本栖、富士ヶ嶺)が合併して現在の本町の姿となりました。

平成 20 年には、町が一体となって発展していくことを目指して、「第1次富士河口湖町総合計画」(以下、「第1次総合計画」という。)を策定し、将来像に『富士山と湖と高原のまち一日本の湖水地方一「環境にやさしいまち」、「観光と産業のまち」、「五感文化のまち」、「健康推進のまち」、「人を思いやるまち」ー』を掲げてまちづくりを着実に進めてきました。

第1次総合計画の期間中には、少子高齢化の進展や人口減少社会の本格化をはじめ、経済活動や情報通信、地球環境など国家の枠にとどまらない多様な事象や活動においてボーダレス化が進むことによって、暮らしを取り巻く社会経済環境は大きく変わるとともに、これまで生活の基盤としてきた諸制度など様々な社会システムの抜本的な改革が求められるようになってきました。

一方、国と自治体の関係においては地方分権改革が進められ、自治体は自らの判断と責任 のもと、自主的で自立的な行財政運営を行うことが求められています。

このような中、本町においては、平成 25 年に住民自治の基本原則を定める「富士河口湖町自治基本条例」を制定するとともに行財政改革などの取組を進めて、町民との協働によるまちづくりを基本姿勢としてきました。

また、同年、富士山が世界文化遺産に登録され、富士山の構成資産が山梨・静岡両県で最も 多く、4つの湖を抱える本町は世界遺産の普及・啓発活動など中心的な位置付けとなるなど 本町を取り巻く社会環境も大きく変化しています。

本計画は、第1次総合計画が平成29年度で10年間の計画期間が終了するため、町民のまちづくりへの思いや本町を取り巻く社会情勢や環境などを反映した、中長期的な視点でまち全体の将来像を描き、まちづくりの理念や方向性を明らかにしていくものです。

そして、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるための町政の基本となる施策を明らかにし、計画的な行財政運営を推進することを目的としています。

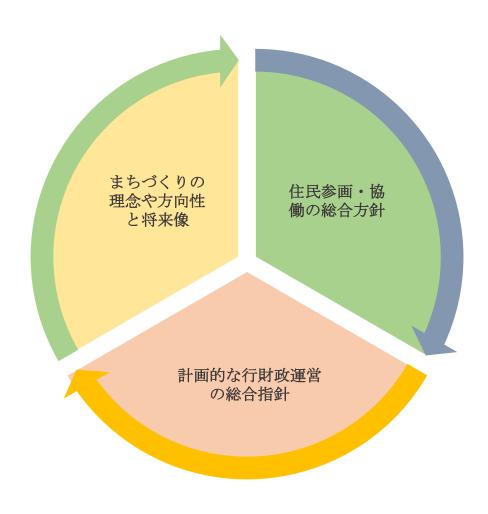
第2 総合計画の役割

総合計画には、「まちづくりの理念や方向性と将来像」、「住民参画・協働の総合指針」、「計画的な行政運営の総合指針」を明らかにする役割があります。

多様な主体によるまちづくりを推進していくために、「**まちづくりの理念や方向性と将来像**」を明らかにし、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎としての役割があります。

個性的な地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくために、町民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いが対等な立場で協働し、より一層の連携を深めてまちづくりを推進するための「住民参画・協働の総合指針」としての役割があります。

富士河口湖町には、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、自ら実行できる 行財政体制の確立が求められており、選択と集中を踏まえた自立したまちを経営・マネ ジメントする視点に立った「計画的な行政運営の総合指針」としての役割があります。



第3 総合計画の構成と期間

第2次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「基本事業」で構成されており、それぞれの 内容構成と期間は以下のとおりとなっています。

1 基本構想

基本構想は、本町の特性、町民のニーズ、時代の潮流、直面している課題等を検討し、これらを踏まえて、基本理念や将来像、基本目標などを示すものであり、平成30(2018)年度を初年度とし、平成39(2027)年度を目標年度とする10年間の長期構想です。

2 基本計画

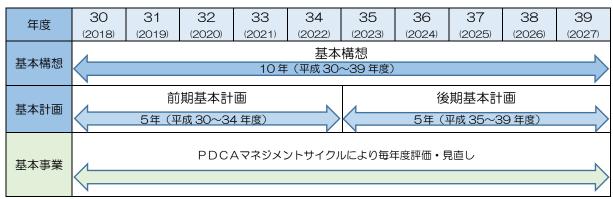
基本計画は、基本構想で定める施策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。

計画期間は、社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、適切な進行管理と状況に応じた柔軟な施策展開を図るため、前期5年(平成30(2018)年度~34(2022)年度)、後期5年(平成35(2023)年度~39(2027)年度)に分けて、中間年で見直しを図れるように策定します。

3 基本事業

基本計画に掲げられる施策に基づき、具体的に実施する事業が展開されますが、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示し、毎年度評価・見直しをするPDCAマネジメントサイクルを「富士河口湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、「総合戦略」という。)の各事業と一体的に進めていきます。

【総合計画の構成と期間】



第4 総合計画と総合戦略の関係

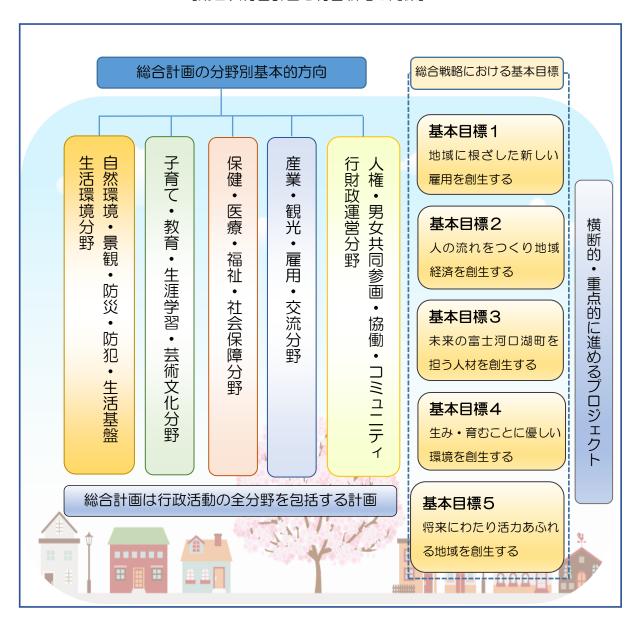
総合計画は町における最上位計画であり、まちづくりにおいて、長期的展望を持ちながら 目指すべき将来像を示すとともに、計画的、効率的な行政運営の指針を盛り込み、町の各分 野の施策や事業を展開するうえでの基本的な指針となります。

また、総合戦略は、本町の人口の将来展望を示すとともに、少子高齢化、人口減少という本町が今後向き合わなければならない社会課題の解決に特化したものであり、その施策や事業は第2次総合計画と密接に関わっています。

総合計画は分野別の縦割り的な色彩のある中長期計画であり、総合戦略はより一層関係部門が協力し合って進める分野横断的な中期計画であるといえます。

したがって、第2次総合計画は、総合戦略の内容を整合的に盛り込み、総合計画と総合戦略を同時に推進することで施策の相乗効果を高め、将来像で設定する基本的な方向の実現へ向けて策定するものです。

【第2次総合計画と総合戦略の関係】



第5 計画策定にあたっての基本的な視点

計画の策定にあたっては、次の基本的な視点に基づき、本町の目指す方向性や基本施策を明らかにしていきます。

5. 厳しい行財政環境に対応する

基本施策を進めるにあたり事業管理を徹底し、厳しい行財政に対応した実施に努めていく。

4. 地域の特性を尊重したまちづくりを進め

多様な特性を有する地域を尊重し、地域の均衡ある 発展を計画に反映していく。

3. 事業の選択と集中を検討する

基本施策の方向性について、より重要な優先すべき 事業を選択し実施する視点をもつ。

2. 町民のまちづくりへの思いをとらえる

町民に対するアンケート調査やまちづくり団体へのヒアリング等により幅広く町民の意見を聞き、計画策定に反映していく。

1. 本町を取り巻く社会情勢や環境の変化をとらえる

全国的な社会情勢や環境の変化によるニーズの動向に対応した計画としていく。

第2章 総合計画の策定の背景

第1 富士河口湖町の魅力

1 豊かな自然に恵まれた日本屈指の景勝地

本町は、日本のシンボルである霊峰富士の北側に位置しており、その裾野に展開する青木ヶ原樹海や富士ヶ嶺高原、富士五湖のうち、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と特徴の異なった4つの湖を有し、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園区域に指定されているまちです。町内のいたるところから秀麗な富士山が眺望でき、豊かな自然が織りなす四季折々の独特な風景は日本でも屈指の美しい景観を形成しています。

2 首都圏 100km 圏内、90 分で結ばれた広域交通アクセス

本町は、首都圏 100km 圏内に位置し、中央自動車道(河口湖 I C)及び東富士五湖道路から東名高速道路に結ばれるとともに、河口湖駅を起点としてJR中央本線大月駅とを結ぶ富士急行線や高速バス路線の運行など、広域的な交通アクセスに恵まれ、国内外から多くの人々が訪れるまちとなっています。

3 多彩な資源をもつ国際観光地

本町は、日本のシンボルである富士山と豊かな自然環境による景観や温泉などの多彩な 観光資源を有した観光保養地として発展し、国内外から多くの人々が訪れる国際観光地と なっています。

年間を通じた音楽・スポーツイベントの開催や船津胎内樹型・コウモリ穴・風穴など各地域の特徴ある自然や伝統・文化、産業などの観光資源を生かした「観光まちづくり」は観光地としての魅力を向上させ、本町の活性化と持続的な発展を促進しています。

4 密接な関係のある世界文化遺産の富士山

古の時代から美しさが讃えられ、恐れ崇められてきた富士山は、富士に宿る神仏を拝する富士山信仰が芽生え、本町は富士講などの信仰登山の参詣道の拠点として栄え、富士御室浅間神社、河口浅間神社、蓮華寺などの神社仏閣、御師集落などの遺構や親鸞・日蓮上人などにまつわる史跡資産や伝統行事、伝説などの歴史文化資源が多く存在しています。

平成 25 年に富士山が世界文化遺産に登録され、青木ヶ原樹海や富士ヶ嶺高原、4つの湖を抱える本町は世界遺産の保全や普及・啓発活動などにおいて中心的な存在となっています。

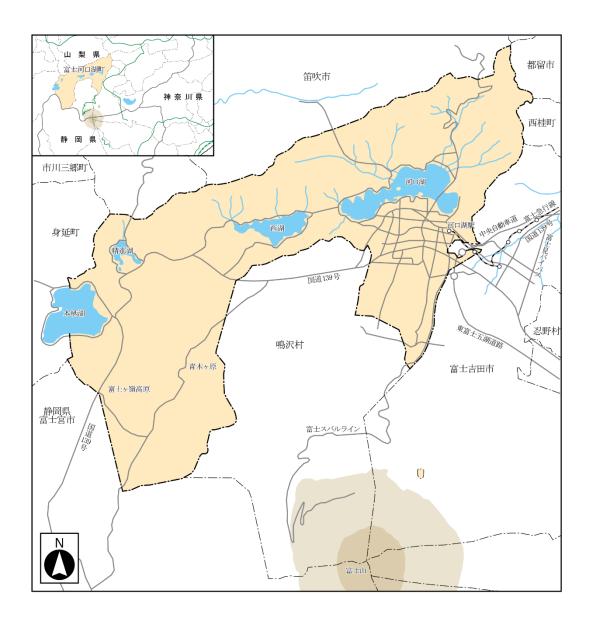
また、富士山が生み出す豊富で良質な地下水は、本町の貴重な資源であるとともに人々の生活に潤いを与え続けるなど富士山と非常に密接な関係のあるまちです。

5 生活のインフラが整い暮らしやすい

本町は、標高約800mから1,200mの富士北麓の高原地帯にあるため、冬は寒さが厳しいですが、夏は過ごしやすく、多雨冷涼の高原型の気候です。

生活基盤は着実に整備されており、大型ショッピングセンターなどの買い物施設、総合病院の山梨赤十字病院をはじめ充実した医療体制、高齢者に優しい施策や充実した子育て施策などハード・ソフト両面において、暮らしやすく利便性の高い、定住や移住に適したまちづくりが進められています。

【富士河口湖町位置図】



第2 本町を取り巻く社会情勢と環境

本計画の策定にあたって、本町を取り巻く社会情勢や環境の変化を把握し、それらに柔軟かつ迅速に対応していくように基本施策を展開していく必要があります。

1 人口減少・超高齢社会の進展

我が国は平成 20 (2008) 年をピークに人口減少の局面に入り、今後、加速度的に人口減少が進むといわれています。若い世代が東京圏へ流出する「社会減」と、出生率が低下する「自然減」により、人口減少は地方から都市部へ広がっていきます。

人口減少が進む過程においては高齢化を必然的に伴うことから、高齢化の進行による人口構造が変化していきます。従属人口(15歳未満、65歳以上)比率が高まり、労働力の中核をなす生産年齢人口(15~64歳)比率が低くなる、働く人よりも支えられる人が多くなる状況は、労働力人口の減少や引退世代の増加に伴う貯蓄率の低下により、長期的な成長力が低下したり、働く世代が引退世代を支える社会保障制度の維持が困難になったりするなど経済にマイナスに作用していきます。

また、団塊の世代が 75 歳に到達する平成 37 (2025) 年頃から高齢者の人口はさらに増加し、平成 54 (2042) 年頃にピークを迎えると推計されており、超高齢社会は長期にわたり継続すると予測されています。

【施策展開の視点】

本町の総人口は、平成 15 (2003) 年の富士河口湖町発足以降も人口は増加を続け、国勢調査結果によると平成 22 (2010) 年は 25,471 人でした。しかし、平成 27 (2015) 年には 25,329 人と若干の減少に転じており、今後は人口減少、少子高齢化という社会課題に本格的に取り組む必要があります。

2 大規模な自然災害への対応

平成 23 (2011) 年3月に発生した東日本大震災は、広域かつ甚大な被害をもたらし、その影響は被災地域のみならず多方面に及んだことから、我が国の防災対策に大きな転換を迫る契機となりました。首都直下地震、南海トラフ巨大地震は 30 年以内の発生確率が 70%とされており、仮に発生した場合には多数の死傷者や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されていますが、平成 28 (2016) 年には熊本地震、鳥取県中部地震が発生し、改めて安全・安心への意識が高まってきています。

【施策展開の視点】

本町においては、東海・東南海・南海の地震連動と富士山の噴火が危惧されていることに加えて、平成 26 (2014) 年に広島県で発生した大規模な土砂災害や平成27 (2015) 年に発生した関東・東北豪雨など、大規模な自然災害にも注意が必要となっており、防災・減災対策は重要な施策として取り組む必要があります。

3 産業・経済のグローバル化

アジア地域は急速な経済成長が続いており、中国、ASEAN諸国の成長等により、国際投資や貿易が活発化し国際競争が激化してきています。また、今後は、世界規模での自由貿易体制が進むことでグローバル経済はさらに進展すると思われます。

また、世界経済全体の拡大は、観光面にも大きな影響を及ぼしており、新興国の経済成長に伴い、海外旅行がこれまでにない規模で拡大してきています。訪日外国人旅行者数は、平成27(2015)年に約2,000万人を突破し、訪日外国人消費額は約3.5兆円に達し、国は「明日の日本を支える観光ビジョン」において、「東京オリンピック・パラリンピック」が開催される平成32(2020)年に、訪日外国人旅行者が4,000万人を達成すべく「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」を掲げ、世界が訪れたくなる日本を目指しています。

【施策展開の視点】

本町においても、富士山の世界文化遺産登録に続き、「東京オリンピック・パラリンピック」の開催を受け、国内外の旅行者の増大が見込まれ、国際観光地としての受入れ環境の整備や体制を整えることに加え、観光を中心とした産業面での経済波及効果が得られるように取り組む必要があります。

4 地球環境との共生

大気や海洋の平均温度の上昇など地球温暖化は環境に及ぼす影響が大きく、異常気象による大災害の発生や農林水産業における生産への悪影響など様々な問題が懸念されています。世界的に温暖化が将来の人類や環境へ与える悪影響を考慮して対策を立て実行され始めています。

【施策展開の視点】

本町は、富士箱根伊豆国立公園地域にあり世界文化遺産を支える中心的なまちであり、自然環境や自然景観の保全は本町の根幹に関わる問題となるため、ごみの減量化や再生可能エネルギーへの転換などに取り組み、環境の質の向上と経済成長との両立を目指した社会の実現を進めていく必要があります。

5 ICTの進化とライフスタイル

ICTの急速な進化は、交通、医療、福祉、防災等の様々な分野で、課題の解決や新規ビジネスの創出を促し、社会経済活動全体を変革する可能性を高めています。スマートフォンなどの情報通信機器の普及やネットワーク環境の高度化は、多種多量のデータを容易にやり取りすることを可能とし、また、ネット上では(人が関与しない)モノとモノによる情報交換(モノのインターネット、IoT)も急増しているなどライフスタイルへの影響が大きくなってきています。

【施策展開の視点】

本町においても、地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等に対応するため、社会の様々な分野(農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等)におけるICTの効果的な利活用が不可欠です

6 持続可能な地域づくり

人口減少、少子高齢化に直面している地方においては、人口密度の低下による生活機能の維持が困難となり、経済活動の活性化、持続可能な地域づくりの実現のため、集約型都市形成の必要性が高まっています。

日常生活において、バス路線の廃止等、必要な移動手段が危機に瀕する地域が拡大しています。小売業については、大型小売店舗の増加から、商店街の維持が難しくなってきています。

地域では、空き地や空き家が増加することで景観の阻害や防犯面での悪影響が生じています。また、近所づきあいの希薄化や高齢社会の進展により消防団員など共助の担い手が減少することにより、自主的な地域の支えあいによる生活上の課題解決が難しくなってきています。

【施策展開の視点】

本町でも、自治会への加入率の低下など共助の担い手不足は進行しつつあり、地域力や生活サービスの低下、空き家の増加などの課題を抱えており、持続可能な地域づくりのため、交通施策や定住施策など地域課題の解決に向けた取組が必要となっています。

7 自治体運営の一層の効率化

全国的に、生産年齢人口の減少が確実で税収の伸びを見込むのが困難な一方、高齢化による社会保障負担の増大は不可避であり、自治体の財政は今後一層悪化すると見込まれています。このため、自治体は真に行政が担うべき役割に特化し、地域の多様な主体との連携と役割分担に今まで以上に留意する必要があります。

また、我が国では、高度成長期以降に集中整備したインフラや公共建築物の老朽化は深刻となっています。今後は、施設の長寿命化や技術開発等を行うことにより、費用を縮減し、効率的な社会資本の維持管理・更新を行っていく必要があります。

【施策展開の視点】

本町でもBPR(Business Process Re-engineering)の手法及びICTを活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進と安定的な財政運営が必要です。また、持続可能な公共施設等のマネジメントを促進していく必要があります。

第3 第1次総合計画の評価

本計画の策定にあたって、現行の第1次総合計画後期基本計画(平成 25 年度~平成 29 年度)に掲げられた施策の達成状況を点検・評価しました。

評価基準日は平成 29 年3月 31 日とし、計画期間5年間のうち4年度目が終了したと想定して下表の「達成度・評価点基準表」において点検を行っています。

達成度	評価内容	達成状況	評価点換算	
А	後期基本計画に掲げた施策を達成した。 (ほぼ100%実施した)	80~100%	100	
В	後期基本計画に掲げた施策を概ね達成した。 (80%程度実施した)	60~80%程度	80	
С	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40~60%程度	60	
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20~40%程度	40	
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施等に差手することができなかった)	20%未満	20	

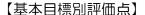
【達成度•評価点基準表】

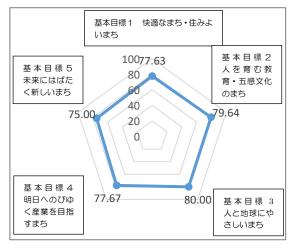
【施策全体の評価】

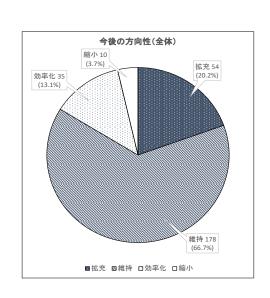
5つの基本目標における 50 施策全体の評価点は 78.58 点となり、基本目標別にみると、「基本目標3 人と地球にやさしいまち」が 80.00 点と最も高く、次いで、「基本目標2 人を育む教育・五感文化のまち」79.64 点、「基本目標4 明日へのびゆく産業を目指すまち」が 77.67 点、「基本目標1 快適なまち・住みよいまち」が 77.63 点で、「基本目標5 未来にはばたく新しいまち」が 75.00 と最も低くなっています。

また、基本施策の「今後の方向性」については、「拡充」、「維持」、「効率化」、「縮小」で評価したところ、次のとおりとなっています。

拡充	基本施策全体の 20.2% (54 項目) で拡充の方向性をあげています。
維持	基本施策全体の 66.7% (178 項目) と最も高くなっています。
効率化	基本施策全体の 13.1% (35 項目) で効率化の方向性をあげています。
縮小	基本施策全体の3.7%(10項目)で縮小の方向性をあげています。







第4 町民のまちづくりへの思い

本計画の策定にあたり、平成28年8月に実施した町民意識調査アンケート(以下、「町民アンケート」という。)から、町民のまちづくりへの思い(ニーズ)を検証し、計画に反映していきます。

1 調査概要

調査対象	抽出法	調査方法
18 歳以上の町民	無作為抽出	郵送による配布・回収
調査地域	配布数•回収数	有効回収率
町内全域	2,000票•750票	37.5%

2 調査結果

町民アンケートの結果として、まちへの「愛着度」、「定住意向」、「満足度」、「10年後のまちの将来像(あるべき姿)」など主な調査結果を町民のおもいとしてまとめました。

(1) まちへの愛着度

- 〇町民の81.4%の人がまちに"愛着を感じている"という意向を示しています。
- 〇一方、まちに"愛着を感じていない"という人は4.8%にとどまっています。
- 〇年齢別でみると、"愛着を感じている"率は80歳以上(86.9%)、60歳代(85.8%)、40歳代(82.5%)が高くなっています。一方、70歳代(77.4%)、10・20歳代(78.0%)では比較的低くなっています。
- 〇居住地区でみると、"愛着を感じている"率は、勝山地区(87.7%)が最も高く、 足和田地区(長浜・西湖・根場・大嵐)(65.4%)が最も低くなっています。

(2) まちへの定住意向

- 〇町民の82.5%の人がまちに"住みたい"という意向を示しています。
- 〇一方、まちに"住みたくない"という人は3.4%にとどまっています。
- 〇年齢別でみると、"住みたい"率は加齢とともに上昇する傾向がみられ、80歳以上では95.2%にのぼります。なお、70歳代の"住みたい"率は77.4%と低くなっています。
- 〇居住地区でみると、"住みたい"率は、河口湖地区(船津・小立・大石・河口・浅川)(84.7%)が最も高く、足和田地区(長浜・西湖・根場・大嵐)(69.2%)が最も低くなっています。

(3) まちの各環境に関する満足度の評価

まちの各環境に関する満足度を計るため、加重平均値による評価点(満足度:最高点 10点、最低点-10点)による分析を行いました。

○満足度の高い項目

第1位:「自然環境(大気・水環境、動物・植物など)の豊かさと保全」(4.73

点)

第2位:「田園風景など景観が良い」(3.37点)

第3位:「水道の整備が進んでいる」(3.25点)

などの順となっています。

○満足度の低い項目

第1位:「鉄道・バスなど公共交通機関が利用しやすい」(-2.67点)

第2位:「衣料品や電化製品などの買い物がしやすい」(-2.38点)

第3位:「働く場が確保されている」(-2.06点)

などの順となっています。

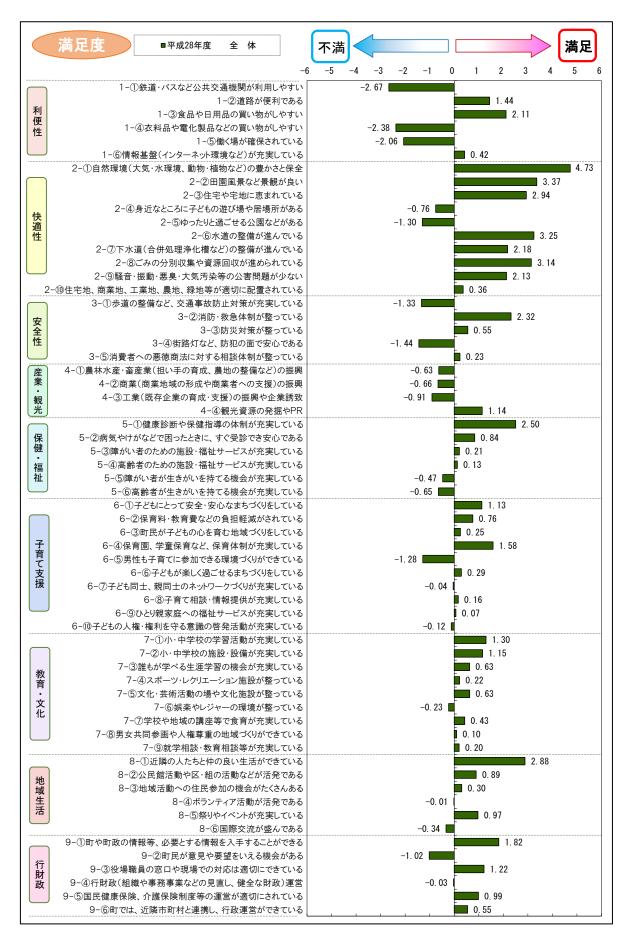
- 〇分野別でみると、「快適性」分野(平均 2.00 点)が最も高くなっており、「利便性」分野(平均-0.52 点)が最も低くなっています。
- ○評価がプラスの項目は 42 項目、マイナスの項目は 20 項目となっており、"満足"が"不満"を上回っています。

※加重平均値の算出方法※

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点(満足度)を算出する。

この算出方法により、評価点(満足度)は 10 点~-10 点の間に分布し、中間点の0点を境に、10点に近くなるほど評価は高いと考えられ、逆に-10点に近くなるほど評価が低いと考えられる。

【まちの各環境に関する満足度の評価点(全体)】



(4) まちの各環境に関する重要度の評価

まちの各環境に関する重要度を計るため、加重平均値による評価点(重要度:最高点 10点、最低点-10点)による分析を行いました。

○重要度の高い項目

第1位:「歩道の整備など、交通事故防止対策が充実している」(6.68点)

第2位:「街路灯など、防犯の面で安心である」(6.66点)

第3位:「子どもにとって安全・安心なまちづくりをしている」(6.63点)

第4位:「自然環境(大気・水環境、動物・植物など)の豊かさと保全」(6.60

点)

第5位: 「病気やけがなどで困ったときに、すぐ受診でき安心である」(6.55 点) などの順となっています。

- 〇分野別でみると、「安全性」分野(平均 6.22 点)が最も高くなっており、「地域生活」分野(平均 3.25 点)が最も低くなっています。
- ○重要度が高く満足度の高い項目は「自然環境の豊かさと保全」など快適性の項目、 満足度の低い項目は街路灯や歩道の整備など安全性の項目となっています。

※加重平均値の算出方法※

評価点二

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点(重要度)を算出する。

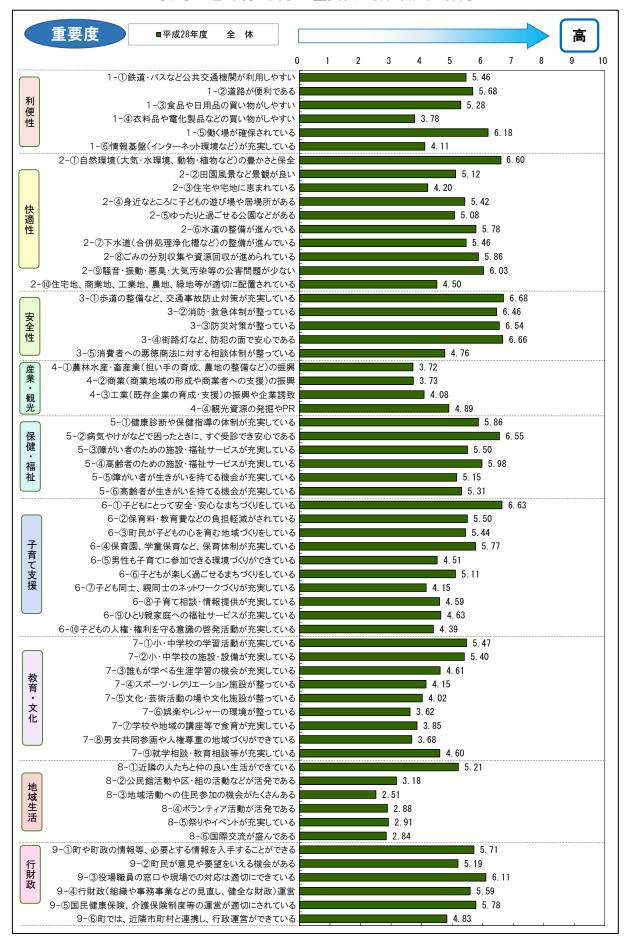
「「重要」の回答者数×10 点 + 「やや重要」の回答者数×5点 + 「どちらともいえない」×0点

ー 「あまり重要でない」の回答者数×-5点

「重要でない」の回答者数×-10点

「重要」、「やや重要」、「どちらと もいえない」、「あまり重要でな い」、「重要でない」の回答者数

【まちの各環境に関する重要度の評価点(全体)】



(5) まちの 10 年後の将来像(あるべき姿)

○町民全体における順位

第1位:「水と緑と大地の豊かな自然環境のあるまち」(50.3%)

第2位:「医療・救急体制や防犯・防災体制の整った、安心して暮らせるまち」

(43.1%)

第3位:「高齢者や障がい者が暮らしやすい健康と福祉の充実したまち」

(42.2%)

第4位:「子育て支援が充実し、子どもが楽しく、充実した子ども時代を過ごせる

まち」(29.0%)

第5位:「行政サービスが充実した安定性・自立性の高いまち」(20.4%)

〇年齢別の第1位項目

10・20 歳代:「水と緑と大地の豊かな自然環境のあるまち」

30歳代:「子育て支援が充実し、子どもが楽しく、充実した子ども時代を過ごせる

まち」

40歳代:「医療・救急体制や防犯・防災体制の整った、安心して暮らせるまち」

50歳代:「医療・救急体制や防犯・防災体制の整った、安心して暮らせるまち」

60歳代:「水と緑と大地の豊かな自然環境のあるまち」

70歳代:「水と緑と大地の豊かな自然環境のあるまち」

80 歳以上:「高齢者や障がい者が暮らしやすい健康と福祉の充実したまち」

〇地域別の第1位項目

河口湖地区(船津・小立・大石・河口・浅川):

「水と緑と大地の豊かな自然環境のあるまち」

勝山地区:

「水と緑と大地の豊かな自然環境のあるまち」

「医療・救急体制や防犯・防災体制の整った、安心して暮らせるまち」

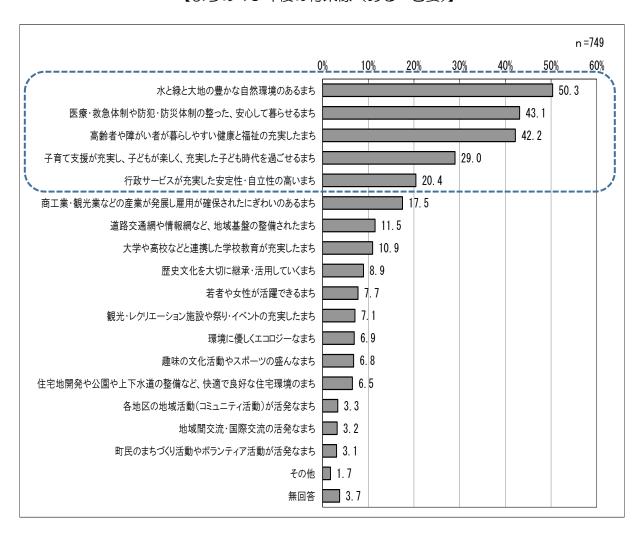
上九一色地区(精進・本栖・富士ヶ嶺):

「水と緑と大地の豊かな自然環境のあるまち」

足和田地区(長浜・西湖・根場・大嵐):

「医療・救急体制や防犯・防災体制の整った、安心して暮らせるまち」

【まちの10年後の将来像(あるべき姿)】



第5 まちづくりに向けての基本的課題

本計画策定の背景となる本町の魅力や本町を取り巻く社会情勢と環境、町民のまちづくりへの思いなどから、これからのまちづくりにおいて解決していくべき課題を整理します。

基本的課題1 自然環境の保全と継承

本町は、富士箱根伊豆国立公園内にあり、世界文化遺産を構成する青木ヶ原樹海や富士ヶ 嶺高原、4つの湖を抱えており、富士山の眺望とともに、それらの自然環境や景観は、世界 に誇れる本町の財産となっています。様々な恵みをもたらす自然環境を保全し、次世代に引 き継いでいくことは、町民生活や産業を支える根幹の部分となるため大変重要であるといえ ます。

基本的課題2 安全・安心な社会基盤・生活環境の整備

地球温暖化に起因する異常気象による大規模な自然災害や東海・東南海・南海の地震連動 及び富士山の噴火などが懸念されており、安全・安心を確保するための防災・減災対策は必 須といえます。

また、子どもや高齢者等へ配慮した交通環境の整備は交通事故などを未然に防ぐために重要であるとともに、防犯に役立つ見守り環境の充実や街路灯などの整備が求められています。

観光地である本町は、マイカー利用の観光客の増加に伴い交通渋滞の発生がみられ、広域的な幹線道路や町内アクセス道路の整備が必要といえます。

住環境においては、計画的な宅地開発や身近に利用できる小公園や広場の整備が求められています。また、美しく快適な町へ向け、清潔なまちづくりとごみの減量化や再生可能エネルギーへの転換などにより環境の質の向上を図る必要があります。

ICTの急速な進化は、交通、医療、福祉、観光、教育、防災等の様々な分野で、課題の解決や新規ビジネスの創出を促し、社会経済活動全体を変革する可能性を高めており、その効果的な利活用が不可欠となっています。

基本的課題3 子育て環境の整備と次代を担う人材の育成

本町の総人口はこれまで増加で推移してきましたが、平成27年の国勢調査では、微減に転じ人口減少という社会問題に本格的に取り組む必要が出てきました。合計特殊出生率は平成20年から平成24年の間では1.55となっており、人口置換水準である2.07を下回っているため、若者が家庭を持ち、子どもを産み育てていく環境を整備・支援していくことは重要であるといえます。

また、時代に合った教育環境の整備や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動を振興 し、地域の特色ある歴史・伝統・文化を保護・継承していくことで、地域への誇りや愛着心 を持った、次代のまちづくりを担う人材の育成につなげていく必要があります。

そして、高齢化の進行に伴い、生きがいを持った豊かで充実した老後生活が求められてき ており、各年齢層に応じた多様な学習が行える環境の整備や積極的な活動の機会を創出する ことが必要となっています。

基本的課題4 地域で支え合い、いつまでも健康で過ごす

平均寿命が延びる中、だれもがいつまでも健康で、地域で支え合いながらともに生きていくことが大切です。そのためには、がん検診や特定健診の受診率の向上を図り、年齢性別に応じた栄養指導を進めたり、自らの努力により健康寿命を延伸することに加え、保健・医療・福祉の連携を図り、地域やNPO・ボランティアなど各種団体が協働できる、地域包括ケアシステム等の仕組みの強化が必要となっており、地域を主体とした取組が求められています。

基本的課題5 交流人口と産業の結びつき

本町では、首都圏内における交通手段の利便性の良さとともに、世界文化遺産の豊かな観 光資源により、国内外の観光客が増大し、本町を拠点とした活発な交流が展開されていま す。

「観光立町」である本町では、より一層の交流人口の増大に向けた広域的なアクセス道路の整備と訪日外国人を中心とした観光客の受入れ環境の整備や体制づくりが必要となっています。

また、魅力ある自然環境の中でのスポーツ環境の整備や農林水産・畜産業との連携を図った体験型観光の開発、「食」文化の創出などにより本町のブランドカの強化が重要となっています。

さらに、第1次産業における担い手の確保や育成、競争力の高い農畜産物等の特産品の開発やブランド化を推進し、観光産業との連携による雇用の創出を図る必要があります。

基本的課題6 協働によるまちづくりと行財政運営の推進

人口減少の進行に伴い、地域における共助の担い手の不足等の課題が出てきています。各地域を持続・発展させていくためには、町民と行政がお互いの役割を理解した協働をより充実させる必要があり、リーダーとなる人材やボランティア・NPO 法人の育成や支援、まちづくり団体間の交流を促進していくことが必要になっています。

また、税収の伸び悩みや社会保障負担の増大は不可避であり、今後は財政状況が一層厳しくなると見込まれています。ICTを活用した業務の標準化・効率化に努め、民間委託等の活用等による更なる業務改革の推進と安定的な財政運営が必要となっています。

第2編 基本構想

第1章 将来像とまちづくりの方向性

第1 まちづくりの基本理念

「本町の魅力」、「本町を取り巻く社会情勢と環境」、「町民のまちづくりへのおもい」から、 本町における様々な特色を踏まえ、次のまちづくりの基本理念を本計画全体に浸透させ、長 期的な展望に立ったまちづくりを進めていきます。

本町の魅力

- 1. 豊かな自然に恵まれた日本屈指の景勝地
- 首都圏 100km圏内、 90分で結ばれた広域交 通アクセス
- 3. 多彩な資源をもつ国際観光地
- 4. 密接な関係のある世界文 化遺産の富士山
- 5. 生活のインフラが整い暮 らしやすい

社会情勢と環境

- 人口減少・超高齢社会の 進展
- 2. 大規模な自然災害への対応
- 3. 産業・経済のグローバル 化
- 4. 地球環境との共生
- 5. I C T の進化とライフス タイル
- 6. 持続可能な地域づくり
- 7. 自治体運営の一層の効率 化

町民のおもい

- 1.「水と緑と大地の豊かな自然環境のあるまち」
- 2. 「医療・救急体制や防犯・ 防災体制の整った、安心 して暮らせるまち」
- 3. 「高齢者や障がい者が暮らしやすい健康と福祉 の充実したまち」
- 4. 「子育て支援が充実し、子 どもが楽しく、充実した 子ども時代を過ごせる まち」
- 5. 「行政サービスが充実した安定性・自立性の高いまち」

長期的展望に立ったまちづくり 4つの基本理念 富士山とともにあるまち まちの資産の 継 承 信頼される 行 政

町民主体の協働によるまちづくり

自治基本条例に沿って、町民と行政がともに協力し合い、お互いがそれぞれの役割を担い、町民一人一人を尊重したまちづくりを推進していきます。

また、行政情報の提供を積極的に行い、町民からの広聴活動に努め、相互の情報の共有化を図ることで、個性豊かで活力に満ちた地域の形成を図ります。

まちの資産の継承

町内のいたるところから眺望できる富士山や風光明媚な四季折々の自然景観などを形成する豊かな自然環境や、地域にある歴史や文化、伝統など本町を形作っている資産を保全し、後世に引き継いでいくことで誰もが心豊かに住み続けられるまちづくりを推進していきます。

また、本町の未来の力は子どもたちの力の結集であるといえます。「東京オリンピック・パラリンピック」の開催から生まれる本町での「レガシー」を継承・活用していくなど、郷土への愛着や誇りを育み、一人一人の個性に合った能力の形成に重点を置き、人とまちが持つ資産の継承を推進していきます。

富士山とともにあるまち

世界文化遺産のまちとして、富士北麓地域の恵みや価値を守り育み、多彩な交流を創造する活気に満ちた魅力あるまちとして、誇りを心に持ったまちづくりを推進していきます。

また、日本を代表する国際観光地であることを認識し、おもてなしの心あふれる、住んでも訪れても心地よいまちづくりを推進していきます。

信頼される行政

日々変化する社会情勢や環境の中、町民の行政に対するニーズは多様化・高度化しており、それに対応した効率的な住民サービスを行うため、コスト意識を持って事務事業の効率化・簡素化に努め、安定した行財政運営を推進していきます。

また、住民満足度を高めていくためには、行政サービスの質の向上が不可欠であり、職員の政策立案能力向上のための研修や、組織目標の実現に向かって能力を発揮できるよう人材育成制度の構築に取り組むなど、町民に信頼され、住民満足度の高いまちづくりを目指します。

第2 目指す将来像

将来像は、計画策定にあたっての基本的な視点やまちづくりの基本理念を踏まえ、概ね 10 年先のまちの姿を表しています。

将来像

ひとを優しくつなぐ 世界に誇る ふじのまち

「ひとを優しくつなぐ」

子どもからお年寄り、障がいのある方など全ての町民がいきいきと活動できる、ひとと 環境に優しいまちづくりを進め、住む幸せが実感できるまちを目指します。

そして、町内の地域と地域、世界中の各地域との活発な交流・連携を促進し、ふれあいと絆を大切にした魅力ある地域づくりを進め、住むひとも訪れるひとも心でつながるまちづくりを進めます。

「世界に誇る」

富士箱根伊豆国立公園地域の自然環境、世界文化遺産の富士山の眺望や4つの湖が醸し 出す自然景観は、国内だけでなく世界に誇る本町の宝です。

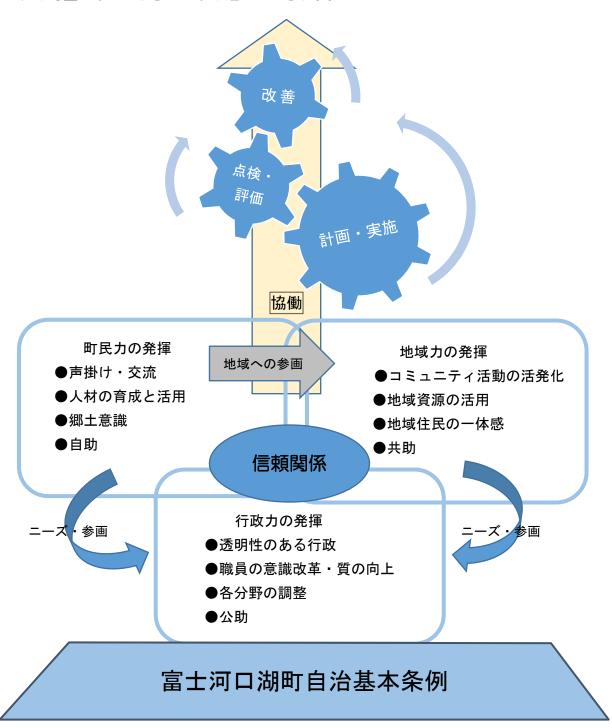
「東京オリンピック・パラリンピック」の開催を受け、国内外の旅行者の増大が見込まれる中、国際観光地としてワンランク上の受入れ環境の整備や体制を整えながら、愛着と 誇りの心とおもてなしの心を持った世界に誇れるまちづくりを推進していきます。

「ふじのまち」

ふじは富士山の「富士」と二つとない「不二」を表し、世界文化遺産の富士山の魅力や 価値を守り育み、地域の活性化につなげることで、二つとないまち、を目指したまちづく りを進めていきます。

第3 計画推進にあたっての3つの推進力

行政だけでなく本町のまちづくりを支える全ての町民や地域、多様な主体が、お互いの独立性を尊重しながらまちづくりを進めていきます。



- ※町民力=町民が自主的に地域における課題の解決に取り組んでいく力。
- ※地域カー地域社会の諸課題について、地域の構成員が、自ら課題の所在を認識し、自律的に、町内 外の主体との協働を図りながら、地域課題を解決したり、地域としての価値を創造して いく力。
- ※行政力=自治体の「ちから」であり、町としての「実力」。自律した自治体の健全な経営を行って いく力量であり、効果的な施策を展開できる職員の力。

第4 将来の人口

平成 27(2015)年の国勢調査による総人口は 25,329 人となっていますが、将来に向けた人口構造の長期的展望と方向性を示した人口ビジョンをもとにした将来人口推計では、今後、人口減少、少子高齢化への対策を着実に推進することにより、平成 34(2022)年では 25,573 人、平成 39(2027)年には 25,505 人となっていくと予測されています。

また、年少人口比率は横ばいで推移しますが、老年人口比率は 24.1%から 29.0%まで増加していきます。

本町の将来人口は、長期的には人口ビジョンの目標人口(自然動態と社会動態を改善させることによって平成72(2060)年に約23,000人の人口を維持)を掲げ、その実現のための総合戦略と基本施策を進めていくことにより、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的な発展を遂げていくまちづくりを目指します。

(人) 30,000 推計値 実績値 25,573 25,471 25,329 25,505 25,117 25,000 4,667 5,302 6,099 6,974 Т 7.356 (18.6%)(21.0%) (24.1%) (27.5%) (29.0%) 20,000 1 15,000 16,313 16.231 15 647 15.267 (64.9%) 14,748 (64.2%) ı (61.9%)10,000 (60.3%)(58.2%) ı 5,000 4.137 3,737 3,518 3,332 3,401 (16.5%)(14.8%) (13.9%) (13.4%) (13.2%)n 平成17(2005)年 平成22(2010)年 平成27(2015)年 平成34(2022)年 平成39(2027)年 ■年少人口(15歳未満) □生産年齢人口(15~64歳) □老年人口(65歳以上)

【人口ビジョンをもとに推計した将来人口】

平成 17 年から平成 27 年までは実績値、平成 34 年及び平成 39 年は総合戦略による人口減少、少子高齢化対策を実施したことによる推計値となっています。

「富士河口湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに作成

第5 土地利用の方針

土地利用は、本町における土地の使い方などの方向を示す重要な指針となるものです。

本町は大部分が山林や湖等の自然的な土地利用で占められていますが、時代の変化や都市 化の進展とともに土地利用も変化し、中心市街地の空洞化や郊外における急速な宅地化の進 行、農業地域の耕作放棄地の増加、中山間地域の過疎化の進行、森林の荒廃など、郷土の景観 や地域環境への影響が懸念されています。

富士北麓の豊かな環境の中で、自然と共生する先人の知恵と営みを継承し、「人と自然」の 共存・調和を図りながら、環境と共生する適正な開発誘導を行うなど、地域の特性に応じた 計画的な土地利用を進めます。

1 市街地エリア

中心市街地の活性化と再生は本町の重要な課題の一つです。観光リゾート地としての本町の顔にふさわしい活気と魅力を高め、美しい風景に抱かれたコンパクトな中心市街地形成を図ります。

2 農住共生エリア

富士北麓の風土の恵みを享受し暮らし続けるために、農地の計画的な保全と農業基盤整備の促進、耕作放棄地等の有効利用、集落地の住環境改善など地域特性に応じた良好な集落地の形成を図ります。

3 観光リゾートエリア

富士山の眺望と美しい湖を擁する自然環境を活かした観光保養地の更なる魅力と活力を 高めるため、機能的かつ適正な土地利用の調整と誘導を図ります。

4 森林リゾートエリア

森林に囲まれた別荘住宅地や観光レクリエーション施設周辺地域は、適正な土地利用誘導や居住環境整備を進め、美しい自然や景観と調和した林間住環境づくりを進めます。

5 森林エリア

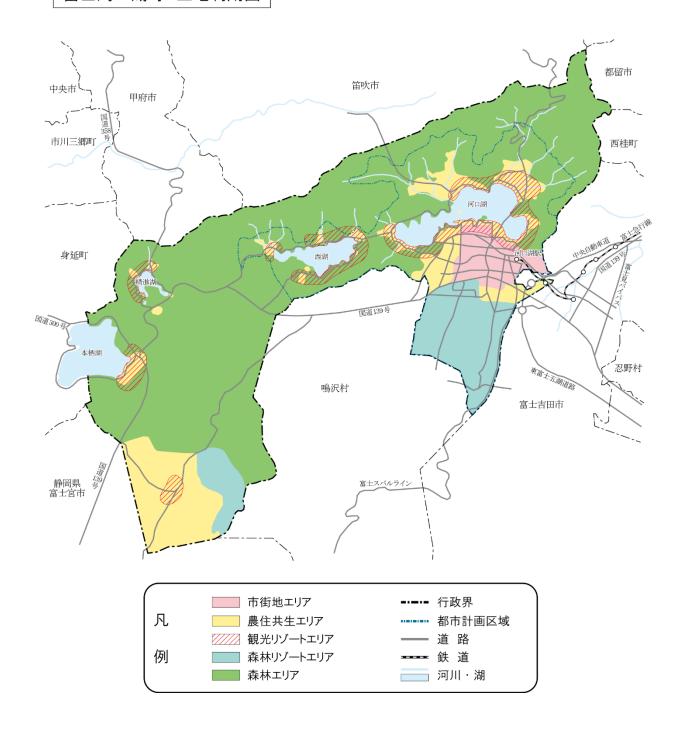
本町は、概ね全域が「富士箱根伊豆国立公園」地域にあり、この豊かな自然環境は太古の時代より大切に受け継がれた郷土の貴重な財産です。これらを貴重な自然・景観資源として大切に守るとともに、レクリエーション、自然とのふれあいの場として多様な活用を図ります。

6 ネットワークの方針

広域的な交通アクセス強化と本町の骨格を形成する幹線道路の適切な配置と機能強化を 進め、系統性のある幹線道路網の形成と周辺都市や4つの湖の地域を連絡する道路網の強 化を図って、人・モノ・情報の交流を活発化させます。

また、これらの交流が新たな価値創造につながり、さらには一層の賑わいを創出することにもつながっていくため、町内各地域が自らの資源に磨きをかけて、新しい成長エンジンになるよう、地域の連携をより一層図っていきます。

富士河口湖町 土地利用図



第2章 施策の大綱と重点的施策

第1 将来像を実現するための基本的方向

将来像の実現に向けては、行政活動の各分野の施策について5つの基本的方向を定めて推進していきます。

基本理念 —— 将来像 町民主体の協働 ひとを優しくつなぐ まちの資産の継承 世界に誇る 富士山とともにあるまち ふじのまち 信頼される行政 政策分野 5つの基本的方向 1. ひとが暮らしや 自然環境 防災 生 活 生 活 すいまち 基盤 環境 防 犯 景観 生涯学習 2. ひとを育むまち 子育て 教 育 芸術文化 3. ひとに優しい 社 会 保 健 福祉 まち 保障 医 療 4. ひとが交わる 雇用 交 流 観光 産業 まち 5. ひとの知恵と コミュニ 行財政 人権尊重 参 画 工夫でつなぐ 男女共同参画 まち ティ 協働 運営

基本的方向。

ひとが暮らしやすいまち

自然環境 景 観

防災防犯

生 基 盤 生 活 環 境

【基本的方向のねらい】

多彩な自然環境は、本町の大きな魅力・財産であり、次の世代に継承していくことは大変重要です。また、防災・減災・防犯への対策、道路・交通環境の整備、高度情報化への対応や公園等身近な住環境整備を進め、誰もが住みやすく、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

【基本施策】

自然環境•景観

町民のまちの各環境に対する満足度において「自然環境(大気・水環境、動物・植物など)の豊かさと保全」が第1位となっています。

この自然環境や水資源を保全するとともに、景観の保全と形成を進めていくことは、本町の成り立ちの根幹に直結する重要施策であり、次世代につなぐ重責を担っています。

	基本施策
1	自然環境・水資源の保全
2	湖・河川の保全と活用
3	景観の保全と形成

防災•防犯

自然災害、事故災害に強いまちづくりを進めて防災力の向上 を図ります。

また、子どもや高齢者等が安心して歩行できるよう交通環境の整備を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進し犯罪を 未然に防ぐ環境整備を進めます。

	基本施策
4	防災・減災対策の取組み
5	消防・救急体制の充実
6	交通安全と防犯体制の充実

生活基盤

観光立町としての更なる発展に向け、広域的なアクセス道路の整備を促進し、利便性や安全性を考慮した生活道路網の整備を進めていきます。

また、経済活動や町民の生活全般に大きな影響があるICTの活発な利活用に向けた情報リテラシーやスキルの向上を促進します。

	基本施策
7	道路網の充実
8	交通網の充実
9	高度情報ネットワーク社会への対応

生活環境

風光明媚な自然景観の中で、清潔で快適な住環境の整備は住む人にも訪れる人にも求められるものです。

また、小公園や広場などは子育て世代にとっても必要とされている施設であり、移住・定住に向けてその整備を促進する必要があります。

	基本施策
10	環境衛生・循環型社会の実現
11	上下水道の整備
12	住環境の整備
13	公園・緑地・広場の整備

基本的方向

2

ひとを育むまち

子育て

教 育

生涯学習 芸術文化

【基本的方向のねらい】

中長期的な人口対策として、第一に子育て世代が安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えます。また、子どもたちには、変動する社会情勢に的確に対応できる生きる力が必要とされ、誰もが健康で充実した質の高い生活を送れるよう教育・スポーツ・文化の振興を図り、誇りや愛着心を持って次代のまちづくりを推進していく人材の育成を進めていきます。

【基本施策】

子育て

結婚から子育ての期間において、子どもとその家族を支える 施策を進め、子どもを安心して産み育てられる環境を整えると ともに、子どもの笑顔があふれるまちづくりを目指します。

	基本施策				
14	子育て支援の充実				
15	15 児童福祉・ひとり親福祉の充実				

教育

子どもの持つ力は未来の町の力であることから、自ら学び、考え、行動する力、課題を主体的に解決できる力などを伸ばし育てる教育を推進していきます。

また、地域資源を生かした多様な学習・体験ができる環境を整え、学校・家庭・地域が一体となった教育環境の充実を図っていきます。

	基本施策
16	生きる力を育む教育の充実
17	教育環境の充実

生涯学習 芸術文化

町民の多岐にわたる学習意欲に対応し、各年齢層に応じた活動機会を創出していくなど、健康で充実した質の高い生活を送るために、スポーツ・文化・レクリエーション活動を振興していきます。

また、子どもから大人まで、ふるさとを想う郷土愛を育めるよう地域の歴史・伝統・文化などを保護継承していきます。

あわせて、町民が芸術・文化を気軽に親しむことができる機会の充実や活動の成果を表現する場の充実を目指すとともに、新たな文化の創造を振興しながら、国内外からの誘客に務め、地域の経済活性化にも貢献する中で、地域づくりにも貢献していきます。

	基本施策				
18	生涯学習活動の支援				
19	スポーツ・レクリエーション活動の支援				
20	歴史・文化の保護継承と新たな芸術文化の創造と振興				

基本的方向

3

ひとに優しいまち

保健 医療

福祉

社 会 保 障

【基本的方向のねらい】

今後の 10 年間で団塊の世代が 75 歳に到達し、高齢化が一層進んでいきます。 健康寿命の延伸を図り、誰もがいつまでも健康に、住み慣れた環境で活動ができる ように、保健・医療・福祉の連携が図られた、地域での支え合いによるまちづくり を推進していきます。

【基本施策】

保健•医療

子どもから高齢者まで各世代に応じた健康診査の受診や食生活の改善などを進め、いつまでも心身ともに健康な生活が続けられるよう、町民の健康づくりへの意識を高めるとともに、県・医師会・医療機関等関係団体による地域医療体制の充実に努めていきます。

	基本施策
21	健康寿命の延伸
22	食育の推進
23	地域医療体制の充実

福祉

介護等を必要とする高齢者や障がい者などが、自宅や住み慣れた地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援等のサービスが継続的・一体的に受けられる地域包括ケアシステム等の仕組みづくりを促進します。

	基本施策
24	地域福祉の推進
25	高齢者福祉の充実
26	障がい者福祉の充実

社会保障

国民年金制度、国民健康保険制度について、広く周知し更なる 啓発に努めて、正しい理解を求めていきます。

また、介護保険制度や後期高齢者医療制度等は将来のサービスの提供体制などの計画的な整備を行っていきます。

	基	本	施	策				
27	27 社会保障制度の充実							

基本的方向

4

ひとが交わるまち

産業

観光

雇用

交 流

【基本的方向のねらい】

本町は、今も昔も、国内外から多くの人々を惹きつけて、ひととひとが交わりつながる拠点として存在しています。その交流の場をさらに磨き、受入れ環境等の充実を図るとともに、その交流の働きを農林水産・畜産業、観光業との連携による付加価値の向上につなげながら、新たな雇用の創出に結びつけていきます。

【基本施策】

産業

農畜産物等の特産品の開発やブランド化を図るなど競争力を 高め、体験型観光の開発や「食」文化の創出を促進していきます。 また、町民や観光客に魅力的な商業空間の創出や機能面での 強化を促進していきます。

	基本施策				
28	農林水産・畜産業の振興				
29	商工・サービス業の振興				

観光

来訪者のニーズに応じた、満足度の高い受入れ環境の整備を 図りながら、自然環境や景観、観光施設等の新たな活かし方の創 出や観光情報の発信の強化など、リピート滞在の増加を目指し た観光ブランドカの向上を図り、観光入込客数の増加に向けた 取組を推進していきます。

		基	本	施	策	
30	観光の振興					

雇用

観光を中心とした各産業の連携により、魅力的な職場、若者の 雇用の創出を図るとともに、就労意欲の高い高齢者や障がい者 など、それぞれの能力や状態に対応した就労機会の創出や環境 の整備を促進していきます。

また、保育や介護の面での支援として、女性の就労環境の改善に向けた企業等への働きかけを図ります。

	基	本	施	策	

31 雇用・勤労者への対策

交流

世界文化遺産をとおした都市間のネットワークの形成や強化、交流を進めて、お互いの友好を深め、相互のまちの活性化や情報発信、協力体制の構築につなげていきます。

また、国際交流に関する講座等により、諸外国との相互理解の 促進、町民の国際感覚やおもてなしの心を磨くなど、国際観光地 としての受入れ環境の整備を促進していきます。

基本施策

32 | 交流活動の推進

5

ひとの知恵と工夫でつなぐまち

人権尊重 男女共同参画 参画

協

働

コミュニティ

行財政 運 営

【基本的方向のねらい】

男女が共に支え合いながら個性や能力が発揮でき、住民一人一人の人権が尊重されるまちを形作る必要があります。

町や地域を次世代に引き継いでいくためには、人口減少の進行に伴う担い手不足等の諸問題を、町に関わる全てのひとの知恵と工夫、周辺地域との連携の中で解決していかなければなりません。地域コミュニティによる支え合いの中で、全てのひとがお互いの役割を理解した、町民が主体となったまちづくりを推進していく必要があります。

また、厳しい財政状況の中では、町民との協働を軸においた、業務の標準化や効率化を促進し、町民満足度の向上を目指した健全な行財政運営を進め、信頼される行政を目指していきます。

【基本施策】

人権尊重 男女共同参画 住民一人一人の人権が尊重されるよう、あらゆる場を通じた 人権教育を促進していきます。

また、男女平等の原則を基本に、自由な選択と個性や能力が十分に発揮できるよう、性別・年齢などに関係なく、全ての町民が社会の一員としてまちづくりに参画する機会を確保していきます。

	基本施策			
33	人権尊重の推進			
34	4 男女共同参画社会の推進			

参画•協働

本町の運営にあたっては、町民を主体として、町民と行政がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、互いの連携のもと協働によるまちづくりを推進し、次世代につながる町を作り上げていきます。

	基	本	施	策	
35	住民参画による協働				

コミュニティ

人口減少と高齢化が進行する中、町民の生活に身近である地域コミュニティは住民活動やまちづくりの基本であり、その役割への期待が増大してきています。

地域での支え合いを継続的に進めていくためには、担い手の 確保と地域づくりへの人材育成などを推進していく必要があり ます。

	基	本	施	策			
36	コミュニティ活動の推進						

行財政運営

住民ニーズに対応した質の高いサービスの提供に努め、満足度の向上を図り、信頼される行政を目指していきます。

厳しい財政状況の中では、事業の重要度や効果などを明確に したうえで、戦略的な事業の立案や計画的にマネジメントされ た進行・管理を推進していきます。

また、広域的連携を強め、効率性の確保を図った広域行政を進めていきます。

	基	本	施	策	
37	行財政運営の推進				
38	広域行政の促進				

第2 重点的施策

まちの将来像の実現にあたっては、本計画に掲げる5つの基本的方向による38の施策を、 選択と集中の視点で効率的かつ効果的に推進していかなければなりませんが、今後 10 年間 で、特に力を入れて取り組むべき3つの重点的施策を設定します。この重点的施策について は庁内の関係部門間だけではなく行政以外の人や組織が連携して施策を進めることにより、 より一層の効果を上げることを目指します。

重点的施策の位置付け 基本理念 将来像 ひとを優しくつなぐ 世界に誇る ふじのまち 将来像を実現するための5つの基本的方向と38の基本施策 重点的施策 若者や子育て世代に 優しい環境をつくる 交流を支えるアクセ 国際観光地にふさわし ス態勢を確保する いブランドカをつくる 富士河口湖町の一層の魅力の向上

重点的施策1:若者や子育て世代に優しい環境をつくる

子どもの力は未来の町の力であるため、若者の婚活・妊活・定住への支援を図るなどニーズに合った少子化対策を進めるとともに、医療費手当や保育所の給食費への支援など、子育て世代(特に共働き家庭)が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していきます。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女ともに働きやすい環境の整備にも取り組んでいきます。

重点的施策2:国際観光地にふさわしいブランドカをつくる

「食」文化の創出や体験型観光の開発などを推進し、まちのブランドカを強化していきます。

また、キャッシュレス化、免税店化等国際観光地としての受入れ環境の整備・体制 づくりを促進することでワンランク上の観光地を目指すとともに、観光・商工・農林 水産・畜産業が連携した産業の活性化を図り、魅力と働きがいのある雇用の確保につ なげていきます。

重点的施策3:交流を支えるアクセス態勢を確保する

広域的なアクセス道路の整備は、地域間の連携の強化や増加する交流人口を支えたり、防災面における救助・救援活動や緊急物資の輸送など、大きなメリットがあります。

自然を満喫できる西ルート(国道 139号)の整備、中央自動車道(小仏トンネル)の渋滞を解消に導く第2小仏トンネルの整備、東名高速道路からのアクセスを円滑にする御殿場 I C - 須走間の整備は、重要かつ早期の整備が望まれおり、国や県等の関係機関に強く要望して早期のアクセス態勢の確保に努めます。

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第1 基本計画の性格と役割

基本計画は、基本構想の施策の体系と、今後取り組むべき本町の発展課題に基づき、将来像を実現するための5つの基本的方向と 38 の基本施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの5年間を前期計画、平成 35 年度から平成 39 年度までの5年間を後期計画とします。

また、計画の進捗状況や到達点を絶えず点検評価するPDCAマネジメントサイクルの確立を目指します。

第2 基本計画の構成

基本的方向 1 ひとが暮らしやすいまち ◆

■政策分野:自然環境・景観1-1 自然環境・水資源の保全

目指す姿 町民・事業者・行政が一体となって自然環境の保護・保全活動を追及します。

5つの基本的方向があります。

主な政策分野を表しています。

全体で38の基本施策。

本施策における本町の目指す姿を冒頭に掲げます。

住民との協働による成果として の住民満足度の向上が大切と考 え、目指す姿が実現に向かうと き、住民満足度の向上につながる と考えています。

前期基本計画の期間が終了する 時点で再度住民アンケートを行 いその成果を検証します。

本施策の現状と課題を表しています。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
自然環境(大気・水環境、動物・植物など)の豊かさと保全	%	~	71.7	※平成 28(2016)年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- ○本町は、富士箱根伊豆国立公園内にあり、自然公園法による各種規制により自然環境が保護されており、今後も法の趣旨を遵守しなければなりません。
- ○自然公園法の届出又は許可を受けずに土地の形状変更や樹木の伐採、住宅の新築、改築、 増築などを無断で行う事業者に対しては、山梨県みどり自然課、富士・東部林務環境事務 所、環境省富士山自然保護官事務所、町環境課が連携し、それらの行為について監視・注意 するとともに現場で指導・説明を行っています。

施策の展開

	施策名	取組の内容
1	啓発・保護活動の推進	■自然公園法の規制は、年に一度、河口湖周辺の住宅や事業所を対象に自然公園法についてのチラシを配布し、届 出や申請を提出するよう依頼して回るとともに、違反した事業者については、山梨県、富士・東部林務環境事務所、環境省富士山自然保護官事務所及び町環境課が連携して指導、申請をするよう促し、対象行為について規制されていることを伝達します。
2	車両の不法乗り入れや ごみの不法投棄の防止	■富士山への車両の不法乗り入れやごみの不法投棄による 環境破壊を防止するため、県や近隣市町村、NPOなどと 連携しながら、パトロールや啓発活動など自然環境保護 のための活動を推進します。

展開していく施策の内容を表しています。

主な事業	担当課
自然エネルギーの利用促進事業	環境課 ◀
二酸化炭素排出抑制対策事業	環境課
車両不法乗り入れ、不法投棄のパトロール	環境課
温泉事業	水道課
太陽光発電システム設置補助事業	環境課
合併処理浄化槽整備補助事業	環境課

施策に基づいて実施する主な事 業を表しています。

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 ◀ (2022)年度	
CO2削減	t - CO2 /年	1	7,577	4,518	
	※町エコ・アップ計画目標値				
不法投棄件数	か所	*	73	60	
小应权采什奴	※不法投棄新規確認数				
住宅用太陽光発電システム設置件数	件	~	662	962	
住七市へ吻兀光电ン人プロ設置件数	※ (現状値はH19~H28 までの累計値)				

施策と事業実施による成果指標^{**} を表しています。

みんなで取り組む目標

○開発行為や土地の売買、利用にあたっては、自然環境との調和を図りましょう。 ○町の本来あるべき生態系の変化に留意し、自然再生活動などに積極的に参加・協力しま しょう。 町民一人一人が意識して取り組 む内容を呼びかけています。この 内容は住民協働にもつながるも のです。

※成果指標(Key Performance Indicators 重要業績評価指標)

•目標を達成するための具体的な指針や施策を評価する指標のこと。目標達成に向かってプロセスが適切に実行されているかどうかを計測する役割がある。

第2章 基本的方向 1 ひとが暮らしやすいまち

■政策分野:自然環境・景観

1-1 自然環境・水資源の保全

日指す姿

町民・事業者・行政が一体となって自然環境の保護・保全活動を追及します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
自然環境(大気・水環境、動物・植物など)の豊かさと保全	%	~	71.7	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- 〇本町は、富士箱根伊豆国立公園内にあり、自然公園法による各種規制により自然環境が保護されており、今後も法の趣旨を遵守しなければなりません。
- 〇自然公園法の届出又は許可を受けずに土地の形状変更や樹木の伐採、住宅の新築、改築、 増築などを無断で行う事業者に対しては、山梨県みどり自然課、富士・東部林務環境事務 所、環境省富士山自然保護官事務所、町環境課が連携し、それらの行為について監視・注意 するとともに現場で指導・説明を行っています。
- 〇車両の不法乗り入れや不法投棄については、パトロールや不法投棄の回収にあたっている ものの、後を絶たないのが現状となっています。
- 〇「第1次富士河口湖町エコ・アップ計画」は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第21 条に基づき、町が計画的かつ総合的に事務事業に係る地球温暖化対策を実施し、温室効果 ガス排出量を削減することを目的に策定するもので、町の総合計画を上位計画とし、町の 環境政策全般を踏まえた計画です。
 - また、「山梨県地球温暖化対策実行計画」及び「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき温室 効果ガス排出抑制制度をもとに、町内事業者にも配慮したうえで、平成 29 (2017) 年度 から平成 42 (2030) 年度までを計画期間と定めますが、実施状況、地球温暖化対策に関 する技術開発や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成 33 (2021) 年度中に計画の見直し を行う必要があります。
- 〇エネルギー消費及び二酸化炭素排出量の抑制のため、新エネルギーの導入など新たな対策が必要となっています。本町においても、地域の特性を生かした利用可能なエネルギーを模索し、行政と町民が協働して新エネルギーの導入を推進し、学習会の開催など行政が率先的に環境にやさしいまちづくりのための取組を促進する必要があります。
- 〇温泉については、平成7年に第1源泉、平成8年に第2源泉、平成16年に第3源泉の掘削を行い、第2源泉及び第3源泉からホテル・旅館等に配湯35軒・宅配10軒をしており、町の基幹産業である観光に大きく寄与し、観光客の増加とともに入湯税収入も貴重な

財源となっています。

また、温泉休養施設芙蓉の湯、健康プラザ、勝山ふれあいセンター、上九一色コミュニティセンターへ温泉を供給し、町民の健康増進など住民福祉に寄与しています。

揚湯量の減少により平成 23 (2011) 年度から配湯を中止している第1 源泉については、 今後温泉の需要量の推移を勘案しながら、施設の修繕、改修・整備について検討する必要 があります。

- 〇本町の上水道の水源となっている地下水の水質保全を引き続き行い、今後の観光事業の拡大や民間による地下水利用に伴う地下水の渇水に留意しつつ水資源の保全を図る必要があります。
- 〇湖や河川、地下水の水質汚濁防止のため、下水道事業の推進ともに下水道認可区域外にお ける合併処理浄化槽整備により生活環境の向上と自然環境の保全を図る必要があります。

施策の展開

	施 策 名	取組の内容
1	啓発・保護活動の推進	■自然公園法の規制は、年に一度、河口湖周辺の住宅や事業所を対象に自然公園法についてのチラシを配布し、届出や申請を提出するよう依頼して回るとともに、違反した事業者については、山梨県、富士・東部林務環境事務所、環境省富士山自然保護官事務所及び町環境課が連携して指導、申請をするよう促し、対象行為について規制されていることを伝達します。
2	車両の不法乗り入れや ごみの不法投棄の防止	■富士山への車両の不法乗り入れやごみの不法投棄による 環境破壊を防止するため、県や近隣市町村、NPO などと 連携しながら、パトロールや啓発活動など自然環境保護 のための活動を推進します。
3	二酸化炭素の排出抑制	■CO ² 削減を図るため、公用車への低公害自動車の導入推進や新エネルギーの公共施設などへの導入とともに、学校教育・町民への啓発活動を推進し、平成42(2030)年度の温室効果ガス排出削減目標を平成25(2013)年度比で40%の削減を目指します。また、職員一人一人の地球温暖化対策への取組を推進していきます。
4	再生可能エネルギーの 導入	■一般住宅用太陽光発電システムの設置補助に加え、今後 蓄電池購入補助を検討します。

	水資源の保全	■「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」、「富
		士河口湖町地下水保全条例」により適正な地下水利用の
		取組を進めます。
_		■地下水の保全をはじめ湖沼の水質保全など、本町の特性
5		である水資源の保全に町をあげて取り組みます。
		■温泉事業については、第2・第3号源泉ポンプの予備を
		常に確保し、ポンプ故障時に早急対応できるよう備える
		とともに効率的な維持管理に努めます。

主な事業	担当課
自然エネルギーの利用促進事業	環境課
二酸化炭素排出抑制対策事業	環境課
車両不法乗り入れ、不法投棄のパトロール	環境課
温泉事業	水道課
太陽光発電システム設置補助事業	環境課
合併処理浄化槽整備補助事業	環境課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
CO2削減	t - CO2/ 年	~	7,577	4,518
	※町工	コ・アッ	プ計画目標値	
不法投棄件数	か所	*	73	60
住宅用太陽光発電システム設置件数	件	~	662	962
	※(現	・ 状値はH	19〜H28 までの	累計値)

みんなで取り組む目標

- 〇開発行為や土地の売買、利用にあたっては、自然環境との調和を図りましょう。
- 〇町の本来あるべき生態系の変化に留意し、自然再生活動などに積極的に参加・協力しま しょう。

■政策分野:自然環境・景観

1-2 湖・河川の保全と活用

目指す姿

湖や河川の水質の保全とともに、防災機能や親水性の向上を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
自然環境(大気・水環境、動物・植物など)の豊かさと保全	%	~	71.7	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

〇本町は、富士五湖のうち河口湖・西湖・精進湖・本栖湖の4湖が存在することで「日本の湖 水地方」をキャッチフレーズに湖の保全及び活用策を展開してきました。

河口湖・西湖については、昭和57(1982)年、昭和58(1983)年の河口湖の増水による浸水被害対策として平成5(1993)年に山梨県が恒久的な治水対策として実施した「嘯新放水路」の整備が終了し、現在は山梨県と協調して水位調整等防災対策に取り組むとともに「釣り・水上スポーツ・遊覧船等」観光資源として活用されています。

精進湖については、「釣り・水上スポーツ等」観光資源として活用されていますが、特にカヌーが盛んとなっています。

本栖湖については、「釣り・遊覧船等」観光資源に活用されていますが、「水上バイク・モーターボート等」動力船の乗り入れは規制されており、西湖についても乗り入れ規制の検討を進めています。

- 〇近年の異常気象により、台風、豪雨等集中的な降雨の際、河口湖エリアでは雪解沢の下流 区間において土砂が堆積し有効断面が確保できなくなっており、流末の町道に雨水が溢水 して、交通上危険な状況であるため整備を求められています。
- 〇準用河川については、河口湖流入は 14 河川、西湖流入は 5 河川、精進湖流入は 1 河川あり、砂防事業や河川改修事業などを進めています。
- 〇湖や河川の防災機能の向上とともに、親水性の向上(河川敷の有効利用)や水質保全(生活排水の流入による水質汚濁の改善)、集中豪雨など異常気象に備える防災対策など、親しまれる湖・河川環境づくりを進める必要があります。

施策の展開

	施策名	取 組 の 内 容
1	砂防事業、河川改修事業及び環境景観の保全	■災害による被害を最小限にするため、自然環境、景観の保全に配慮しながら、治水機能の向上に向けて河川改修、水辺環境の整備を促進します。■護岸未整備区間の整備に努めます。■定期的な浚渫を推進します。
2	水質汚濁の防止促進	■湖の水質汚濁の防止に努めます。 ■側溝整備に努めます。

主な事業	担当課
雪解沢改修浚渫事業	都市整備課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の	現状値 平成 28	将来目標值 平成 34
		方向	(2016)年度	(2022)年度
湖畔清掃活動件数		~	37	40
	※年間	実施回数	(アレチウリ駆除	活動を含む)

みんなで取り組む目標

- ○湖や河川の価値を意識しましょう。
- 〇湖・河川の清掃、除草活動に参加しましょう。

■政策分野:自然環境・景観

1-3 景観の保全と形成

目指す姿

世界遺産にふさわしい景観形成を図り、共有の財産として次世代に継承していきます。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
田園風景など景観が良い	%	~	57.0	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

〇本町は、富士山と4つの湖、樹海を中心に御坂山地の斜面まで、まとまった地域が景勝地となっており、国立公園の指定がされ、多くの観光客が訪れる我が国の代表的な観光地となっています。

看板類の氾濫、大規模太陽光発電施設の増加、幹線道路周辺における電線類の交錯、自動販売機の乱立、管理が行き届いていない農地・空き地・遊休地などの景観阻害要因の増加など、世界遺産たる国際観光地にふさわしい景観の形成が大きな課題となっています。

平成 27 (2015) 年7月には景観法に基づく景観計画や景観条例の改正、また、河口湖地区及び精進湖地区において公民連携の協議会が成立するなど、良好な景観形成に向けて本格的な取組が始まっていますが、地域別には進捗に差が生じており、景観計画重点地区の整備を進める必要があります。

- 〇町内に点在する大小の公園や空き地に、町民と行政の協働により花であふれる魅力的で美しいまちなみを形成するため、「富士河口湖町自然環境を守り育む条例」に基づいた自然環境の保全や町内各所への花の植栽による環境美化等総合的な景観づくりを行っています。町内の85か所に自主グループや仲間・区・組等による花植えを実施していますが、一部の公園や空き地については手が付いておらず、自主グループの発掘、植栽場所の確保などを行う必要があります。
- ○観光と景観形成とは密接な関係があるため、観光施策をより一層推進するためにも、ゆっ くり滞在したくなる拠点やインフラの整備をはじめ、良い景観・風景の形成が必要となっ ています。

	施策名	取組の内容
1	魅力的な景観資源とし ての空間整備	■景観計画等による景観阻害要因の除去によって、景観の 美しさの水準を向上させ、魅力的な景観資源として価値 ある空間整備を行います。
2	特色ある景観形成の促 進と保全	■景観計画、景観条例により地域別に特色ある景観資源を もととした景観形成の促進とその保全を図ります。
3	町民・行政・事業者・ 専門家が一体となった 魅力的な景観形成	■景観形成について十分な周知・啓発を図り、町民・行政・事業者・専門家等が一体となり、世界遺産たる国際観光地にふさわしい魅力的な価値のある空間を整備します。あわせて、景観形成の重要性について出張景観勉強会やシンポジウムなどを開催していきます。
4	景観資源を"つかいこ なす"賑わいのあるま ちづくり	■整備した特色ある景観資源を用いた(使いこなす)賑わいを呼びこむ「まちづくり」を進めます。居心地良く賑わいや活気ある都市空間を創出し、観光振興にもつなげるよう努めます。
5	実効性を高める公民連 携の組織づくり	■施策展開のために庁内が連携した組織づくりを進めます。また、きめ細かい景観形成の推進と賑わいあるまちづくりを実現するために、公民連携の組織を立ち上げ、行政と町民と専門家等が持続可能な景観形成を目的とした話し合いの場を設けるよう努めます。
6	花トピア推進事業	■町内に点在する大小の公園や空き地に、町民と行政の協 働により花であふれる魅力的で美しいまちなみを形成し ます。

主な事業	担当課
世界文化遺産景観形成支援事業	都市整備課
景観勉強会・シンポジウム開催事業	都市整備課
公民連携による賑わいあるまちづくり推進事業	都市整備課
違反屋外広告物適正化事業	都市整備課
花トピア推進事業	環境課
生け垣設置補助事業	都市整備課
景観形成モデル事業	都市整備課
遊休農地対策事業	農林課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
計画形成地区数	地区	→	9地区	9地区
	※景観	計画による	る景観形成を図る	地区数

みんなで取り組む目標

- 〇地域の景観保全、景観保護の重要性を理解し、良好な景観形成に積極的な役割を果たしていきましょう。
- 〇町の美観や景観に配慮した事業活動に努め、町民・行政・事業者・専門家が一体となった魅力的な景観形成に協力しましょう。

■政策分野:防災・防犯

1-4 防災・減災対策の取組み

目指す姿

自助・共助・公助の対応力を高め、被害を最小限に抑えられる災害に強いまち を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
防災対策が整っている	%	~	28.8	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

〇本町は、南を富士山、北を御坂山系に挟まれ、富士五湖のうち4つの湖を有し、地震・暴風・豪雨・土砂災害・火山噴火など様々な自然災害が発生しやすい地形・地質・気象条件下にあります。

平成 23 (2011) 年東日本大震災、平成 28 (2016) 年熊本地震などの大規模な地震災害をはじめ、平成 27 (2015) 年関東・東北豪雨、平成 26 (2014) 年の豪雪などの風水害、平成 26 (2014) 年の広島市の土砂災害、平成 26 (2014) 年御嶽山噴火等の火山災害など、こうした近年の大規模な災害の教訓を踏まえて防災対策の強化を図る必要があります。

また、近年の社会・産業の高度化・複雑化・多様化に伴う道路災害・大規模な火災などの事 故災害についても防災対策の一層の充実強化が求められています。

- 〇災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応による被害の軽減は重要であり、国・町・公共機関・町民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより減災に努める必要があります。
 - 災害情報や防災知識等は広報媒体を通じて配信していきながら、町民の「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の意識高揚と、「地域防災力」の強化を図る必要があります。
- ○大規模災害に対する対応策として、一人暮らしの障がい者や高齢者世帯等の緊急時に特に 支援が必要な方に対して、町社会福祉協議会との調整や現在 14 件指定されている民間の 福祉避難所における災害時の受入体制の確保が必要となっています。また、ボランティア 活動等が円滑に行えるように受入体制の確立が必要とされています。
- 〇また、国民の保護については、有事法制の一環として国民保護法が制定されており、「富士河口湖町国民保護計画」において国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針が 定められています。

	施策名	取組の内容
1	防災意識の普及・啓発	■災害時に役立つ知識や行動力を身につけるため、防災訓練・シェイクアウトの実施や土砂災害等の災害に関する 意見交換会を実施します。
2	自主的な防災活動の支 援	■自助、共助を基本に自治会(区)などを中心とした自主防 災組織構築へのアドバイスや、各種住民説明会等での説 明、防災マップ作成の支援を行います。
3	自主防災組織の強化	■甲斐の国防災リーダー育成事業への参加や消防団員の特例を活用し、地域防災リーダー(防災士等)の育成を図ります。
4	防災組織等との連携	■災害救助協力隊や女性団体連絡協議会などの各種団体、 学校等との組織間連携を強化し、防災面での協力・支援 を進めます。
5	実践的な総合防災訓練 や図上訓練	■地域住民に密着した、各種災害を想定した防災訓練を実施します。
6	消防団活動の活性化	■予防情報、災害発生状況、被害情報などの迅速かつ的確な情報の収集・伝達のため、情報連絡体制の強化・充実を図り、引き続き消防団の装備等の状況を確認し、必要な整備を進めます。
7	非常用食糧、防災用資 機材等の整備	■非常用食糧、防災用資機材等を計画的に整備し、維持管理するとともに、関係機関との相互連携により食糧、生活必需品、医療品などの応急物資を確保するため、供給体制の確立に努めます。
8	被災箇所の応急復旧体制の確立	■防災関係機関と連携し、被災者の救助や電気・ガス・上下水道・通信・交通など、被災箇所の応急復旧体制の確立に努めます。
9	災害時の応援協力等	■防災関係機関・団体等に対し、災害時における応急対策 活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時の応 援協力などの協定締結を推進します。
10	各種防災計画等の策定	■想定される災害が多様化する中、最新の調査研究が進められていることを受け、「富士河口湖町地域防災計画」やハザードマップ等の見直しを随時行います。また、「国土強靭化計画」、「業務継続計画(BCP)」等の策定もあわせて進めます。
11	防災行政無線のデジタ ル化	■町民への防災情報を伝える手段として防災行政無線を有効活用するためにデジタル化を進めます。

12	Jアラート(全国瞬時 警報システム)による 情報伝達の強化	■Jアラートを利用した町民に対する緊急情報伝達能力を 強化します。最近頻発している近隣国からの弾道ミサイ ル発射など、対処に時間的余裕のない事態に対応できる よう、Jアラートの意義の周知徹底と町民の緊急事態に 対応した行動の習得に努めます。
13	ボランティアの受入体 制の確立	■ボランティア活動が円滑に行えるよう、町社会福祉協議 会と協議し、受入体制の確立に努めます。
14	福祉避難所の指定と受 入体制の整備	■本町における民間の福祉避難所の指定について、今後更なる民間事業者との受入協定締結の推進をします。

主な事業	担当課
常備消防事業	地域防災課
自主防災マップ作成事業	地域防災課
防災士資格取得促進事業	地域防災課
防災備蓄事業	地域防災課
災害協力隊運営事業	地域防災課
国土強靭化計画策定事業	地域防災課
業務継続計画策定事業	地域防災課
防災無線デジタル化事業	地域防災課
富士山火山防災協議会	地域防災課
ボランティア受入体制整備事業	福祉推進課
地域防災力向上事業	地域防災課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
自主防災組織組織率	%	~	60.87	70
関係機関との災害時の応援協定数	機関	~	50	60
		防災計画に	こ定める協定	

みんなで取り組む目標

- 〇「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の意識を持ちましょう。
- ○顧客や従業員の安全確保を図り、防災体制の整備や防災訓練の実施に努め、地域への貢献の役割を認識しましょう。

■政策分野:防災•防犯

1-5 消防・救急体制の充実

目指す姿

家庭や事業所での防火対策や管理の徹底とともに、消防施設の整備による消防力の高いまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
消防・救急体制が整っている	%	~	48.5	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- 〇火災を未然に防ぐためには、町民の防火意識の普及・啓発や予防活動の一層の推進を図っていく必要があり、各地区の消防団による消火訓練や自主消防組織等の構築に向けた説明等を実施しています。
- 〇常備消防である富士五湖消防本部やこれを補完する非常備消防の町消防団に対し、時代背景に対応した消防体制の充実と強化を図るとともに、火災・災害に備えて、消防車、消火栓、防火水槽等の消防設備や消防水利の整備、消防団員の確保などが必要となっています。
- 〇少子高齢化に伴い消防団員の確保が難しくなっていることから、消防団員の待遇の見直し や運転免許制度の改正に対応する補助制度などが求められています。
- 〇地域社会の高齢化や消防団員の昼間の不在などに対応できるよう、防火・防災情報の共有 化を進めるとともに、自主消防組織や防火・防災体制の育成・強化と町民の防火意識の普 及を図る必要があります。
- ○救急・救助体制については、周辺市町村や関係医療機関と連携した搬送体制の強化に努めていく必要があります。

施策の展開

	施策名	取組の内容
1	火災予防に関する知 識、技能等の普及・啓 発	■消防団における各地区での消火訓練等により、町民や事業所に対し、火災予防に関する知識、技能普及などの啓発を行います。
2	自主消防組織の強化	■組織の構築の説明や消火栓等を使った訓練を実施しま す。
3	消防用施設の設置指導	■開発行為等の大規模な事業に対して、計画段階から消火 栓や防火水槽などの消防用施設の設置について積極的な 指導に努めます。
4	消防力の強化	■多様化する火災に対応するため、消防自動車の整備、更 新、高機能車両の導入の検討など、消防力の強化に努め ます。
5	通信体制の整備	■火災時等における車両の出動態勢、車両運用、情報収集の迅速化のため、通信体制(移動系無線など)の整備・管理を行います。
6	消防水利の整備	■震災等における火災対応のため、毎年度水道管整備箇所等を見ながら消火栓や耐震性貯水槽などを計画的に整備します。
7	活力ある消防団づくり	■活力ある消防団づくりのため、団員の確保を図るととも に、消防団活動のために必要な運転免許の取得支援や移 動消防学校などによる技能や資質の向上などを図りま す。
8	応急手当・救護の普 及・啓発	■災害時において、町民が手当・救護ができるよう防災訓練において実技指導を実施し、応急手当・救護の普及・ 啓発を図り、その技術の習得を目指します。

主な事業	担当課
消防施設整備事業	地域防災課
消防ポンプ車整備事業	地域防災課
消防団活動事業	地域防災課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
火災発生件数(年間)	件	1	11	10

みんなで取り組む目標

- ○地域住民の尊い生命や貴重な財産を守る消防団員の確保に協力しましょう。
- ○家庭や事業所での火災予防の知識を増やし、防火対策や管理の徹底を図りましょう。

■政策分野: 防災• 防犯

1-6 交通安全と防犯体制の充実

目指す姿

交通ルールが守られ、町民や来訪者に安全な環境づくりと防犯活動の展開を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
歩道の整備など、交通事故防止対策が 充実している	%	~	22.7	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- 〇観光地である本町は、一年を通して多くの観光客が訪れ、幹線道路では交通量が増加し、 交通渋滞が発生していることもあります。また、カーナビゲーションシステムの普及により、生活道路への県外者の進入が増え、狭隘道路や危険箇所などを認識していない車と地元の車や人が交差する機会が増え、交通事故の多発が懸念されます。
- 〇林間地を走る道路において、鹿などの動物が道路に侵入することで発生する交通事故が報告されており、その対応策について考慮する必要があります。
- 〇本町では、交通弱者と呼ばれる幼児や高齢者を交通事故から守るため、富士吉田警察署の協力を得ながら、交通安全に対する知識の習得とマナーの向上、正しい交通行動ができるよう、それぞれの年代に応じた内容で定期的に交通安全教室を開催しています。町民やドライバーについては、交通安全運動時における街頭での啓発活動、さらには広報活動を実施し意識の高揚を図っています。
- 〇シートベルトの着用については後部座席の着用率が依然低い状況にあり、全席でのシート ベルト着用の重要性を認識し、乗車した際には全員が着用する意識付けと行動が起こせる よう啓発活動が必要となっています。
- ○交通安全施設面においては、交通事故状況や道路交通環境を考慮して道路改良やカーブミラーの設置などを行っていますが、さらに高齢者や子ども、障がい者など歩行者に配慮した安心・安全な道路や歩道の質的な向上や渋滞の緩和、交通事故多発地点や危険箇所の解消を図っていく必要があります。
- ○防犯面では、本町における犯罪の発生は、比較的に少ないものの、交通網の発達や生活スタイルの都市化により犯罪の広域化やスピード化、さらには低年齢化が進んでいます。また、家族や地域の連帯意識の希薄化などが、これまで地域に根付いてきた伝統的な犯罪防止機能を弱めることとなり、特に高齢者や児童・生徒等の犯罪弱者を狙った犯罪など、日常生活の安全を脅かす危険性が高まっています。
- 〇地域の安心安全の確立のため、地域住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図り、家庭、学校、職場、地域社会そして行政が一体となり、地域ぐるみの防犯体制を強化し、防犯機関が相互に連携し、犯罪の未然防止に努めることが必要です。

- ○町が町民の防犯意識の高揚や犯罪抑止を目的に行っている青色灯防犯パトカーによる巡回、町ホームページや町広報誌、ふじかわぐちこ安心 e -ネットを活用した防犯情報の発信など、これまで行っている活動の一層の充実と継続が必要です。
- 〇夜間の犯罪抑止に役立つ街路灯は各自治会で維持管理を行っており、町内全域で 4,162 基 (平成 26 (2013) 年度末時点) ありますが、近年自治会加入世帯の減少に伴い、維持経 費の負担が問題となってきています。
 - また、現在設置されている蛍光灯タイプの街路灯は老朽化が進み故障が多いため、防犯機能及び維持費軽減を図るため、順次 LED 化に取り組む必要があります。
- 〇消費生活において、広報誌やテレビ「広報」、防災無線を活用した情報提供及び注意喚起を 実施していますが、高齢者や子ども、女性や障がい者等の犯罪における弱者の被害を未然 に防ぐための見守りネットワークの構築が必要となっています。
 - また、消費生活相談員の活動を広く町民に周知し、身近で相談しやすい環境づくりを図る必要があります。
- 〇平成 25 (2013) 年4月に広域消費者生活相談体制が整備されており、更なる連携の強化による消費者相談や多重債務相談の充実を図る必要があります。

	施策名	取組の内容
1	交通安全意識の普及・ 啓発	■交通安全意識の高揚を図るため、街頭キャンペーンや広 報媒体を活用した啓発活動を推進します。
2	交通安全教育の推進	■幼児、高齢者を対象に正しい交通行動ができるよう、それ ぞれの年代に応じた内容の交通安全教育を実施します。
3	交通事故危険箇所の改 良	■渋滞箇所や事故多発地点、危険箇所等について、警察署、 県、庁内等関係機関と現地視察を実施する中で整備への 働きかけを行います。
4	歩行者に配慮した歩道 の整備要請	■高齢者や障がい者など歩行者に配慮した歩道の整備や段差の解消など「交通バリアフリー法」に基づいた整備について関係機関への働きかけを行います。
5	横断歩道や信号機の設 置要請	■地域住民の要望を踏まえながら、横断歩道や信号機の設置及び交通規制などを公安委員会や警察署に要請していきます。
6	防犯意識の普及・啓発	■犯罪の防止、青少年の非行防止に向けて、パトロール活動や広報活動、住民参加による防犯活動を展開し、防犯意識の普及や啓発を図ります。
7	地域防犯体制の整備充 実	■警察・消防団による防犯診断を実施し、町民、警察、防 犯関係機関と協力した地域防犯体制の整備、充実に努め ます。
8	LED 化事業	■安全なまちづくりのため、街路灯、防犯灯(LED)など の防犯設備の整備を緊急度や優先度の高い個所から実施 します。
9	消費者意識の啓発	■広報誌、テレビ「広報」及び防災行政無線等による情報 提供及び各種団体と連携を図り、啓発活動を推進しま す。
10	消費生活相談、多重債 務者相談体制の確立と 啓発活動の展開	■平成 25 (2013) 年4月から広域相談体制で整備した、 消費生活相談、多重債務窓口により、広域市町村内での 横の連携や関係機関・団体との連携を図り、総合的な消 費者生活相談体制を確立します。また、様々な場面や機 会などを通じて消費者行政に対する啓発活動を展開しま す。

主な事業	担当課
地域防犯パトロール事業(青色防犯灯パトカー巡回)	地域防災課
交通安全啓発事業	地域防災課
安全協会運営事業	地域防災課
防犯灯 LED 化事業	都市整備課
消費者相談等広域相談体制の整備	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
交通事故発生件数	件	*	98	80
シートベルト着用率		~	運転席 98.8 助手席等 95.9	運転席 100 助手席等 98.8
		トベルト	音用徹底運動期間	中調査
多重債務相談件数	件	-	1	1

みんなで取り組む目標

- 〇運転者は歩行者の安全に配慮し、歩行者は反射材等により自己の存在をアピールし事故 防止に努めましょう。
- 〇防犯意識を持ち、自主的な防犯・地域安全活動を行うとともに、悪徳商法等の犯罪に巻き込まれないように努めましょう。

■政策分野:生活基盤

1-7 道路網の充実

目指す姿

高齢者や子どもにやさしい道路環境と計画的な道路ネットワークの整備を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
道路が便利である	%	~	47.9	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- 〇本町は中央自動車道・東富士五湖道が町の東端をかすめ、富士吉田市との境に河口湖 I C が設置されています。東西に県東部と静岡県を結ぶ国道 139 号が通過し、精進湖地区で接続する国道 358 号、本栖湖地区で接続する国道 300 号、御坂トンネルを経て甲府方面への国道 137 号の4路線が国道として設置されています。
 - 県道は、主要地方道として「河口湖・精進線」、一般県道として「富士河口湖・富士線」、「青木ヶ原・船津線」、「鳴沢・富士河口湖線」、「富士河口湖・笛吹線」、「富士河口湖・芦川線」、「精進湖畔線」、「本栖湖畔線」、「甲府・精進湖線」の9路線の道路網が形成されています。
- ○マイカー利用の観光客の増加などにより、船津地区を中心に週末や観光シーズンには慢性的な交通渋滞が発生し、地域住民の生活に支障をきたしている状況です。この対策として、河口地区については、「河口 II 期バイパス」・「新倉トンネル」、大石地区については、「若彦トンネル」が供用開始となり、都市計画道路「県道・船津小海線」については、船津地区と勝山地区を結ぶ新設道路の建設が着工され、大石地区湖畔道路の拡幅工事も随時進められています。
- 〇広域的なアクセス道路の整備は、地域間の連携の強化や増加する交流人口を支え、防災面における救助・救援活動や緊急物資の輸送など大きなメリットがあり、国や県等の関係機関に強く要望して早期のアクセス態勢の確保に努める必要があります。
- 〇町道は、平成 28 (2016) 年4月1日現在、1,420 路線、総延長 408,268mで、整備率は43.16%となっています。幹線道路の交通量の増加に対し、船津地区の「河口湖インター線」、小立地区の「乳ヶ崎線」・「出口線」、勝山地区の「勝山中央通り線」、勝山・大嵐地区を結ぶ「勝山・富士見線」が完成しています。また、船津地区では現在「富士登山道線」の電線共同溝整備事業、小立・勝山地区間では雨水対策として「4123 号線」の道路改良事業が進められています。

- ○住宅地域を中心とする旧市街地は道路幅員が狭いところが多く、歩行者や自転車利用者等の安全確保や住民生活の快適性の確保が大きな課題となっています。また、道路舗装の老朽化等も進行しており、地域間交流と自立、産業経済振興のためにも、道路改良や舗装補修工事など迅速な対応が求められているとともに、異常気象に関する雨水対策についても側溝・浸透桝の整備を計画的に推進していく必要があります。
- 〇高齢者や障がい者、子ども等にやさしいバリアフリーやユニバーサルデザインを採り入れ た道路環境の整備やゆっくり滞在したくなるよう景観や環境に配慮した道路整備を促進し 観光施策の推進を図る必要があります。
- 〇平成 25 (2013) 年に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、平成 27 (2015) 年度以降は修繕を実施するとともに、同点検計画に基づき 5 年に1 度の定期点検を実施しています。

橋梁の定期点検により損傷個所の早期発見及び老朽化の早期把握に繋げ、震災時の町民の 暮らしを守る救急・救護活動や緊急物資の輸送等に備える必要があります。

施策の展開

	施 策 名	取組の内容
1	幹線道路・町道網の整 備	 ■生活利便性の維持向上のため、地域の実情を踏まえつつ、緊急度や優先度の高い路線から、順次、町内の地域間を結ぶ道路網の整備を進めていきます。 ■拡幅・改良事業、道路や側溝の維持補修を計画的に実施し、住民生活の安全性、快適性を確保します。 ■河口湖南岸地区については、雨水の流末処理場がないため雨水対策を進めます。 ■町道 4123 号線は未舗装道路であり、今後想定される豪雨災害への備えとなるよう本路線を改良します。
2	安全な生活道路の整備	■生活道路における安全性を確保するため、歩道設置、防護柵、道路反射鏡、標識など交通安全施設を地域の実情を踏まえつつ、緊急度や優先度の高い個所から整備します。■道路の舗装修繕を実施することにより道路利用者の安全性、利便性の向上を図ります
3	高齢者や障がい者・子 どもへ配慮した整備	■安心、安全な快適性のあるバリアフリー、ユニバーサルデ ザインの整備を積極的に推進します。
4	シニックトレイル・並 木道の整備	■景観や環境に配慮しつつ、関連機関と連携し、整備が必要な路線を各地域で検討してもらい、官民協力して取組を進めます。
5	観光施策の推進につな がる整備	■河口湖駅を起点とする歩道の整備、サイクリングロード 整備、湖畔のウォーキングトレイル整備等を進めます。

6	交流を支えるアクセス 態勢の確保	■西ルート(国道 139 号)の整備、中央自動車道(小仏トンネル)の渋滞を解消に導く第2小仏トンネルの整備、東名高速道路からのアクセスを円滑にする御殿場 I C 一須走間の整備は、重要かつ早期の整備が望まれおり、国や県等の関係機関に強く要望して早期のアクセス態勢の確保に努めます。
7	橋梁長寿命化	■「橋梁長寿命化修繕計画」による5年に1度の定期点検 を実施し、修繕等が必要な橋梁を早期に発見し迅速な改 修等の対応に努めます。

主な事業	担当課
町道 4123 号線道路改良事業	都市整備課
町道舗装修繕事業	都市整備課
町道排水施設整備事業	都市整備課
橋梁点検計画に基づく定期点検事業	都市整備課
橋梁長寿命化修繕化事業	都市整備課
登山道線道路整備事業	都市整備課
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進事業	福祉推進課

		目標の	現状値	将来目標値
施策の達成度を測るための指標	単位	方向	平成 28	平成 34
			(2016)年度	(2022)年度
町道整備率	%	*	43.2	43.5
	※規格	改良済延	長/実延長	

○景観に配慮した道路の美化に協力しましょう。

■政策分野:生活基盤

1-8 交通網の充実

目指す姿

地域住民の利便性の向上と来訪者の利用しやすい公共交通ネットワークが形成されたまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
鉄道・バスなど公共交通機関が利用し やすい	%	~	21.9	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇主要都市へのアクセスとして、各バス事業者により高速バス網の充実が図られ、東京方面 をはじめ成田空港、千葉方面、神奈川方面、埼玉方面、静岡方面、飛騨高山方面、名古屋、 京都、大阪方面、福岡方面へと高速バス路線網が拡充しています。
- 〇生活バス路線として富士急行(株)と富士急山梨バス(株)が河口湖駅と富士山駅を拠点として生活バス路線網の運行を行っていますが、自家用車の普及や利用者の減少により公共交通機関の利用が減少傾向にあり、将来的に路線減便などが危惧されている地域もあり、公共交通機関の利用促進、路線バスの運行区域以外の対策についての検討が重要課題となっています。
 - また、路線バスの運行区域以外の交通対策についても、今後の重要な検討課題となっています。
- 〇町内の観光スポットを循環する周遊バスについては拡充が図られ、インバウンドを含む観 光客の利用が増加しています。
- 〇今後、富士宮市との西麓連携の中で、新富士駅から富士山駅までの富士山西麓バス周遊きっぷ(富士急行)を活用し、外国人観光客の需要を取り入れた収益性の確保に留意するとともに、運行時間について検討することで、富士宮市と富士山西麓地域の観光振興について強化を図るよう取り組んでいく必要があります。

	施策名	取 組 の 内 容
1	公共交通機関の充実	■利用者の利便性を図るため、運行コースやダイヤ編成などの運行内容についてバス事業者と協議し充実に努めます。■路線バスの運行区域以外の対策について検討を進めます。
2	周遊バス路線の効率的 な活用	■周遊バス路線の延長による効率的な路線活用をしなが ら、生活路線との調整を図り推進します。

主な事業	担当課
富士河口湖町生活バス路線維持費補助金	政策企画課
地方バス路線対策事業	政策企画課
二次交通の拡充	観光課

		目標の	現状値	将来目標値
施策の達成度を測るための指標	単位	方向	平成 28	平成 34
			(2016)年度	(2022)年度
生活バス路線	本	1	5	5
	※管内	生活路線	バス維持本数	

- ○公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- ○事業者は、利用者の利便性の向上を図るよう、バスの運行内容の改善に努めましょう。

■政策分野:生活基盤

1-9 高度情報ネットワーク社会への対応

目指す姿

地域の特性に応じた情報通信基盤の整備とともに、効果的な行政システムの電子化による町民の利便性向上や業務の効率化を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
情報基盤(インターネット環境など)が 充実している	%	~	25.1	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町では、町村合併及び新庁舎移転を期に庁内LANを整備し、住民情報、財務会計、人事 給与、グループウェアなどのシステムの構築、生涯学習館の開館に伴う図書館情報システムの構築など、行政システムの電子化を行っています。
- ○住民サービスの向上を図るため、日々の生活に欠かせないものとなっている I C T (情報 通信技術)を活用し、県と県内全市町村による電子申請受付システムの共同事業によるサービスやコンビニ交付サービスを行っています。
 - また、やまなしくらしネットを活用した「安心安全メール」や「メールマガジン」等の配信を実施していますが、メール配信者数の増加、ホームページのリニューアル等を検討していく必要があります。
- 〇インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する格差(デジタルディバイド)を 是正し、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を継続していく必要があります。
- ○今後は、行政事務のより一層の効率化に向けた取組や、「スマート・ジャパンICT戦略」など国の施策に基づき「住みやすさの向上」や「地域産業の活性化」等を図るため、費用対効果を十分に検討し、効果的で効率的な情報システムの構築を行っていくことが求められています。
- 〇一方、ICTが進歩するにつれ、外部からの攻撃などによる個人情報漏洩の危険性も高まっているため、ネットワークの安全性及び信頼性の確保等サイバーセキュリティ分野についても、ICTの進歩にあわせた対応が必要となります。

	施策名	取組の内容
1	効果的な電子自治体の構築	■行政事務のより一層の効率化に向けて、費用対効果を検証しながら、情報システムの整備を進めます。■町民の利便性向上や業務の効率化が期待できる手続きについて、山梨県と県内市町村の状況を十分把握しながら、情報システムの共同化を推進します。
2	高度情報通信基盤整備 の促進と活用	■地域の特性に応じた情報通信基盤の整備や通信事業者の 提供する通信基盤を活用し、インターネットやブロード バンド等の利用可能性に関する格差(デジタルディバイ ド)を是正し、整備地域内の加入者の促進を図り、地域住 民の生活の向上及び地域経済の活性化に役立てます。
3	ICTを活用した行政 サービスの充実	■ホームページの内容充実やSNS、各種広報媒体の活用 による情報発信力の強化及び、ICTを活用した行政手 続きにおける町民の利便性の向上を図ります。

主な事業	担当課
県電子申請システム共同化事業	地域防災課
富士河口湖町公式ホームページ	地域防災課
地域情報通信基盤整備事業	政策企画課
コンビニ交付システム共同化事業	地域防災課•
	住民課
柔軟な行政サービスの提供(個人番号カード)	総務課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
電子申請利用件数(年間)	件	*	2,000	2,300
ホームページアクセス件数	件	~	85,000	93,500
	※月平	均		

- ○情報通信技術を利用して生活の充実、利便性を高めましょう。
- ○情報通信技術の利活用により地域の活性化、地域住民との交流連携を深めましょう。

■政策分野:生活環境

1-10 環境衛生・循環型社会の実現

目指す姿

快適で衛生的な生活環境の確保を図り、ごみを減らす暮らしを実践する循環型 社会を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
ごみの分別収集や資源回収が進められ ている	%	~	57.9	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町では、平成 28 (2016) 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、この計画に基づき一般廃棄物処理の施策を推進しています。町民と企業等が町内の一斉清掃を実施する「一万人の清掃活動」は定着してきており、美化活動への意識づけはできてきていますが、ごみ分別の周知・徹底や再資源化をさらに促進していく必要があります。
- 〇ごみ処理に関しては、可燃ごみ及び不燃ごみはステーションにおいて回収しており、可燃 ごみについては、全町分を富士吉田市へ委託処理しています。
- 〇不燃ごみについては、河口湖地区は町のじん芥処理場、勝山、足和田、上九一色地区は青木 が原ごみ処理組合において処理しています。
- ○粗大ごみについては、じん芥処理場へ直接搬入するか、各地区、船津リサイクルセンター での拠点回収により、委託処理しています。
- ○新聞、段ボール、雑誌などの資源物については、自治会による回収を進めています。その他、びん、缶、ペットボトル、発泡スチロールなどはリサイクルセンターへ直接搬入するか備付けのリサイクルボックスにおいて回収しています。衣類、小型家電についてもリサイクルセンターで収集を行っています。
- ○ごみの減量化対策としては、リサイクルセンターやリユースセンターを整備し、ごみの分別の徹底や再資源化を図るほか、生ごみ処理器設置費補助制度、事業系ごみの一部有料化、また、指定ごみ袋により減量化、「ボカシ」を使った生ごみの堆肥化など再資源化を進めています。今後、事業系ごみの有料化について見直しの検討が必要です。

	施策名	取組の内容
1	生ごみの排出抑制、有 効な再利用システムの 構築	■本町は、ホテル、旅館などの事業系から排出される生ご みが可燃ごみのうち約半数を占めています。これらの生 ごみの排出抑制、有効に再利用できるシステムの構築に 努めます。
2	施設の老朽化への対応	■現在、不燃ごみ処理に関して、じん介処理場及び青木が原 ごみ処理組合の2か所の施設を利用している状況です が、費用面、煩雑化、施設の老朽化などから、今後の処理 施設の検討を進めます。
3	ごみ処理問題への意識 の啓発	■町民一人一人がごみ処理問題に関する意識の啓発を高め、分別の徹底、再資源化などの減量化対策を推進していきます。

	主な事業	担当課
ごみの減量化・リサイ	′クルの推進	環境課
環境に配慮した適正な	でごみ処理の推進	環境課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
一人当たりごみ排出量	kg	1	453	410

- ○ごみの減量に努め、ごみ出しルールに基づいた分別を行いましょう。
- ○ごみの発生抑制につながる事業スタイルを構築しましょう。

■政策分野:生活環境

1-11 上下水道の整備

目指す姿

上水道、下水道の適切な整備・管理により、安全安心な水の供給と衛生的な生活環境の確保を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
水道の整備が進んでいる	%	~	58.7	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

〇上水道については、現在の給水人口は約 19,700 人で、船津・小立・勝山の3地区において事業を展開しています。

水道水源は19か所あり、全て深井戸で、年間取水量は約600万トンです。総管路延長は約160km、配水池は17か所のうち約5割はRC造りです。

- 〇上水道事業について、管路整備はほぼ順調に進んでいます。今後も住宅、アパート、ホテル等の建設により給水人口の増加が見込まれており、水源池、配水池等の整備拡張工事や未整備地域の配管網の整備が必要となってきますが、その財源を確保するためにも慎重に計画する必要があります。
- ○整備に伴い、水道料金の見直しや漏水対策を継続する中で、有収率を上げ、さらに、事業の 効率化を進め、健全な水道事業を運営する必要があります。また、全体的な課題として水 量の確保と一部地域の水圧不足などにも対処していく必要があります。
- 〇各地区簡易水道事業については、歴史は古く、それぞれ組合水道から創設され、様々な変遷を経て簡易水道事業として経営を行っています。本町の簡易水道は、合併以前の旧村単位でしたが、一部統合され10か所となりました。
- 〇現在の給水人口は約6,500人で、浅川・河口・大石・足和田・上九一色の5地区において 事業を展開しています。

水道水源は 27 か所あり、その種別割合は深井戸が8割、湧水及び伏流水が2割となっており、年間取水量は約 200 万トンです。総管路延長は約 230km、配水池は 21 か所のうち約9割はRC造りです。

- ○今後は簡易水道の一元化を検討していく必要がありますが、地区により基本料金やメーター使用料等が異なることや管路の考析化等課題も多くあります。
- 〇上水道、簡易水道ともに有収率の向上や適切な水道料金の検討とともに、管路の計画的な 耐震化を進める必要があります。

- 〇下水道については、富士北麓流域下水道関連公共下水道として、昭和52(1977)年度から公共下水道事業に着手し、昭和61(1986)年度から一部の地域で供用開始、平成28(2016)年度末においては、認可区域1165.2haのうち整備面積902.5haとなり、普及率約77.9%、水洗化率86.5%となっています。また、平成18(2006)年3月に旧上九一色村南部地区の合併により、精進特定環境保全公共下水道25ha、本栖下水道8.6haの維持管理もあわせて行っています。
- 〇今後は、保有する資産の老朽化に伴う更新期の到来や人口減少に伴う使用料の減少等、維持管理継続のための下水道料金の改定の検討が必要となっています。
- ○恵まれた自然環境を次世代に継承するためにも、衛生的で快適な生活環境を創出するため の下水道事業への理解と、整備区域内の積極的な水洗化の向上を図る必要があります。

	施策名	取組の内容
1	水道施設の整備	■安心安全な水を供給するため、配管網の整備、施設の整備拡張及び維持管理に努めます。
2	耐震化の促進	■強靭で災害に強い安定した水を供給するため、水道管及 び施設の耐震化を促進します。
3	経営の統合	■料金統一に向け、事業の統合に努めていくとともに、健全 経営を図ります。
4	公共下水道の整備	■衛生的な生活環境への改善や水質汚濁などを防止するため、下水道の整備を進めます。また、ストックマネジメント(汚水管渠長寿命化計画)策定を検討するとともに、マンホールポンプ改修工事を検討します。
5	水洗化の普及・促進	■補助金・資金融資斡旋制度等の啓発と利用を積極的に推進し、あわせて指定工事事業者の指導育成を図り、水洗化の普及・促進に努めます。

主な事業	担当課
安心安全な水道水の供給のための水道施設整備事業	水道課
安心安全な水道水の供給のための耐震化促進事業	水道課
安心安全な水道水の供給のための経営統合事業	水道課
社会資本整備総合交付金事業	水道課
富士河口湖町都市計画下水道ストックマネジメント(長寿命化)事業	水道課
マンホールポンプ改修事業	水道課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度	
公共下水道水洗化率	%	~	86.5	88.0	
	※公共	※公共下水道への加入率(事業認可内の水洗化率)			
有収率	%	~	66.8	70.0	
	※給水 較	する水量	と料金として収入	のあった水量との比	

- ○水源の確保、水質の保全に努めましょう。
- ○恵まれた自然環境を次世代に継承するためにも、下水道への早期接続に努めましょう。

■政策分野:生活環境

1-12 住環境の整備

目指す姿

快適で災害に強い住宅づくりを進め、空き家の適正管理の促進による快適で便 利な住環境の形成を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
住宅や宅地に恵まれている	%	~	52.3	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- 〇快適な住宅、居住地の整備に向けて、小立土地区画整理事業により新たな居住地の整備が 図られたところであり、今後は他地区での整備検討が求められています。また、新たな町 営住宅小立団地を中心に、住宅困窮者に対しても住宅を供給していく必要があります。
- 〇本町にある多くの木造住宅のうち、新耐震基準(昭和56(1981)年6月以降)になる前の昭和55年以前に建てられた住宅は全体の3割程度を占めています。町民の防災・減災に対する関心が高まる中、地震・火災・異常気象等の災害に強い住宅づくりの促進が求められています。本町では「富士河口湖町耐震改修促進計画」を踏まえ、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していますが、多額な耐震改修費用のため既存木造住宅の耐震化が進んでいない状況です。
- ○長期間にわたる空き家の存在は、防犯・防災・衛生・環境面の悪化により近隣住民や第三者に不利益や損害を与えるだけでなく新規移住への阻害等、土地利用の非効率化も生じることになります。このため、空き家を適正に管理し、空き家の発生を抑制するとともに、空き家を地域資源ととらえ、居住用以外の使用用途も検討するなど利活用を推進していくことが求められています。

町ホームページに最新の空き家バンク登録物件情報を掲載し、広く情報発信し、移住用途や二地域居住など空き家バンク制度の活用を促進するとともに、空き家バンクへの新規登録物件の確保に向け、空き家所有者へ物件提供を促していく必要があります。

	施策名	取組の内容					
1	快適な住宅、居住地整 備	■町営住宅 92 戸の適正な維持管理を行います。 ■住宅入居者が安心して生活できる環境づくりを推進します。					
2	防災面での安全性強化	■木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業を継続的に実施します。■災害時避難路通行確保対策事業の実施により、緊急輸送路の閉塞を防ぎます。■住宅リフォーム工事への助成事業を実施し、町民の住環境の向上を図っていきます。					
3	空き家対策の推進	■町内の空き家実態調査を実施します。 ■空き家の適正管理の促進、特定空き家の認定と措置、利活 用の推進、支援体制の構築、推進体制の整備を図ります。					

主な事業	担当課
町営住宅の供給及び維持管理事業	都市整備課
建築物の耐震化事業	都市整備課
住宅のリフォーム工事補助事業	都市整備課
空き家の適正管理及び利活用事業	都市整備課
地元金融機関と連携した住宅低金利融資事業	政策企画課
地方移住の推進、空き家リフォーム補助事業	政策企画課
住宅用地定住促進事業	政策企画課
新築住宅建築等奨励事業	政策企画課
過疎地域自立促進計画•辺地総合整備計画策定事業	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
町における新築住宅戸数	戸/年	\	140戸	160戸

- 〇住宅の耐震化に努めましょう。
- ○空き家の適正管理に協力しましょう。

■政策分野:生活環境

1-13 公園・緑地・広場の整備

目指す姿

豊かな自然の保全とともに、公園の適切な維持管理を行い、誰もがゆったりと過ごせる空間の確保を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
ゆったりと過ごせる公園などがある	%	~	24.6	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- 〇本町は、河口湖総合公園、くぬぎ平スポーツ公園、八木崎公園、大石公園など9つの都市公園があり、広場等を含むと全体で14施設を保有しています。
- 〇既に耐用年数が到来している公園施設が3つあり、老朽化が進行しているため、長寿命化 計画等に基づいた補修・改修工事が求められています。
- 〇町民が気軽に身近で利用できる小公園(ポケットパーク)は憩いとやすらぎを与える場と して大久保にぎわい広場や小曲展望広場が整備されました。

今後は、地元住民との連携を図った公園の利活用や維持管理についての検討が求められおり、ゆっくり滞在したくなるよう観光施策の推進へ向けて、公園の高質化を図る必要があります。

施策の展開

	施策名	取組の内容
1	公園施設長寿命化対策 支援事業	■「公園施設長寿命化計画」に基づき、既設公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化に役立つ整備に努めます。
2	河口湖北岸街路樹整備 事業	■河口湖北岸緑地帯の整備を推進します。
3	新規公園整備事業	■市街地や空き地、小広場を利用したポケットパークの整 備を進めます。
4	新しい森づくり推進事 業	■樹林地の保全や創出は、大気浄化機能、温度調節機能、防 災機能を持ち、景観形成にも必要であり、町民に憩いとや すらぎを与える場として整備に努めます。

主な事業	担当課
公園施設長寿命化対策 支援事業	都市整備課
河口北岸街路樹整備事業	都市整備課
新規公園整備事業	都市整備課
新しい森づくり推進事業	都市整備課
親子の憩い空間づくり事業(公園活用事業)	都市整備課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
都市計画区域住民一人当たりの都市公園面積	m ²	ノ田芸様	15.6	16.0
		公園面積-	÷都市計画区域住	氏人口

〇地域にある公園等は、地域による維持・管理に協力しましょう。

第3章 基本的方向 2 ひとを育むまち

■政策分野:子育て

2-14 子育て支援の充実

日指す姿

家庭・地域・行政が一体となって、子ども及び子育て家庭を支える仕組みが構築され、安心して子どもを産み、育てる環境の整ったまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
子育て相談・情報提供が充実している	%	~	16.4	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

○全ての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目指し「子ども・子育て支援新制度」が平成27(2015)年4月から施行されています。本町では、少子化・核家族化の進行といった社会環境や就労形態の多様化といった労働環境の変化に加え、個々人の価値観・子育て支援に関するニーズの多様化に対応するため、平成27(2015)年4月から「子ども子育て支援事業計画」に基づき、「すくすくとのびやかに笑顔あふれるふじかわぐちこ」の理念のもと、子どもが生まれる喜びと、育てる楽しさを感じることができるまちづくりを目指しています。

地域の特性に応じた様々なネットワークを構築し、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を実施できるよう、平成29(2017)年4月から子育て支援課を設置しています。

- 〇親の就労促進や、保育や教育の利用者負担額の軽減などが行われていますが、保育所への 入所児童数が大幅に増え、希望する保育所への入所が困難となっている状況もあり、保育 所の量の拡充と保育士の確保が課題となっています。
- 〇一方、一部地域における幼児の減少は顕著になってきており、今後も進むものと推測されますが、本町では子育て環境の整備を図るため、未満児保育施設のこもも保育所を開設し、 親が働きながら子育てができる環境づくりを推進しています。

現在、本町には9か所の公立保育所と2か所の認定こども園、事業所内保育施設が1か所あります。

〇子ども未来創造館において子育て相談及び各種イベントや教室等を開催し、利用者の需要 に沿った子育て支援に努め、子育て支援サイト「ママフレ」による子育てに必要なきめ細 かな情報提供やファミリー・サポート・センターでの随時預かり事業、放課後児童クラブ の支援員を増員するなど支援の向上を図っています。

- ○また、拠点としての「子育て世代包括支援センター」の設置により、保健師と各関係機関との連携による子育てに関する知識の普及、保健指導、成長発達の確認や相談体制に加え、 一次スクリーニング後の指導を要する親子の受入体制の確立といった、保健・医療サービスの更なる充実が求められています。
- 〇町内の小児科医に本町の乳幼児健康診査の診察を依頼し、早期発見・医療継続に努めており、地域医療連携において、地域の小児医療の課題を医師と連携をとり、小児の健康増進と安心安全な生活の確保に努めていく必要があります。
- 〇小児救急医療においては、富士・東部小児救急医療体制のもと、平成20(2008)年度富士吉田市に小児初期救急医療センター、平成25(2013)年度都留市に歯科救急センターが設置されていますが、その充実が望まれています。
- 〇近年は、子育てにあたっての不安や負担を取り除き、日々の子育てを安心して行うための 子育て支援事業の充実が、大きな課題となっています。

		取組の内容
1	子育て支援サービスの 充実	■健やかに生まれ育つことができるように、乳幼児期や学齢期における各種の子育て支援サービスや親子のふれあい事業等を計画的に実施し、子育て支援の充実を図ります。
2	保育サービスの充実	■多様化する保育ニーズに対応し、障害児時保育、病後児保育、一時保育など、保育サービスの充実を図るとともに、 子育てに係る経済的負担の適切な軽減を推進し、地域に 密着した保育所づくりを進めます。
3	子育て支援情報の充実	■WEB サイトやアプリを使用し、妊娠・出産・子育て等に 関する情報をわかりやすく提供します。
4	放課後児童クラブ健全 育成の充実	■放課後児童の健全育成に係る支援サービスに努めるとと もに、施設の拡充整備を行い、放課後児童クラブの充実 を図ります。
5	乳幼児健康診査の充実	■妊婦健康診査・妊婦歯周疾患健診・乳児健康診査・幼児 健康診査・幼児フッ素塗布事業を実施します。
6	母子に関する相談事業 の充実	■妊婦相談・栄養相談、妊娠・産後相談、育児相談・心理相談・発達相談など各年齢期に応じた相談事業を実施します。
7	母子・子育てに関する 支援の充実	■「かんがる〜教室」を実施します。

8	小児医療の充実・確保	 ■町内の小児科医に本町の乳幼児健康診査の診察を依頼し、早期発見・医療継続に努めます。 ■地域医療連携において、地域の小児医療の課題を医師と連携をとり、小児の健康増進と安心安全の生活の確保に努めていきます。 ■小児救急医療においては、富士・東部小児救急医療体制のもと、その充実を図っていきます。
9	子ども未来創造館	■子ども未来創造館において、利用者の意見を聞きながら 事業内容を研究し、子育て支援の推進を図ります。
10	関係機関との連携	■子育て支援に関わる関係各課と連携し、地域・家庭・保育所との支援体制の確立をはじめ、一人一人の児童に対して、保育所から小中学校における生活情報など県の児童相談所を含む関係者との連携を図ります。

主な事業	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
保育事業	子育て支援課
子育て支援サイト公開	子育て支援課
放課後児童クラブ健全育成事業	子育て支援課 生涯学習課
妊産婦一般健康診査事業	子育て支援課
乳幼児健康診査事業	子育て支援課
妊産婦育児・心理相談事業	子育て支援課
小児医療の充実・確保	子育て支援課
小児救急医療におけるセンターの設置	子育て支援課
子育て世代包括支援センターの整備	子育て支援課
不妊治療費補助事業(「ようこそ赤ちゃん事業」の普及促進)	子育て支援課
幼児フッ素塗布事業	子育て支援課
思春期等保健対策事業	子育て支援課
新生児訪問事業(「こんにちは赤ちゃん事業」の普及促進)	子育て支援課
多胎児妊婦一般健康診査費用補助事業	子育て支援課
子ども医療費助成事業	子育て支援課
結婚適齢年齢の出会いの場の創出	福祉推進課
親子の憩い空間づくり事業(公園活用事業)	生涯学習課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
子ども未来創造館の年間利用者数	人	1	47,261	48,500
ファミリー・サポート・センター年間利用 者数	人	~	477	500
放課後児童クラブ年間登録児童数	人	_	386	400

- ○愛情と責任を持って子育てし、家庭の養育力の向上に努めましょう。
- 〇子ども・子育て家庭を社会全体で支援していきましょう。

2-15 児童福祉・ひとり親福祉の充実

目指す姿

地域の支援と公的サービスの両輪により、自立して暮らしていける仕組みづくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
ひとり親家庭への福祉サービスが充実 している	%	*	12.8	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- ○児童虐待相談は増加傾向で、全国や山梨県では心理的虐待(言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど。)が増えていますが、本町ではネグレクト(長時間の放置、食事を与えない、不潔にする、受診させないなど)の相談数が多いです。虐待の原因としては、親の精神的な未熟さ、子育てへの不安、育児ストレス、家族の協力が得られないことによる孤立化等が複雑に絡みあっているものと考えられます。虐待予防支援として、保育所、学校、警察、児童相談所、医療機関、民生委員等で組織される要保護児童対策地域協議会を設置し、自立に向けた支援が必要な家庭に対し、連携した支援に努めています。支援している家庭の中には、支援終結までに何年もかかるケースや親から子への連鎖なども見受けられます。親自身に虐待の認識がないこともあり、早期発見が難しいことが課題となっています。
- ○近年の離婚率の急増に伴い、ひとり親家庭は増加しています。子育てをしていくうえで、 社会的・経済的・精神的に不安定な状態になりがちであることから、ひとり親でも子ども を安心して育てられるよう、社会的・経済的な支援が求められています。

本町では、低所得のひとり親家庭の就労支援や育児負担の軽減により生活安定につながるよう、医療費助成やファミリー・サポート・センターの利用料助成、特定教育・保育施設や放課後児童クラブ利用料の軽減を行っていますが、ひとり親家庭の経済的な自立や生活上の課題解消へ向けての支援拡充が課題となっています。

また、子どもの貧困対策についても、現状把握に努めるとともに、今後の事業展開が求め られています。

	施策名	取 組 の 内 容
1	児童虐待防止対策の充 実	■要保護児童対策地域協議会の組織強化と関係機関との連 携体制の強化に努めます。
2	母子家庭等の自立促進	■母子家庭等の子育て支援や経済的な支援を行いながら、 自立促進などを図っていきます。■ひとり親家庭医療費助成制度の給付を行います。

主な事業	担当課
要保護児童個別支援指導	子育て支援課
児童虐待防止ネットワーク	子育て支援課
養育支援訪問	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター助成金制度	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成制度	子育て支援課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
児童虐待支援終結件数(年間)	件	†	3	3

みんなで取り組む目標

○ひとり親が安心して子どもを育てられるよう、社会的・経済的な支援に協力しましょう。 ○児童虐待が起きないように、地域で子どもを育てる意識を持ちましょう。 ■政策分野:教育

2-16 生きる力を育む教育の充実

目指す姿

子ども一人一人が個に応じた教育を受けることができ、自立し社会参加するための基盤となる力の育成を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
小・中学校の学習活動が充実している	%	~	29.0	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇平成 24 (2012) 年4月に「地方教育行政の組織と運営に関する法律」が一部改正され、これに伴い、本町でも地域の実情に応じた教育基本目標や方向性を示した「富士河口湖町教育大綱」を制定しました。これにより、子どもたちが郷土に誇りをもちながら、自らの夢や希望を抱きつつ、たくましく育っていく質の高い教育を実施するように努め、町民が生涯を通じて「町民で良かった」と思える学びの環境を整えるとともに、町民文化があふれる「世界遺産の町づくり」を目指しています。
- 〇平成 23 (2011) 年度に精進小と勝山小、上九一色中と勝山中、さらに平成 28 (2016) 年度に勝山中と西浜中が統合したことで、小学校8校、中学校2校に組合立河口湖南中学校となり、児童・生徒数は合わせて 2,107 人となっています。
- ○新学習指導要領(小学校平成32(2020)年、中学校平成33(2021)年)で小学校の 外国語科の導入、道徳教育など大幅な改定に対応する教員の研修や教材の整備を図る必要 があります。
- ○家庭や地域の教育力の向上を背景にした、変化する時代を的確にとらえた学校教育の充実が求められており、基礎・基本を身につけ子どもが自ら学び考えるアクティブラーニングを進める必要があります。
- ○複式学級の解消、学力向上のための町単独教諭、特別支援児童に対する指導補助として支援員、英語指導助手(ALT)をそれぞれ配置、教育相談員による児童・生徒の相談や学校ICTの推進を図ってきましたが、今後は小学校の外国語導入に伴い、環境を整えていく必要があります。
- ○情報教育の推進は、教育機器の充実と研修会を通じて授業を充実させていくことが求められています。
- ○「人づくり学校づくり補助事業」等により各学校が特色ある学校づくりに努めるとともに、 富士山学習を町内全ての学校で計画的に実施しましたが、郷土を愛し、豊かな心を育むた めの体験学習や道徳教育の充実について推進する必要があります。

- 〇子ども子育て支援新制度により、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った認定こども園が誕生し、本町では私立認定こども園が2施設認可されました。保育所においても、教育的カリキュラムの導入が進み、幼児教育の重要性はさらに高まっていますが、保育士や幼稚園教諭の確保とカリキュラムの充実が大きな課題となっています。
- 〇保育所、小学校などと連携をとるように平成 25 (2013) 年度に「保小中連携協議会」を 設置し、年1回会議を開催しており、適切な就学指導につなげていく必要があります。
- ○支援が必要な子どもたちについては、適切な対応を行うため、地域コーディネーターを要請したり町単独で支援員などの配置をしていますが、インクルーシブ教育への対応について人的、施設整備から総合的に検討していく必要があります。
 - また、幼保小中の連携を図って情報共有を図り、特別支援学級や普通学級のいずれにも所属していても、適切かつ自立に向けたきめ細かな指導が行えるよう町独自で支援員を配置するなど子どもの環境に即した学習指導に努めることが求められています。
- 〇いじめや不登校などの課題に対して、早期発見・解決を目指す体制づくりが求められているとともに、地域ぐるみでの良好な環境づくりが必要と思われます。心の教育の推進には、地域と学校との連携を強化し地域の教育力を高めていくことが重要になります。

		取組の内容
1	学力の向上	 ■学校施設整備や少人数教育、複式授業の解消のため、町 単独教諭や個別支援を充実させるため支援員を引き続き 配置していきます。 ■心の教育、福祉環境教育など道徳教育の推進を図ります。 ■富士山学習など環境、自然や文化に関する地域教材を積極的に取り入れた授業の推進と町内施設を活用し、学校環境を生かした教育課程の推進を図っていきます。 ■教職員や支援員等の指導力を向上し、子ども自ら主体的、対話的で深く学ぶ(アクティブラーニング)を進めていきます。
2	ALTによる英語指導	■外国語を母国語とする指導講師を配置し、小学校5・6年で教科化される英語について、中学校につなげるため、児童が楽しさを実感できる取組を推進します。
3	特別支援の充実	■特別支援教育充実のために、児童・生徒の適切な就学指導を行い、入学、入級が適切に行えるよう家庭、幼児、小中学校と連携していきます。

4	外国語指導の充実	■外国語の指導と小学校3・4年生の外国語活動と5・6年生の外国語科充実のため、効果的な授業形態がとれる体制づくりを構築します。
5	家庭・地域・保幼小中 の連携と交流を深めた 心の教育	 ■児童・生徒が自らの意思で伸び伸びと学校に通えるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や教育センターを充実して相談体制の確立に取り組みます。 ■児童・生徒の学力向上のため、町単教諭、支援員を配置します。 ■教育機器の充実を図ることで授業を充実させていきます。 ■環境や文化、自然に関する地域の教材を取り入れた授業を行います。 ■いじめ・不登校や問題行動等への取組を進めます。
6	子どもの貧困対策	■学習応援教室などを通じて、子どもの居場所づくりに努めます。
7	幼児教育環境の充実	 ■幼児期における教育は、子どもの性格、人間形成に最も大きな影響を与え、生涯学習活動を継続していく基礎とも考えられており、この大切な時期に的確な教育を与えられるような環境づくりを地域ぐるみで支援を促進するとともに、基本的生活習慣が身につくように努めていきます。 ■私立認定こども園において、幼児教育を推進するための運営費として、特定教育・保育施設運営費を支給します。 ■町立保育所において、職員が多くの研修に参加するとともに、全保育所において、リトミックを実施します。

主な事業	担当課
学習応援事業	学校教育課
町単教諭配置事業	学校教育課
ALT配置事業	学校教育課
ICT支援員配置事業	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課
国際化に対応した人材育成	学校教育課
人づくり学校づくり事業	学校教育課
町民が学ぶ語学教室事業	生涯学習課
駅前で国際交流体験事業	政策企画課
幼少期英語体験交流事業	政策企画課
子どもたちへの「世界遺産教育」の実施	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
郷土学習のための体験学習、道徳教育		~	О	25
		2学年を落	対象に実施	
複式学級解消のための町単教諭の配置	%	*	66.6	70

- ○家庭において基本的な生活習慣やしつけを身につけさせましょう。
- 〇子どもはまちの宝という意識のもと、地域の教材による育成に協力しましょう。

■政策分野:教育

2-17 教育環境の充実

目指す姿

少子化の中においても、子どもの可能性が広がる、個に対応できる教育環境の 整備を進めます。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
小・中学校の施設・設備が充実している	%	~	28.6	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- 〇学校施設の安全管理対策の充実や防災拠点としての活用を踏まえて、老朽校舎の改善を順次計画的に進め、児童・生徒数を見極めた学校の適正化を進めていく必要があります。
- 〇平成 27 (2015) 年度で管内小中学校全クラスに電子黒板機能付きプロジェクターや書画 カメラを配置しましたが、設備を効果的に利活用できる教員の育成について研修を深めて いく必要があります。また、学校間での情報交流を推進するため、ネットワークの構築が 求められています。
- 〇保育所、幼稚園、小学校と密な連携を図り、安全かつ良好な就園環境づくりに努めていますが、保育士の確保が難しい状況になっています。
- 〇地域ぐるみで犯罪等がおこりにくいまちづくりに努めるなど、地域で子どもを育てる環境 づくりは今後も重要と思われますが、少子化や子どもたちの活動の多様化、育成会役員意 識の変化などに応じた対応ができていない状況となっています。

施策の展開

	施策名	取 組 の 内 容
1	小中学校校舎の修繕	■長寿命化計画を策定し、老朽校舎を順次計画的に改善し ていきます。
2	教育機器の計画的な整備	■教育機器を計画的に整備し、授業の充実を図ります。また、学校間ネットワークを構築するため十分な検討を行っていきます。
3	学校適正配置と利活用	■より効果的な教育環境整備のため学校適正配置の見直しを行うとともに、統廃合により休校している学校の利活用を検討します。

	安心安全な学校づくり	■保護者、地域、学校と連携して地域ぐるみで犯罪等おこ
4		りにくいまちづくりに努め、通学路の安全点検を実施す
		るなど、青パトの巡回を継続していきます。
	安全で良好な就園環境	■幼児環境として、安全かつ良好な就園環境を整えるため
_	の整備	に、地域、家庭、保育所、幼稚園、小中学校との連携を
5		強化し、働きながら幼児が健やかに成長できる環境づく
		りを一層進めていきます。

主な事業	担当課
船津小学校改築工事	学校教育課
パソコンシステム構築事業	学校教育課
公務支援システム構築事業	学校教育課
デジタル教科書導入	学校教育課
理科•社会科副読本作成	学校教育課
ICT教育推進事業	学校教育課
長寿命化計画策定事業	学校教育課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
地域教材化の割合		~	0	50
	※新指	導要領に	よる副読本の改定	
長寿命化計画の策定	%	~	0	100

- 〇保護者、地域、学校と連携して地域ぐるみで犯罪等がおこりにくいまちづくりに努めま しょう。
- ○地域の子どもは地域で育てる意識を高め、学校施設の利活用について取り組みましょう。

■政策分野:生涯学習・文化

2-18 生涯学習活動の支援

目指す姿

幅広い学びの機会が提供され、町民が心豊かな生活を送るとともに、学んだ成果が地域や社会で発揮される環境づくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
誰もが学べる生涯学習の機会が充実し ている	%	~	22.3	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町の生涯学習活動を進めている施設は、生涯学習館と公民館があります。生涯学習館は、 乳幼児から高齢者までが気軽に利用できる施設として年間 300 日近く開館し、生涯学習 活動を支援しています。また、本や雑誌に加え視聴覚資料などの資料も備えています。さ らに、乳幼児への読み聞かせ活動や子どもたちを対象にした教室や一般成人を対象にした 各種教室や講座も設定しています。生涯学習館のもとに、河口・大石・上九一色の3分館も 開設していますが、ここ数年は利用者数及び図書の貸出冊数が減少傾向にあります。
- ○生涯学習館では、減少傾向にある図書館利用者数や貸出数を増やしていくことが最大の課題であり、これを推進していくための職員体制の充実及び職員の更なるスキルアップと学習活動をサポートするサービス向上が求められています。
- 〇公民館は、中央公民館を頂点に6地区公民館、21分館、8自治公民館があり、これらの施設を拠点にして生涯学習活動の働きかけをしています。各地区や自治会・区によって差はありますが、町ではこれらの公民館で生涯学習活動を活発にしてもらうよう、出前講座などによる働きかけや活動及び運営費に補助金を交付し、学習活動が広く展開されるよう支援体制を整えています。また、平成28(2016)年度には公民館のなかった勝山地区にも公民館が新たに竣工しました。
- ○公民館活動では、各公民館で行う教室が少ないことと、生涯学習活動を主体的に進めていく自主サークルや NPO 法人などが圧倒的に少ないことが課題です。担当職員のスキルアップとともに町で委嘱している館長・主事などの公民館職員の活動力の向上が求められています。

	施策名	取組の内容
1	人材の発掘	■町に潜在する様々な技能や能力をもった方々の発掘を推 進します。
2	各地区の特色ある講座 の開設	■各公民館での盛んな教室開設とともに、地域課題に向き合い、その解決策を見いだせていけるような講座の設定を目指します。
3	生涯学習活動の推進	 ■生涯学習活動を広く推進していくための(仮称)「町民大学」を開設し、生涯学習活動を全町的に広め、町民の一人一人の生きがいづくりの手助けをするとともに、地域づくり・まちづくりの担い手としての町民の育成を目指します。 ■生涯学習活動の拠点施設としての生涯学習館を幅広く周知させるために、ホームページの充実や地域テレビ局及びラジオ局を通じた情報発信を拡充するとともに、学習館に足を運んでもらえる各種行事や企画、イベントを実施します。 ■学習活動を支える資料提供やレファレンスの充実を目指します。
4	学習の成果を活かせる 場の創設	■学習の成果を活かせる場の創設として、地区公民館及び 分館での公民館祭りを実施するとともに、一人一人が持 っている能力や技能を発揮し、輝いていただける活用の 場を設けます。

主な事業	担当課
公民館教室事業	生涯学習課
公民館活動啓発事業	生涯学習課
放課後子ども教室事業	生涯学習課
家庭教育事業	生涯学習課
青少年教育事業	生涯学習課
青少年育成事業	生涯学習課
自然共生事業	生涯学習課
地域ボランティア育成交流事業	生涯学習課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
家庭教育講座参加者数	人	~	11,711	12,500
各公民館での教室開催数	教室	~	73	100

- ○学びあう仲間づくりの拡大に努めましょう。
- ○学びの成果を積極的にまちづくりに生かしましょう。

■政策分野:生涯学習•芸術文化

2-19 スポーツ・レクリエーション活動の支援

目指す姿

スポーツの実践のための機会や施設が充実し、町民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
スポーツ・レクリエーション施設が整 っている	%	~	22.4	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町には、体育館が船津地区・西湖地区・精進地区・本栖地区に各1か所、グラウンドが船 津地区に2か所、小立地区に1か所、勝山地区に1か所、大嵐地区に1か所、西湖地区に3 か所、精進地区に1か所、本栖地区に1か所、富士ケ嶺地区に1か所、芝生サッカー場が小 立地区に2か所、テニスコートが西湖地区に1か所3面、ボート競技場、カヌー競技場、町 民プール等のスポーツ施設が整備されており、各小中学校のグラウンド・体育館の町民へ の学校開放も行っています。
- ○これらの施設を生かし、町体育協会や各種スポーツサークルなどが活動し、自己の体力の維持、健康づくり、町民のふれあいや地域間交流の場となっていますが、各施設の老朽化が進んでおり、長寿命化計画の策定が必要となっています。
- 〇市町村対抗の体育祭りなどでの成績には結びついていないものの、競技スポーツとしての スポーツ少年団や体育協会専門部の競技種目や競技人口は維持しています。また、山梨県 において本町が中心で行われているボート及びカヌー競技については、競技人口の増加と 成績向上が課題になっています。
- 〇各自治会・区会などの地域活動の希薄化により、地区体育祭や球技大会等が廃止・縮小化され、地区体育協会の必要性も問われる状況になってきている中で、町内の各地区から選出されている町スポーツ推進委員を中心として、いつでも・どこでもスポーツができる生涯スポーツ、軽スポーツの普及活動を推進することが求められています。
- 〇その一方で、全町民を対象にした総合型スポーツクラブは、活動の幅を広げ、登録者数及び教室実施日数も増加傾向で活性化してきています。また、高齢者を対象にした 100 歳体操が各地区の小学校単位で広がってきており、新たな健康づくりと共鳴したスポーツ活動の推進が求められています。

	施策名	取組の内容
1	施設の整備効率化運営	■町内体育施設の整備効率的な運営に取り組みます。長寿 命化計画の策定に取り組みます。
2	軽スポーツ教室やレク リエーションイベント 等の推進	■日頃スポーツに接することのできない方々へのアプローチとしてスポーツ推進委員の役割強化と地区体育協会の役割を見直し、各地区にある公民館や運動施設などを利用しての軽スポーツ教室やレクリエーションイベントなどを推進します。
3	総合型スポーツクラブ の推進	■総合型スポーツクラブの更なる会員増加と活動拠点の確保及び法人化を促します。
4	町民スポーツとしての ボート・カヌー競技の 浸透	■山梨県で唯一本町でしか活動できない、ボート及びカヌー競技を町民スポーツとして浸透させ、町民向け教室の実施及び町民向けの大会を実施する中で、オリンピックを目指す選手の発掘に努めます。
5	体育協会各専門部の活 性化	■体育協会各専門部の活性化及び登録選手の増加を目指す とともに、体育祭りでの上位入賞と若きアスリートの発 掘を目指します。

主な事業	担当課
スポーツ施設の整備及び効率的運営事業	生涯学習課
軽スポーツの推進	生涯学習課
クラブ富士山の事業の推進	生涯学習課
青少年スポーツクラブの支援強化	生涯学習課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
クラブ富士山年間登録会員数	人	1	260	450

みんなで取り組む目標

〇日頃からスポーツやレクリエーションに取り組み、心身の健康づくりに役立てましょう。

○スポーツやレクリエーション活動を通した地域のコミュニケーションを図りましょう。

■政策分野:生涯学習•芸術文化

2-20 歴史・文化の保護継承と新たな芸術文化の創造と振興

目指す姿

世界文化遺産を中心とした町の歴史・文化遺産等が適切に継承され、町民が芸術・文化を気軽に親しむことができる機会の拡充や活動の成果を表現する場の充実を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
芸術・文化活動の場や文化施設が整っている	%	~	26.6	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町は、平成 25 (2013) 年6月に富士山が世界文化遺産に登録され、全 25 件の構成資産 (構成資産を細分した構成要素を含め 33 件)のうち、8件の構成資産及び構成要素を 有する町になっています。構成資産及び構成要素は、富士五湖に含まれる河口湖、西湖、精進湖、本栖湖、富士山信仰の重要な拠点である河口浅間神社、富士御室浅間神社(二合目本宮及び里宮)、船津胎内樹型といった富士山の「信仰の対象・芸術の源泉」としての文化的価値を証明するうえで重要な位置付けになるものです。これらの世界文化遺産富士山の構成資産は、史跡富士山や名勝富士五湖、特別名勝富士山などの国指定の文化財であり、他にも天然記念物の溶岩洞穴(龍宮洞穴、西湖蝙蝠穴及びコウモリ、本栖風穴、富岳風穴、富士風穴)、天然記念物の植物や植生(精進の大スギ、富士山原始林及び青木ヶ原樹海)、重要無形民俗文化財の「河口の稚児の舞」など、総計 13 件にも及ぶ国指定文化財が所在する、富士北麓地域でも類いまれな地域です。
- 〇本町は、町域全体の歴史を取りまとめた自治体史が存在せず、町の歴史の全体像が整理されずに把握できない状態になっています。また、世相の変化や開発により古くから継承されてきた文化が姿を消しつつあり、地域の歴史・文化を伝えてきた文化資産(古文書や民俗資料、考古資料など)、かけがえのない資料が散逸する危機に瀕しており、全町域の歴史・文化を総括した自治体史(町史)の編纂と、文化資産・歴史資料を収集保管する事業が喫緊の課題としてあげられます。
- 〇また、富士山の世界文化遺産登録がなされ、構成資産としての貴重な資産があり、フィールドミュージアム構想に基づき、地域の歴史や文化遺産の調査を進めて行くとともに、富士山を人間と自然が共同で創り出してきた「文化的景観」として、日本のみならず、人類共通の「世界文化遺産」として後世に継承していくことが大切です。
- 〇本町では、「五感文化構想」を事業理念に据えて、河口湖美術館、河口湖ステラシアター、河口湖円形ホール、大石紬伝統工芸館、河口湖ミューズ館、西湖いやしの里根場などの芸術・文化・工芸施設が整備され、人々の感覚を刺激することを主眼とした芸術文化を積極的に取り入れたまちづくりを進めてきました。

- ○これらの文化施設では、観光産業との連携も図りながら体験事業や美術展・各種コンサートなどのイベントを開催し、町民が芸術や文化にふれる機会を創出してきた結果、体験や 観賞のみならず、自ら実践していく環境も整っています。
- 〇町民が気軽に優れた芸術・文化・歴史・自然に触れることで、参加する喜び、創造する喜び、そして分かち合う喜びなどが町民の心に深く根ざし育まれることが、新たな文化の創造につながっていくものと強く期待されています。
- ○住民参加型創造音楽祭「富士山河口湖音楽祭」等イベントの開催により、音楽を通じての精神文化への貢献と感性の高揚、町の魅力発信に努めていますが、事業内容や関係機関等の協力体制づくりなどを再考し持続性のあるものとする必要があります。さらに国内外のあらゆる人々が交流する創造性が求められ、富士山の麓における新たな文化的な指標となるよう事業を通じて交流を促進していく必要があります。
- ○梶原林作基金助成金事業を通じ、地域の文化振興に資する事業、芸術文化の創作事業等に 取り組んでいる個人、団体への活動支援を行っていますが、基金の金利を原資としている ため、事業費が減少している問題があります。文化活動を振興するため、引き続き実施す る方策を検討する必要があります。

	施策名	取組の内容
1	自治体史(町史)の編 纂事業	■町の個性であり、地域の誇りとして保護・継承すべき文 化資産・歴史資料について、調査研究を通して自治体史 (町史)を編纂していきます。町の歴史・文化に関する 総合的な調査を実施していきます。
2	歴史文化財資料の調 査・保護事業	■地域の歴史・文化を継承するうえで不可欠かつ重要な資料を収集・保管し、調査研究、教育普及を図る拠点を整備していきます。
3	世界文化遺産富士山の 構成資産に関する調査 研究事業	■町内に点在する世界文化遺産富士山の構成資産の相互の 関わりや個々の価値について、参詣道、登拝道、巡礼路な どの特定、資産周辺の関連文化財の学術調査研究を行い、 文化的価値の更なる解明と保護の啓発を推進していきま す。
4	町民の文化財意識の啓 発事業	■町にある様々な文化財や歴史、民俗や風習などを知らし める教室や情報伝達活動を通じて、文化財の継承意識を 高めていきます。
5	文化遺産の保存と活用	■有形、無形の文化遺産を、その担い手を育てながら保存 しその活用を図っていきます。また、次世代への伝統文 化継承のために、町内の学校や地域との連携を図りま す。
6	芸術・文化活動の支 援・充実	■地域における自主的な文化活動を振興するとともに、身近で優れた芸術文化に触れる機会を熟成するため、町内の芸術・文化団体を育成し活動を支援します。■芸術文化への参加機会を作ることにより町民が芸術文化にふれあい、感性を高め、新たな文化を創出していくことにより、地域の活性化を図ります。
7	交流機会の創出と芸術 文化の担い手の育成	■各文化施設では、観光産業との連携を強化しながら、町 民をはじめ県内外及び国外からの方々と交流が図れる機 会をつくるとともに、それぞれの芸術文化の担い手を育 成していきます。
8	文化施設の整備・保全	■多様な芸術文化活動に対応するため、文化施設を整備し、 その保全に努めます。

主な事業	担当課
町史編纂事業	生涯学習課
歴史文化財資料等調査保護事業	生涯学習課
音楽フェスティバルの開催	文化振興局
音楽活性化、ふれあい事業	文化振興局
文化活動支援育成事業	文化振興局
音楽のまちづくり事業	文化振興局
国際音楽合宿等誘致振興活性化事業	文化振興局
アーティストインレジデンス事業	文化振興局
ステラシアター運営事業及び音楽文化ボランティア育成事業	文化振興局
円形ホール運営事業及び音楽文化ボランティア育成事業	文化振興局
河口湖美術館等運営事業	文化振興局
新しい文化事業における生活基盤向上事業	文化振興局

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
富士山河口湖音楽祭参加者数	人	*	17,685	20,000

- ○有形、無形の文化遺産を、その担い手を育てながら保存し、活用を図りましょう。
- 〇優れた芸術・文化・歴史・自然に触れることで、新たな芸術文化の創造につなげ、地域 の活性化を図りましょう。
- 〇町民をはじめ県内外及び国外からの方々と交流する機会をつくり、芸術文化を通じて更 なる町の魅力を発信し、感性を育みましょう。

第4章 基本的方向 3 ひとに優しいまち

■政策分野:保健・医療

3-21 健康寿命の延伸

目指す姿

町民一人一人が、各年代の特長を活かした保健予防活動を行うことができ、自らの健康に関心を持って、運動、栄養、休養のバランスの取れた生活習慣を身につけ、主体的・積極的に健康づくりに取り組むことで、健康寿命の延伸を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
健康診断や保健指導の体制が充実している	%	~	49.7	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町では、高齢者人口の増加に伴い、がん、心臓病、脳卒中などの「生活習慣病」の増加や 高齢化に伴う「寝たきり」、「認知症」などの介護の必要な町民の増加などが見込まれる中、 平成 17 (2005) 年4月に「健康のまちづくり条例」を制定し、「すべての町民が健やか で心豊かに生活でき、元気あふれる富士河口湖町」を目指し、その基本理念を実現するた めに、平成 19 (2007) 年 11 月に、第1期の「健康まちづくり計画」を策定しました。
- 〇その後、国の医療制度改革において、生活習慣病対策が中長期的な医療費適正化を目指す うえで重要な柱の一つに位置付けられ、特定健診等の実施が義務付けられたことなどの社 会情勢の変化に的確に対応するために、平成25(2013)年3月に、第2期「健康のまち づくり計画」を策定し、「健康寿命の延伸」のための「疾病の予防」、「生活習慣の改善」、 「地域に根付いた健康づくり」を目標に、特に、死因の割合の高い生活習慣病についての 発症予防や重症化予防、生活習慣の改善を重点的に取り組んでいます。
- 〇また、国の「健康日本21(第2次)」(平成24(2012)年7月)では「少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指す」とされており、地域に根付いた健康づくりが確立されるように積極的に取り組む必要があります。
- 〇そして、生活習慣病の発病を予防し、健康寿命を延ばしていくためには、町民一人一人の 健康に対する改善認識の変化と、健康の基本的要素となる栄養・食生活・身体活動・運動・ 休養・飲酒・喫煙・歯・口腔といった健康に関する生活習慣の改善が重要になります。

	施 策 名	取組の内容
1	生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	■食生活の改善や運動習慣の定着などによる一次予防に重 点を置き、生活習慣病の発症予防と重症予防の徹底を図 ります。
2	生活習慣の改善	■生涯を通じた生活習慣病予防に関する知識の普及を図るとともに、長寿健康社会を実現するため、各種検診の受診率向上を図るとともに、関係部署や医療機関、教育機関、住民団体、ボランティアなどと連携を図りながら各種事業、教室、相談等を通じて町民の健康づくりを推進します。
3	地域に根付いた健康づ くりの推進	■医療機関、教育機関、企業、ボランティア団体など健康に関わる様々な関係機関と連携を図り、町民が健康づくりに取り組める環境を整備し、更なる健康づくりを支援していくためにも、地域医師会へ協力を要請し、健康づくり体制の充実・強化を図ります。
4	ライフステージに応じ た取組	■乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差の違いなどに応じた健康課題を把握したうえで、生活習慣病を発症するリスクの高い集団やその前の若年層集団に対して重点的に対策を講じていきます。

主な事業	担当課
健康診断事業	健康増進課
がん検診推進事業	健康増進課
健康相談事業	健康増進課
健康のまちづくり事業	健康増進課
家庭訪問事業	健康増進課
健康教育事業	健康増進課
健康のまちづくりウォーキング事業	健康増進課
健康未受診者へのアプローチ活動事業	健康増進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現物 平成 (2016		将来目標 平成 34 (2022) ⁵	4
がん検診受診率	%	~	肺肝大乳胃子	37 37.8 36.9 39.2 18.8 19.9	肺肝大り乳胃子	40 40 40 40 25 25

- 〇生活習慣病予防に努め、健康診査を積極的に受診しましょう。
- ○健康に関わる様々な関係機関との連携を図り、地域に根付いた健康づくりを推進しましょう。

■政策分野:保健・医療

3-22 食育の推進

目指す姿

地産地消を推進し、地域の食文化を次世代に継承するとともに、食育と健康に関する意識向上を図り、食を通じた身体と心の健康づくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
学校や地域の講座等で食育が充実して いる	%	~	17.4	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇近年、町民の生活様式の多様化に伴い、生活の基礎となる食をめぐって変化が生じ、栄養 の偏りや生活習慣病といった健康に対する悪影響が深刻になるとともに、古くからあった 「食」に対する感謝の気持ちが失われつつあります。
- ○ご飯などの主食の欠食や魚介類・小魚類の摂取頻度の低下、動物性食品への偏りと摂取過 多などが見られ、青年期から壮年期における朝食の欠食も目立ちます。また、時間の効率 化や調理が面倒という理由から中食や外食を頻繁に活用する町民も多く、伝統的な食事の 形式が失われつつあります。その反面、家庭や地域で日常生活に組み込まれ継承されてき た日本型食生活や郷土料理、伝統行事食などを次世代へ継承していきたいという食文化へ の思いもうかがわれます。
- 〇食生活改善推進員会は地区公民館まつりなどにおいてレシピや調理の試食を配布、また保育所訪問にて食事バランスと体の仕組みをエプロンシアターで伝える等の食育活動を実施しています。さらに、季節や地域の伝統的なレシピを広報誌に掲載し、家庭における食生活改善や食文化継承に努めています。
- 〇町民実態調査の結果からは、食育に関する認知度や関心が低く、実践している町民が少ないことや、食生活や食事の栄養バランスが乱れており、歯の健康に関する意識も低いこと、食を通じたコミュニケーションの場が減っていること、町内でつくられている農畜産物の認知度が低く、食品ロス削減のために取組を行っている町民が少ないことなどが課題としてあげられます。
- 〇今後の食育の推進にあたっては、まず、町民一人一人が栄養バランスのとれた食事や、食べものと健康の関係を理解し、自分の身体にあった食事、健康と食に関する正しい情報を 選択する力を身につけ、健全な食生活を実践する必要があります。
- ○さらに、健康な身体づくりのための適度な運動や、規則正しい生活リズムと食習慣・歯みがき習慣を身につけることも重要です。
- 〇地産地消の推進と地域の食文化の継承を図るために、地域産品の時期に合わせたイベントを開催するとともに、富士北麓地域の生産組合による協議会を立ち上げ、企業店舗で普及・ 啓発と販売に努めています。

〇特に食育に関する感謝の念を深めていくうえで、食を生み出す場としての農林水産業に関する理解が重要といえますが、消費者と生産者がお互いを意識する機会が少ないことから、 互いの顔が見える関係の構築等により、交流の促進、環境と調和のとれた農林水産業の形が求められています。

施策の展開

	施 策 名	取組の内容
1	食育と健康に対する意 識の向上	 ■町民への食育の意識の向上を図るとともに、さらに若年層や男性、家庭や地域に対し具体的な食育の取組について働きかけ、食を通じた身体と心の健康づくりを進めます。 ■食育と健康に関する意識向上に努め、生活習慣病予防に対し徹底した管理指導を行うと同時に、食育を通じがん検診受診の支援を行うことにより、幸せな家庭環境が整備できる。身体と心の健康づくりに努めます。
2	食生活と栄養のバラン ス改善	 ■健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防を推進し、健康寿命の延伸を実現するため、栄養バランスのとれた食事や食べものと健康の関係を理解し、自分の身体に合った食事を選択する力をつけられるよう取り組みます。 ■歯の健康に関する意識を持ち、食べものをよく噛む、定期歯科検診を受診するなど、歯を大切にする習慣を身につけられるよう取り組みます。
3	環境に配慮し地産地消 を推進し地域の食文化 を守る	 ■町産農畜産物の認知度の向上や、新鮮で安心・安全な食糧供給や地産地消を可能にするとともに、町の食文化を次世代に伝える力とするため、生産者と消費者をつなぐイベントなどを開催します。また食品ロス削減にも取り組みます。 ■都市農村交流として、農林畜産物生産組合の生産者や畜産農家、ジビエ食肉加工施設管理組合等とイベント事業を開催するとともに、生産者と消費者がお互いに情報交換できる場として、富士北麓地域の生産組合等と連携し、農産物直売所、道の駅や町内大型店舗などで販売・宣伝活動を実施し、地産地消を推進していくために継続した支援に努めていきます。
4	食を通じたコミュニケ ーションを深める	 ■生活様式の変化とともに一人暮らしや核家族が増えたことによる、家庭内や地域社会における食を通じたコミュニケーションの希薄化を防ぐため、世代を超えて多くの人が気軽に集まり触れ合うことができる機会をつくります。 ■食についての知識や技術の習得や食文化の継承や食の自己管理能力の向上、家族や仲間との絆を深めるため、家事への参加を勧めます。

主な事業	担当課
歯の健康教室	健康増進課
エプロンシアター 元気ッズ	健康増進課
特定健診	健康増進課
料理教室	健康増進課
食育イベント	健康増進課
食に関する情報提供	健康増進課
食品口ス啓発事業	環境課
ジビエ普及事業	農林課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
食育の実践者割合	%	1	47.5	60

- 〇日常生活に組み込まれ継承されてきた食文化を、次世代へ継承していきましょう。
- ○食事の栄養バランス、食べものと健康の関係を理解し、健全な食生活を実践しましょう。

■政策分野:保健•医療

3-23 地域医療体制の充実

目指す姿

必要なときに、必要な医療を受けることができる環境整備を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
病気やけがなどで困ったときに、すぐ 受診でき安心である	%	~	38.9	※平成 28(2016)年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇町内の医療機関は、山梨赤十字病院(内科、小児科、外科、歯科口腔外科等、21の診療科目)、一般診療所 15 か所(内科・小児科 11、外科2、産婦人科1、眼科1)、歯科診療所 14 か所があり、船津地区、小立地区に集中しています。また、上九一色地区には、歯科、平成 25(2013)年度からは、富士高原診療所を開設して医療体制の充実を図っています。
- 〇また、山梨赤十字病院では産科病棟を増築し、地域医療再生計画事業として周産期医療体制が整備(NICUの設置)されました。
- 〇平成 25(2013) 年4月から、休日夜間診療、小児救急医療、休日救急歯科診療、心身障がい者(児)歯科診療が開院され、今後も計画ある診療行為に向け適格に事業遂行に向け取り組んでいきます。
- 〇平成 25 (2013) 年度から町の在宅医療推進協議会を設置して協議を重ねていますが、病院同士の連携体制、在宅での看取りをする在宅医等のマンパワー、地域住民への在宅医療に関する周知などが課題となっています。
- 〇災害時における医療救護の関係機関連絡方法として、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の活用や富士・東部地域患者情報共有システム(FT-Net)の運用が行われています。また、町では衛星携帯電話1台を整備しています。

施策の展開

	施策名	取 組 の 内 容
1	病院・診療所や在宅医 療の充実	■山梨赤十字病院、富士吉田市立病院を中核とし、町内の 医療機関や保健、福祉部門と連携を図りつつ、地域医療 体制の充実を図ります。
2	災害時医療情報ネット ワークの整備	■災害時における医療情報ネットワークを図るため衛星携帯電話を設置します。 ■災害時活動検討会議を開催します。
3	救急医療体制の充実	■休日夜間診療、小児救急医療、休日救急歯科診療、心身障がい者(児)歯科診療の充実を図ります。

主な事業	担当課
病院群輪番制度病院運営事業	健康増進課
休日の在宅当番医の周知と救急医療の適正利用の啓発	健康増進課
歯科保健連絡協議会の開催	健康増進課
関係機関との協議(富士北麓地区救急医療会議)	健康増進課
富士高原診療所運営事業	地域防災課

みんなで取り組む目標

○かかりつけ医を持ち、疾病の早期発見・早期治療に努めましょう。

■政策分野:福祉

3-24 地域福祉の推進

目指す姿

住み慣れた地域で安心して快適に暮らすため、お互いを地域の一員として認めあい、ふれあいを深めることで、支援を必要としている人を地域で見守り、支えあう仕組みづくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
ボランティア活動が活発である	%	~	12.8	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇地域の安心と幸せを実現するために、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざした助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の推進を積極的に図る必要があります。
- 〇身近な地域で誰もが地域福祉を考え、気軽に助け合い、支えあうシステムづくりの活動としては、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員、各種団体が中心となって、小地域福祉活動を推進していくことが必要といえます。この活動を広げ、地域で活動している様々な団体やグループと連携を図り、地域で支え合うネットワークの拡大強化を進めていく必要があります。
- ○今後の福祉においては、公的な福祉サービスの充実整備を図るとともに、地域における身近な生活課題に対応する、新しい地域での支え合いを進めるための地域福祉のあり方を検討することが課題となっています。これからの地域福祉を推進するために求められる条件を整理し、町民と行政の協働による新しい福祉のあり方を考えていく必要があります。
- ○国においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる町民が 役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な 福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する 必要がある、として平成 28 (2016) 年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 を設置して体制のあり方等を検討しています。
- 〇障がい者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などが社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去し、新しいバリアを作らないことが求められています。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的なバリアに対処するという考え方のもと、施設等についても、誰にとっても利用しやすくデザインすることが必要といえます。この両方の取組をあわせて推進することで、バリアフリーやユニバーサルデザインが理解され、共生社会の実現が図られるよう、継続した取組が必要となっています。

施策の展開

	施策名	取組の内容
1	地域ぐるみ福祉ネット ワークづくり	■地域の中で安心して暮らせる社会づくりのため、民生委員児童委員、福祉委員等の協力や社会福祉協議会との連携により、地域ぐるみで福祉の推進を図ります。
2	小地域福祉活動の推進	■社会福祉協議会、民生委員、福祉委員、各種団体を中心に 小地域福祉活動を推進していき、ボランティアの人材育 成や登録を推進していきます。
3	地域福祉推進体制の充 実	■地域の中で安心して暮らせる社会づくりのため、各福祉 計画等を推進し、地域福祉推進体制の充実に努めます。
4	相談支援の充実	■町民の様々な福祉ニーズにきめ細かく対応するため、情報提供や相談体制、相談員の育成・確保に努めます。
5	高齢者や障がい者・子 どもへ配慮した整備	■生活に障壁(バリア)を感じないようにバリアフリー、 ユニバーサルデザインの整備を積極的に推進します。■「避難行動要支援者」名簿への登録を促し、地域支援体制の整備に努めます。

主な事業	担当課
地域ぐるみ福祉ネットワークづくり事業	福祉推進課
小地域福祉活動推進事業	福祉推進課
各種福祉計画等策定事業	福祉推進課
相談支援と相談員の確保育成事業	福祉推進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
ボランティア登録者数	人団体	~	38 14	44 19

- 〇地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。
- ○地域の要援護者を見守り支援しましょう。

■政策分野:福祉

3-25 高齢者福祉の充実

目指す姿

住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの整備を進め、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に自立した生活を 継続できるまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
高齢者が生きがいを持てる機会が充実 している	%	~	13.8	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町の高齢化率は、平成 28 (2016) 年4月1日現在 23.7%と、山梨県下でも上位ベスト5に名を連ねているものの、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 (2025) 年度には4人に1人は高齢者となる 25%を超えるとも推計されています。
- 〇平成 12 (2000) 年に始まった介護保険制度は、平成 18 年度には地域包括支援センター や介護予防給付が導入され、平成 24 (2012) 年度には介護・医療・予防・住まい・生活 支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組も始まり高齢者 を取り巻く支援体制が大きく変化してきています。
- 〇町では福祉サービスの充実や介護予防事業についても、要介護認定申請理由の上位を占める筋力低下予防や認知症予防に限らず、高齢者の社会参加や自主活動を踏まえた多様な活動機会を設定するなど更なる充実と推進を図っています。
 - 平成 27 (2015) 年度には、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、比較的自立度 の高い要支援認定者が利用するサービスの一部が、保険者である町の実施する総合事業に 移行することとなり、町では平成 29 年 4 月から行っています。今後は保健、医療、福祉、介護サービスなどの関係機関や関係者の連携と協力をさらに進めながら、高齢者自身や、 近隣・地域が一丸となって住み慣れた地域で安心して生活を送るための「地域包括ケアシステム」のなお一層の推進が必要とされています。
- Oさらには、高齢化の進行とともに、多種多様化する高齢者の課題に対し、日常生活支援総合事業の充実・推進、認知症高齢者施策や生活支援体制整備、在宅医療と介護の連携の推進、高齢者虐待や権利擁護、介護負担の軽減等多種多様化する地域支援のシステム作りも大きな課題となっています。

	施策名	取組の内容
1	介護予防推進の充実	 ■平成29(2017)年度から介護予防・日常生活支援総合事業が本格的に開始されることに伴い、要支援者の自立を促すためのケアマネジメントやモニタリング、評価を行いながら、いつまでも自立度の高い高齢者を目指した支援を実施します。 ■要介護認定に至らない高齢者の自立支援を行うための一般介護予防事業の充実を図り、身近な施設や仲間同士での介護予防への取組を支援します。
2	包括的支援事業の充実	■高齢者の多様化する課題に対応する相談システムの確立に加え、町民一人一人が、高齢者問題や支援について検討できる地域組織づくりや多様化している高齢者問題の解決に向けた人材の育成・確保及び一連の支援体制づくりに取り組みます。その中で、関係する多職種・多機関との連携も充実させていきます。
3	保健福祉サービスの充実	■従来の高齢者福祉サービスの見直しに加え、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の発掘や育成に努めるとともに、本町の高齢者福祉サービスが地域性や施設不足等にとらわれずに、誰でも平等に利用できる仕組み作りにも努めます。
4	地域共生社会実現に向けた取組	■高齢者に限定することなく、障がい者(児)、子どもも 含めた福祉サービスの構築である『我が事・丸ごと』地 域共生社会実現に向けた取組も必要であり、そのあり方 を探って行きます。
5	高齢者の自立支援の推進	■高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心安全に生活が 送れるように、シニアドライバー支援事業等の自立を支 援するための施策を推進します。
6	保健福祉サービスの充 実	■配食・給食サービス、ふれあいペンダント、ヘルパー派 遣等高齢者生活支援事業の充実を図ります。
7	社会参加と生きがいづくりの推進	■高齢者が社会・地域と関わりをもち、一人一人が充実した生涯を送れるように、様々な地域活動への積極的な参加を促進します。
8	地域ネットワークの構 築	■社会福祉協議会を中心としたネットワークの強化や高齢 者虐待防止ネットワークの構築を図ります。
9	高齢者福祉施設の充実	■高齢者の自立支援と生きがいづくりの場として、老人福祉センター等の整備を行い、既存施設も含めて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めていきます。

主な事業	担当課
シニアドライバー支援事業	福祉推進課
高齢者保健福祉サービス事業	福祉推進課
社会参加と生きがいづくり推進事業	福祉推進課
地域ネットワークの構築事業	福祉推進課
高齢者福祉施設整備事業	福祉推進課
介護予防日常支援総合事業	健康増進課
介護保険の地域支援事業	健康増進課
健康科学大学との連携	健康増進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
高齢者及びいきいきサロンの開設数	箇所	~	15	20
		区の小地は	或福祉活動数	
介護予防事業参加者数	人	~	6,595	7,000

- ○介護予防事業に積極的に参加しましょう。
- ○高齢者の社会参加(地域活動)を支援しましょう。

■政策分野:福祉

3-26 障がい者福祉の充実

目指す姿

障がいの有無に関わらず誰もが共生できるまちづくりを推進し、障がいのある 人が地域で個性を活かして社会の一員として安心して自立した生活ができるこ とを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
障がい者のための施設・福祉サービス が充実している	%	~	21.6	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇町での障がい者等は増加傾向にあり、障がい者の高齢化、難病等対象疾病拡充への対応や 高次機能障がい、発達障がい等、多様化する障がい者のニーズに対応していく必要があり ます。
- 〇障害者基本法に基づく「障害者基本計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を 策定し、これらの計画に基づいて、障がい者のニーズに合わせた福祉サービスの提供や自 立に向けた支援を行っています。
- ○本町では、精神福祉士の雇用により、より専門的な相談と関係機関へのスムーズな連携体制がとれるようになり、また、児童担当の保健師を配置したことにより乳児から就学まで一貫した相談体制ができるようになっていますが、引き続き、障がいの予防と早期発見、早期療育体制の充実や相談支援体制の整備を図っていく必要があります。
- ○障がい者の地域社会への参加促進に向け、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、 地域コーディネートの充実や災害が起きても安心な地域づくりが必要となっています。ま た、地域活動支援センターや障がい者自立支援協議会の機能強化を進めていく必要があり ます。
- ○障がい者等の人権が尊重され、住み慣れた地域において個性を活かし、社会の一員として 自立した生活ができる、障がいの有無に関わらず誰もが共生できるまちづくりを推進して いきます。

	施策名	取 組 の 内 容
1	障がい者福祉の推進	 ■障がい者福祉の推進として「多様性に配慮した共に生きるための社会づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」、「互いに支えあう人づくり」の基本方針に基づき誰もが尊重され、安心して生まれ育ち、生き生きと暮らせるまちを目指します。 ■「障害福祉計画」の策定・更新とともに、地域住民の経験や能力を活用したボランティア活動等の推進や地域コーディネート機能の充実、災害時における要配慮者への支援等を推進します。
2	相談・支援業務の充実	■相談機能の充実と障がい者の視点にたった支援体制の確立を目指します。障がいの予防や早期発見、早期療育体制の充実や身近な相談支援体制を推進するとともに、富士北麓圏域6市町村で平成29(2017)年度から設置した基幹相談支援センターとの連携を強化していきます。
3	在宅福祉サービス	■利用者本位の適切な福祉サービスと利用者のニーズを把握した日常生活支援体制の整備を進めます。
4	地域社会への参加の促進	■障がい者の社会参加への促進に向け、地域生活への移行、就労・雇用支援を進め、障がい者に対する町民の正しい理解の啓発を進めます。
5	地域生活支援の充実と推進体制の整備	■地域活動支援センターと障害者自立支援協議会の機能強 化を促進し、地域生活支援の推進体制を整備していきま す。

主な事業	担当課
障害福祉計画更新策定事業	福祉推進課
相談•支援事業	福祉推進課
在宅福祉サービス事業	福祉推進課
就労・雇用支援事業	福祉推進課
地域生活支援事業	福祉推進課
手話通訳者設置事業	福祉推進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
居宅介護等サービスを受けている障がい 者の人数	人	1	29	35

- ○可能な限り積極的に社会に関わりましょう。
- 〇障がい者を地域で支え合い、あらゆる活動に参加できるよう自立を支援しましょう。

■政策分野:社会保障

3-27 社会保障制度の充実

目指す姿

必要なときに適切な医療、介護サービスを受けることができるよう制度の持続 や機能の充実・強化を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
国民健康保険、介護保険制度等の運営 が適切にされている	%	*	31.1	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

○国民健康保険制度

町民の健康と医療の確保を図るための国民健康保険制度の役割は大変重要なものとなっています。

国の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30(2018)年度から、都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営の中心的な役割を担い制度の安定化のための改革が行われます。

本町は、広報誌やホームページ等により国保の現状について、町民へわかりやすい広報活動に努めるとともに、町税滞納削減アクションプランにより収納率の向上に努めています。また、国民健康保険団体連合会と連携を図り、重複・頻回受診者の抽出や保健師等による訪問指導等による適正な受診を促すなど医療費の適正化に努めていきます。町民の健康生活の向上と医療費の抑制の観点から、「健康なんでも相談 24」や小中学校での健康づくり教室の開催、地域での水中ウォーキングなどの健康教室を開催していますが、町民の健康生活の向上と医療費の抑制の観点から、疾病の予防、重症化の予防など、保健、健康増進、福祉の各分野と連携した健康づくりを推進していく必要があります。

○後期高齢者医療制度

長寿社会を迎え、高齢者における医療の確保を図るための後期高齢者(75歳以上)医療制度の役割は非常に大きなものとなっています。高齢者の医療給付の確保については、町民本人の生活のみならず、町の財政や施策にも大きな影響を持っており、高齢者の増加や医療の高度化による医療費の増加が大きな課題となっています。そのため平成20(2008)年4月に都道府県単位で全ての市町村が加入する広域連合が、「財政運営全般」を行い、市町村が、高齢者における保険料徴収と窓口事務を行う後期高齢者医療制度が創設されました。しかし、事務の分掌が変わっても、医療給付費の確保のために広域連合が行う保険給付、審査、支払い、保険料率の決定、保険料賦課等の業務については、市町村が保有している住民情報が不可欠なものとなっているため、広域連合と協力・連携のもとに、効率的かつ効果的な事務処理を進めていくことが重要です。

〇介護保険制度

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護ニーズが高まる中、社会全体で高齢者の介護を支えあう仕組みとして平成 12 (2000) 年に創設され、現在では高齢期を支える制度として定着しています。

しかし制度の定着とともに年々介護給付費は増大し、平成20(2008)年以降は3年ごとに法改正による見直しを行い、平成26(2014)年の法改正では在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実と合わせ、予防給付の通所介護と訪問介護を地域支援事業に移行し、市町村による地域の実情に合わせた多様なサービスの実施が可能となりましたが、本町圏域においては基準を緩和したサービスの構築や町民主体のサービスの実施には地域資源に乏しく、課題が多いのが現状です。

今後、制度の持続のためには介護保険料の急激な上昇を抑え、住み慣れた地域で高齢者が 自立した生活が営めるシステムの構築のため、医療をはじめとする様々な分野が連携し、 サービスが必要な方に必要なサービスが提供できる体制づくりや住民主体の事業の担い手 となる人材育成、認知症の方を地域で見守るネットワークづくりや認知症への理解を深め る活動をより地域に広げていくことが求められています。

〇国民年金制度

少子高齢社会により、老後の生活の支えとなる年金制度の果たす役割はますます重要となっています。

国民年金制度は、地方分権一括法が平成 12 (2000) 年度から施行され、市町村における 国民年金事務も機関委託事務から法定受託事務へと大幅な見直しがされました。しかし、 事務の分掌が変わっても年金権の確保のために国が行う適用促進や保険料の納付関係の業 務については、市町村が保有している住民情報が不可欠なものとなっています。今後も国 との協力・連携のもとに、効率的かつ効果的な事務処理を進めていくことが重要です。 また、町民の年金権の確保については、町民本人の生活のみならず、町の財政や施策にも 大きな影響をもっています。しかし、若年齢・高年齢者にいまだ年金制度への無理解・無関 心者が多いことから国民年金の未加入者や未納者の存在が大きな課題となっています。そ のため啓発にも力を入れ広報やパンフレットなどを活用し制度の周知に努め、町民一人一 人の年金制度への理解を高めていくことが必要です。

	施策名	取組の内容
1	国民健康保険制度の理 解促進	■国民健康保険制度、医療費の現状、被保険者の負担状況 などについて、広く町民の理解を深めるため、広報活動 の推進に努めます。
2	国民健康保険税収納率 の向上	■国民健康保険税の収納率向上のため、口座振替の推進な ど収納体制の充実に努めます。
3	国民保険制度度の医療 費(給付)適正化	■ジェネリック差額通知。医療費通知による後発医療薬品の利用や適正受診の促進疾病予防活動の推進を図り、医療費の適正化に努めます。
4	国民健康保険制度の保 健事業の充実	■疾病の予防、早期発見による重症化防止を図るための関係各分野との連携を強化し、保健事業の推進に努めます。
5	後期高齢者医療制度の 理解促進	■医療制度のため、高齢者に制度を正しく理解していただく広報活動を行います。
6	後期高齢者医療制度保 険料徴収体制の強化	■年金からの特別徴収と被保険者自ら納める普通徴収となるため、徴収強化に努めます。■高齢者のため、□座振替を促進します。
7	制度の安定と整備	■介護保険法に基づき3か年を1期とする「介護保険事業計画」を策定し、地域の課題及びニーズを把握し、保険料の見直しや介護給付費の適正化を図ります。
8	地域包括ケアシステム の推進	■制度の持続のため保険者機能の強化と、医療と介護の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営めるシステムの構築を目指します。
9	年金保険料の口座振替 の促進	■資格取得時における年金保険料の納付督励、口座振替、 早割の促進、前納制度等の推進に努めます。
10	年金相談体制の充実	■広報誌、パンフレット等の活用による制度の普及や、日本年金機構から提供される「被保険者情報」をもとに相談業務の充実を図ります。
11	年金未加入者・未納者 の解消	■加入対策の推進及び免除制度、納付猶予制度、学生納付 特例制度等の周知を図り、受給権の確保に努めます。■国民健康保険への加入・喪失及び転入・転出等に伴う国 民年金への資格取得・喪失の手続きもれがないように努 めます。

主な事業	担当課
健康づくり地域支援事業(国民健康保険保健事業)	住民課
後期高齢者医療制度の啓発	住民課
後期高齢者医療制度相談窓口	住民課
後期高齢者医療制度歯科口腔健診	住民課
介護保険事業計画策定	健康増進課
年金相談体制の充実	住民課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
健康教室等参加者数		~	1,440	1,605
		※国民健康保険被保険者の参加者数		
特定健康診査の受診率	%	~	33.9	50
	※国民健康保険被保険者の受診率			
特定保健指導の実施率	%	~	29.5	50
	※国民健康保険被保険者の実施率			

- ○勤労意欲を持ち、健康な心と身体の維持に努めましょう。
- ○各社会保障制度をよく理解し、その持続に協力しましょう。

第5章 基本的方向 4 ひとが交わるまち

■政策分野:産業

4-28 農林水産・畜産業の振興

目指す姿

担い手の育成や経営基盤の強化を図るとともに、観光と連携した販売力や競争力の向上を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
農林水産・畜産業(担い手の育成、農地の整備など)の振興	%	~	9.5	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇農業については、総農家数 454 戸のうち9割以上は自給農家と兼業農家で、うち専業農家は41 戸で全体の約9%となっています。農業の基幹は、酪農、水稲、露地野菜、施設花キですが、近年は、ブルーベリー、サクランボなどの観光摘み取り農園やワイン用ぶどうの栽培も行われ、観光と結び付けた農業の取組により都市と農村の交流が図られています。
- ○施設花キ生産者は、アッサムニオイザクラを基幹品目として経営を組み立てていますが、 近年の価格低迷や原油高による生産コストの高騰により厳しい経営を余儀なくされていま す。生産農家数、生産量ともに減少傾向の中、基幹品目の新品種の育成・導入により、更な る販売力、競争力強化を図る必要があります。
- 〇直売所が全国的に認知され、流通業種として確立してきた現在、本町においても平成 24 (2012)年度に農産物直売所"おおいし屋"が設立されてから生産農家が活気づき4年間で会員数が3倍に増加しました。おおいし屋の動向は、担い手育成や、遊休農地対策にも資するものといえます。
- 〇農家の高齢化、後継者不足、遊休農地の拡大等農業を取り巻く状況は年々厳しく、集落営 農組織の普及や直売所の育成により定年帰農者やUターン、Iターン就農者を対象に次世 代のリーダー育成・支援などが課題となっています。
- ○全国的に社会問題となっている野生鳥獣の農作物被害は、近年、増加傾向にあります。中 山間地域である本町にとってシカ、ニホンザル、イノシシによる被害が深刻化しており、 生産者の営農意欲の低下や地域振興の妨げの原因にもなっています。
- 〇本町の森林面積は 11,474ha と総面積の 72.4%を占めています。そのうち人工林は、全体の 48.5%となっています。県有林面積は、7,015ha であり、その他の民有林の人口林面積は 3,185ha でアカマツを主体とした人口林率は 71%で、今後、保全と間伐を適正に実施していかなければなりません。

- 〇本町の森林は、地域住民に密着した里山から林業生産活動が積極的に実施されるべき人工 林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然性の樹林帯まで、バラエティーに富んだ 林分構成になっています。森林に対する町民の意識・価値観が多様化し、森林の多面的機 能の発揮が求められていることから次のような課題があります。
- ○河口湖南岸の船津・小立・勝山地区は住宅地の開発が進んでいる地域であり、住宅周辺の 森林については、町民の憩いの場としての整備が必要です。
- 〇本町北側を連なる御坂山系は急傾斜地が多く、山地災害防止に重点を置く計画的な森林整備が重要です。
- 〇船津から西湖地区までの富士山裾野部に広く分布する天然性のアカマツ林・広葉樹林・青木ヶ原樹海の原生林についても重要な自然遺産・観光資源として植生の保全・景観の維持向上を図る必要があります。
- 〇精進・本栖地区は、大半を県有林が占め広大な青木ヶ原樹海の原生林が観光リゾートの一角をなし、自然景観・環境等を活用した森林との共生を重視した森林整備が必要です。
- 〇本町は4つの天然湖を抱えており、ワカサギ、ヘラブナ、オオクチバス、ヒメマスを対象と した遊漁が盛んで、県内外から余暇の健全活用や自然と親しむレクリエーションとして観 光産業を通じた地域振興に大きな役割を果たしています。
- 〇長期的な不況が続き遊漁者数が減少し、新たな疾病等の発生、外来魚やカワウによる有用 魚種の食害など、内水面漁業の振興にとって厳しい状況が続いている中、近年のレジャー の多様化や、釣りに求める価値観の変化などから、漁場の利用形態も多様化してきており、 漁場管理についても新たな視点からの管理が求められています。
- 〇また、山梨県では平成5(1993)年 11 月頃に富士川で初めてカワウの飛来が確認されて以来、飛来数・地域ともに拡大し、平成 17(2005)年度には飛来数がピークに達し、 平成 19(2007)年には「山梨県カワウ保護管理指針」が策定され、指針に基づき水産技術センターや漁業協同組合での継続的な調査や対策が進められています。
- ○クニマスの保全・保護については、県水産技術センターと西湖漁業協同組合が連携して生態及び生息環境に関する調査を進めており、平成28(2016)年4月に開館した"クニマス展示館"を拠点に保全・保護に対する取組を普及・啓発するとともに、地域振興策を図っていく必要があります。
- 〇富士ヶ嶺地区は、富士西麓に位置し約 450ha の牧草地を有し、草地利用型の県下最大の 酪農地帯であり、平成 27(2015)年統計では、畜産農家戸数は酪農 40 戸、肉用牛5戸、 養豚2戸、養鶏1戸で、飼養頭数は乳用牛 2,318 頭、肉牛 1,067 頭、養豚 3,231 頭、 ブロイラー21,000 羽となっています。平成 22(2010)年と比べると高齢化による離農 と後継者不足の影響により乳用牛、肉牛ともに飼養頭数は減少しています。
- 〇牧草地は、飼料作物の生産や放牧など普及促進する中で、耕作放棄地の発生を防止し、富士山と調和した自然景観をつくり、農地の保全を図っていくうえで重要な役割を担っています。
- 〇富士ヶ嶺バイオセンターは、家畜排せつ物を適正に管理する中で、堆肥を利用した自給飼料の生産や耕種農家の利用率を上げながら循環型農業の促進を図っていくことが求められています。

〇また、高齢化や後継者不足での離農や飼養頭数の減少、飼料価格の上昇、国際的な競合も 見込まれる中で、酪農及び肉用牛の生産基盤を維持していくには、小規模な家族経営を含 む意欲ある経営の主体性と創意工夫を育成・確保していく必要があります。

施策の展開

	施 策 名	取組の内容
1	観光と連携した地域農業の活性化	■「富士河口湖町地区果樹産地構造改革計画」により、既に取り組んでいる観光果樹園や醸造用ブドウ、モモの栽培指導は山梨県などの指導機関と連携していきます。また、産地づくりをアピールするための宣伝活動は、町、富士河口湖町ふるさと振興財団、観光協会、観光連盟との連携により広く活動を行っていきます。 ■鉢花農家の基幹品目であるアッサムニオイザクラ研究会員が育成した品種を活用し、産地化するため苗の共同購入、ポップやポスターによる産地PR活動などを積極的に行うことにより花キ生産者の経営安定とブランド化の推進を図ります。
2	直売所の育成	■ "おおいし屋"を拠点とした直売所間の情報交換、相互販売、共同イベント開催など、直売所間の連携を図り、他地域の直売所設立などを支援していきます。
3	集落営農組織の育成	■高齢者の農家が保有している農業機械の更新期を見据えて、機械の共同利用ができる集落営農の受皿を整備するとともに、定年帰農者やUターン、Iターン就農者、域外からの新規就農者も含め広くリーダーを育成・支援していきます。
4	鳥獣害対策	 ■有害鳥獣の生態などの条件を把握する中で町や鳥獣被害対策実施隊の活動には限りがあるため、鳥獣被害対策で活動されている専門家や県、関係団体に支援・協力を求め、被害現場に身近な集落の町民と一体となった取組を図っていきます。 ■また、捕獲されたシカは、地域資源として有効活用するため平成21(2009)年度に建設されたジビエ食肉加工施設を利用し、新たな観光資源として特産品の開発や新たな食文化の創出を推進させていきます。

5	林業の振興	■森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があり、森林組合を中心に森林所有者をはじめ、県・町の関係者が連携して最適な施業方法を検討し、適時適切な森林施業を進めるために所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから、国、県の補助事業について積極的な活用を図っていきます。
6	水産業の振興	 ■各漁業協同組合が実施している湖の環境保全・保護とワカサギ・ヒメマス等の増殖事業を引き続き支援し、県水産技術センターと連携して、それぞれの湖にふさわしい魚種構成と、高付加価値型の漁業を推進していきます。 ■西湖漁協と県水産技術センターが行っているクニマスに関する調査・研究や、保全・保護に対する取組を支援していきます。
7	地区の特性に適した経営体質の強化	■富士ヶ嶺地区の特性等を踏まえ、置かれた環境に適した 多様な経営の取組を支援し、経営体質の強化を推進して いきます。そのためには、畜産コンサルタント等による 経営へのきめ細かい指導を行う体制づくりが必要であ り、酪農ヘルパーの充実、コントラクター等の組織を強 化していきます。
8	酪農及び肉用牛生産の 健全な発展	■畜産物の安定供給と酪農及び肉用牛生産の健全な発展を 図っていくため飼養管理技術・家畜改良意識の向上、衛 生対策の充実・強化等を引き続き支援していきます。
9	富士ヶ嶺バイオセンタ ーの利用促進	■輸入飼料への依存から脱却し、自給飼料生産に置き換え、家畜排せつ物の有効活用とともに、資源循環型農業の取組を推進するとともに、大気・水・環境の保全を図る観点からも畜産経営に起因する排水・悪臭防止対策のために、富士ヶ嶺バイオセンターの利用促進を図っていきます。

主な事業	担当課
農業次世代人材投資事業	農林課
集落営農組織育成支援事業	農林課
農用地利用権設定の推進	農林課
農林畜産物直売所設立支援事業	農林課
サル追い払い・捕獲等管理事業	農林課
有害鳥獣対策地域支援事業	農林課
森林環境保全推進事業	農林課
地産地消推進事業	農林課
クニマス保護育成事業	農林課
富士ヶ嶺ファームフェスタ	農林課
家畜防疫対策補助事業	農林課
畜産環境保全対策事業	農林課
地籍調査推進事業	農林課
特産品開発支援	農林課
新規狩猟者確保対策事業	農林課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
認定農業者数	人	~	37	40
森林の間伐整備面積	ha	~	152	210
ワカサギ卵放流量	百万 粒	1	450	450
	※ワカ 湖)	サギ卵年	間放流数(河□湖	• 西湖 • 精進湖 • 本栖
畜産粗生産額	千万 円	1	129	130
地籍調査の進捗率(着手率)	%	→	49.6	50.0

- ○地産地消を意識した消費に努めましょう。
- 〇農林水産業の役割を理解し、共存に努めましょう。

■政策分野:観光

4-29 商工・サービス業の振興

目指す姿

既存工業の振興に努めるとともに、観光業と密着した魅力ある商店街の形成を図り、起業・創業の活力あるまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
商業(商業地域の形成や商業者への支援)の振興	%	~	8.7	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町では、富士急行線の河口湖駅前から船津の湖畔にかけて、古くからの商店街が形成されていますが、商店主の高齢化や後継者不足、駐車スペースの不足、国道 139 号沿いの大型店や富士吉田市などへの購買力の流出、コンビニエンスストアの多数進出などにより、商店街の衰退が進んでいます。商業統計調査を見ると、平成 19 (2007) 年の小売業は商店数 289、従業員者 1,847 人、年間小売販売額 356 億円(平成 19 (2007) 年商業統計)で、商店数は減少傾向にありましたが、平成 26 (2014) 年では、商店数 203、従業員数 1,497 人、年間小売販売額 327 億円(平成 26 (2014) 年商業統計)と、さらに減少傾向は続いています。しかしながら、郊外の国道沿いなどには周辺の町民や観光客などにも利用される商業施設が増えてきている一面も見られます。
- 〇商店街の共同事業としての「十九市」の開催や消費者ニーズに敏感に反応するような実験 的な場としてチャレンジショップ事業を実施するなど、商業環境の向上と回遊性を高める ための活性化について取り組んできましたが、今後も、各商店街と連携を図り、活力に満 ちた魅力ある商店街の形成を図る必要があります。
 - また、町内周辺地域においては、住民生活に密着した商業施設があることから、消費者との交流促進と地域の特性を活かした商業の振興を図る必要があります。
- ○工業は、電子・精密機械と食品加工が中心で、伝統的な地場産業としては大石紬や勝山すず竹細工が残されています。平成 22 (2010) 年の事業所数は 43、従業者数 1,848 人、製造品出荷額等 726 億円(平成 22 (2010) 年工業統計調査)であったのに対し、平成 26 (2014) 年の事業所数は 46、従業者数 2,336 人、製造品出荷額等 797 億円(平成 26 (2014) 年工業統計調査)と、事業所数、従業員数共に平成 22 (2010) 年と比べるとやや増加傾向にあります。
- 〇地域間競争が激化する中で、県、商工会などの関係機関、町内企業や事業所との連携により、既存工業の振興に努めるとともに、首都圏へのほど近さと中央道・東名高速へのアクセスの良さ、自然環境などの立地特性の強みを活かした特長ある産業振興施策が引き続き求められており、立地特性を活かした町内への企業の誘致活動を図る必要があります。

	施策名	取 組 の 内 容
1	魅力のある商店街の形 成	■魅力的な商店街を形成するため、関連団体や関連機関などと連携し活力づくりの検討、整備に努めます。■商工会との連携による既存商店会の振興を図ります。■商店街の相互協力体制の構築を図ります。
2	新規商業施設の誘致	■商業空間形成を推進するとともに、地域景観との調和や既存商業施設との共存を図りながら新規商業施設の誘致に努めます。■大型ショッピングセンターと既存商店のすみ分けを検討します。
3	創業支援体制の確立	■創業希望者を創業段階から創業後まで、長期的に支援する体制を整えます。
4	既存工業活性化の促進	■県、商工会などの関係機関、町内企業や事業所との連携 により、既存工業の振興に努めます。

主な事業	担当課
商工業振興資金利子補助金	観光課
商工会一般事業推進費補助金	観光課
地場産業の支援による雇用の拡大	観光課
若者への就労支援(正規雇用企業開拓、援助)	観光課
起業・創業期の企業に向けた支援	政策企画課
町内企業に対する技術開発支援等きめ細かな支援	政策企画課
宿泊環境の充実に向けた取組	観光課
商店や観光売店等におけるキャッシュレス化・免税店化推進事業	観光課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度	
町内商店数	店	~	323	338	
	※経済センサス統計調査 卸小売業				
製造品出荷額	千万 円	~	7,844	8,471	
		※工業統計調査			

- ○町内の商店や事業所を利用し商工業の振興を図りましょう。
- 〇商店や事業所の事業活動を理解し、共存に努めましょう。

■政策分野:観光

4-30 観光の振興

目指す姿

観光資源をより一層磨き上げることで、何度でも訪問したくなる国際観光地を 目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
観光資源の発掘やPR	%	~	32.2	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町は、富士山登山の拠点として長い歴史を持ち、首都圏に近く美しい湖を擁する自然環境を活かした観光保養地として発展してきました。近年は、団体旅行から個人・グループ旅行への転換が進む中で、外国人観光客の増加により、入込客数は実人数で437万人(平成27(2015)年山梨県観光入込統計調査)が訪れる観光地となっています。フィールドミュージアム構想や五感文化構想に基づく自然体験拠点整備、ハーブやラベンダーなど香りへの取組、芸術・文化拠点の整備、拠点を結ぶ観光周遊バスの運行など、体験型観光地への取組を進めるとともに、温泉の堀削、国際観光地づくりなどを進めています。
- ○国全体がインバウンドで好調なことに加え、本町は訪日外国人旅行者に人気が高い観光地をつなぐ「ゴールデンルート」上に位置しており、特に、日本を初めて訪れる外国人観光客の多くが立ち寄るスポットとなっていることから、近年は、以前にも増して多くの訪日外国人観光客で賑わっています。今後は、外国人観光客を「呼ぶ」段階から、「満足してもらう」段階へと注力した取組で、リピーターの確保につなげることが重要と思われます。
- 〇また、日本人観光客の誘客も重要な取組となっており、自由時間の増加や中高年のゆとり の増大、人々の自然志向や健康志向、多様で高度化した生活・文化志向などに対応した、町 の自然や産業、文化を活かした観光の振興が引き続き求められています。
- 〇「富士河口湖町観光立町推進条例」に基づき、平成 21 (2009) 年3月に策定された「観光立町推進基本計画」の理念である、『「富士山と湖の自然と歴史・文化を風景として溶け込ませる魅力的な観光まちづくり」〜住民一人一人が楽しんで参画する観光まちづくり〜』のもと、観光立町の実現に資する各主要施策を推進することにより、一層の観光交流の促進を図る必要があります。

	施策名	取組の内容
1	観光資源活用及び観光 拠点・施設の充実	■社会動向を踏まえ、地域・風土を活かした観光資源の新たな活用及び観光拠点・施設の充実を図ります。
2	観光イベントの推進	■イベントの連携共有化、既存イベントの効果検証と内容 充実、地域資源を活かした新イベントの企画を進めます。
3	観光誘客宣伝の推進	■誘客促進のため、官・民一体となった観光誘客宣伝活動を 推進します。
4	国際観光振興事業	■年々増加している外国からの観光客を一層誘致するため、誘客宣伝や受入環境整備を行います。
5	滞在時間の拡大・観光 消費の拡大	■観光客数の単純な拡大ではなく、滞在時間の拡大と観光 消費の拡大を目指した施策を展開します。
6	観光振興団体・人材育 成の推進	■新観光連盟がDMO的な機能を発揮できるような体制強化と町との適切な役割分担、協会・組合の指導助言、観光まちづくり人材の支援・育成を図ります。
7	ホスピタリティ(もて なし)の醸成	■来訪者に気持ちよく過ごしてもらうため、町民、観光事 業者のホスピタリティ(もてなし)の醸成を図ります。
8	観光情報提供の促進	■観光情報提供構想の推進、観光案内所の充実、電子情報 システムの促進に努めます。
9	観光旅行者1次交通の 拡充	■中部・関西方面からのアクセス改善、箱根ほか周辺観光 地との相互アクセスの向上に努めるとともに、リニア中 央新幹線の開通に備えて山梨県駅とのアクセス手段につ いて研究します。
10	観光旅行者2次交通の 整備	■観光周遊バスの運行の拡大・促進に努めます。
11	エコツーリズムの推進	■自然の宝庫である本町において、手軽で安心して体験で きるエコツーリズムを推進するとともに、質の高いエコ ツーリズムを推進します。
12	地域の特色を活かした 資源の発掘とテーマに 沿った観光振興	■雄大な自然、豊富な温泉、歴史文化遺産等の観光資源を 活かし、地域の特色を活かした魅力ある観光地づくりを 目指します。
13	山岳森林資源の活用推 進	■山岳におけるトレッキング・ハイキングコースの整備を 推進します。
14	味覚資源の発掘・普 及・発信の推進	■観光客に喜ばれる地域の味覚を育てるため、特産品開発 や料理開発、商品化やブランド化を進めます。
15	安心安全観光地づくり の推進	■地震や火山噴火などが懸念されていますが、普段から防災意識や防災対策を万全とした観光地づくりを推進します。

16	広域による観光連携の 推進	■県や市町村の枠を超えた広域による観光連携を行い、エリアとしての魅力の向上につなげ、更なる誘客を図ります。
17	観光立町推進基本計画 の推進	■平成31(2019)年度から平成40(2028)年度を計画期間とした「第2次観光立町推進基本計画」を策定し、計画に沿った施策を推進していきます。

主な事業	担当課
施設整備事業	観光課
観光誘客宣伝事業	観光課
外国人観光客受入体制整備事業	観光課
エコツーリズム推進事業	観光課
観光関連産業の拡大による雇用の創出	観光課
滞在時間及び観光消費の拡大に向けた情報発信事業	観光課
強力な観光推進体制の構築	観光課
サイクルツーリズムによる国内外観光客誘致事業	観光課
世界遺産・富士山への誘客プロモーション事業	観光課
ハーブフェスティバル開催事業等	観光課
首都圏域からの観光客の誘客支援	観光課
東海・関西圏からの観光客の誘客拡大	観光課
国際的なイベントの受入れ	政策企画課
マスコミへの露出強化	政策企画課
宿泊稼働率の向上事業	観光課
ラグジュアリー観光への推進	観光課
おもてなし塾事業	観光課・
60 0 Cは 0 空争未	生涯学習課

施策の達成度を測るための指標 年間入込数		目標の方向	現状値	将来目標値
			平成 28	平成 34
			(2016)年度	(2022)年度
		7	456	500
		光入込容	S統計調査	

- ○一人一人が本町の地域資源を理解し、広くPRしていきましょう。
- ○観光ホスピタリティの向上に努めましょう。

■政策分野:雇用

4-31 雇用・勤労者への対策

目指す姿

働く意欲のある人材が集まり、活力に満ちた産業活動が展開されているまちを 目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
働く場が確保されている	%	~	14.0	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- ○国際化に伴う工場の海外移転、若年労働者の減少、高齢化の進行と定年延長の動き及び女性の社会進出など、雇用・就業環境は大きく変化していますが、消費など需要の回復のためには、雇用の下支えが不可欠であり、雇用の維持、創出を図ることが必要です。
- 〇当地域での有効求人倍率は、平成 21 年度より緩やかに上昇し、平成 28(2016)年6月、7月には有効求人倍率管内が過去 10 年間と比較して高い率となるなど、雇用情勢の回復がみられましたが、少子高齢化による人材不足や、求職者の求める職と求人募集される職とのミスマッチから、雇用拡大にまでつながらないなどの状況が見受けられます。若年層の就労支援のために富士吉田市に開設された「ぐんない若者サポートステーション」の活動や山梨県による合同就職面接会について広報誌等でPRし、雇用の促進を図っていますが、就労条件の多様化(高齢者・若年者等)に対し、その働く意欲を発揮できるような労働環境の整備をしていく必要があります。
- 〇地域経済の発展と雇用機会の拡大を促進する施策として「富士河口湖町企業立地促進条例」 及び「富士河口湖町産業立地促進事業助成金交付要綱」を活用した企業・事業所等に対す る奨励金・助成金による企業支援を充実させ、本町に進出する企業及び事業所等を誘致し 住民生活の安定と向上を図る必要があります。
- ○国では、障がい者の就労意欲増加とともに、障がい者が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう雇用対策を進めています。障害者雇用促進法では企業に対して雇用する労働者の2%に相当する障がい者を雇用することを義務付けており、障がい者本人に対しては、職業訓練や職業紹介等支援がなされています。

町では、一般就労を目指す高齢者、障がい者に対し、就労準備、求職活動、職場定着等の段階に応じた継続的な支援を行い、ハローワーク等との連携のもと、高齢者、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保が望まれます。

	施策名	取組の内容
1	魅力ある就労の場の確 保	■若年層への就業の充実、雇用の促進を図ります。■パートタイマー労働者の安定労働条件の改善に向け、職業安定所や企業と連携し、職業紹介体制や相談業務の充実を推進します。■男女の均等な雇用機会の確保や障がい者の社会参加を支援します。
2	高齢者の就労の場の確 保	■シルバー人材センターと連携し、高齢者が活躍できる場 の充実を推進します。
3	企業支援制度	■山梨県企業立地支援制度と連動した企業支援(「山梨県産 業集積促進助成金」)を行います。
4	自立支援等による就労 の推進	■富士北麓地域における自立支援協議会の就労支援部会等で就労支援事業所等との連携のもと、一般就労を目指す障がい者に対し支援を行います。また、企業人事担当者等にも積極的な働きかけをお願いしていきます。

主な事業	担当課
商工会一般事業推進事業	観光課
シルバー人材センターの活用	観光課
企業誘致奨励金及び助成金	政策企画課
商工業と連携した経済活性化支援	政策企画課
町の自然環境等に適した企業誘致	政策企画課
「であい亭」役割と居場所づくり	福祉推進課
低所得者支援事業	福祉推進課
就労支援事業	福祉推進課

		目標の 方向	現状値	将来目標値
施策の達成度を測るための指標 有効求人倍率			平成 28	平成 34
			(2016)年度	(2022)年度
		7	1.45	1.0
		コーワーク	7データ	

- 〇研修などに参加して職業能力の向上に努めましょう。
- ○安定した雇用機会の創出と高齢者や障がい者、女性等の積極的な雇用に努めましょう。

■政策分野:交流

4-32 交流活動の推進

目指す姿

町民間や観光客等との友好交流や海外都市との国際交流を深めながら、相互の まちの活性化や人材育成に結びつけていきます。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
国際交流が盛んである	%	~	12.4	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- ○国際交流をきっかけとして、町民の国際感覚が磨かれ、観光客と町民間の交流や友好、子どもたちを中心とした外国人との交流や異文化体験を推進しており、平成 16 (2004) 年5月に発足した富士河口湖町国際交流協会は、町民と外国人を繋げるパイプ役として、イベントなどを通じた交流に取り組んでいます。平成 27 (2015) 年11月には、ツェルマット(スイス)との友好都市交流を締結し、青少年交流をはじめとした人的交流を進めるなど、長期的な交流を進めています。
- 〇こうした状況の下、まだまだ外国人に対する情報発信や外国人との交流の場の提供、来町 外国人との交流する催しが活性化しているとはいえない状況であることから、国際交流事 業を中核として継続的に実施し、町民が外国人と交流できる機会をさらに増やすことで、 異なる文化を持った人々と相互に交流し、理解を深め、体験の幅を広めることで、更なる 国際交流を推進することが求められています。
- ○地域間の交流や国内都市間の交流を活発にしていくことで、町のPRや人材育成、移住・ 定住に役立てていく必要があります。

施策の展開

	施策名	取組の内容
1	国際交流に関する講座 の開催	■国際交流に関する講座等を開催するなど交流の場を引き 続き拡大、提供します。
2	友好都市交流への派遣 支援	■友好都市交流への派遣支援やホームステイ受入等の取組 を積極的に展開します。
3	交流によるまちの活性 化	■町民間の交流や観光客等の友好交流を深めながら、相互 のまちの活性化や協力体制を深めます。

主な事業	担当課
友好都市交流	政策企画課
国際交流事業	政策企画課
日本文化で国際交流事業	政策企画課
オンライン、アート交流委託事業	政策企画課
スポーツキャンプ地の誘致国との交流事業	政策企画課
富士山と他の世界遺産との連携	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
国際交流協会会員数	人	1	30	40

○積極的に交流の輪の中に入っていきましょう。

第6章 基本的方向 5 ひとの知恵と工夫でつなぐまち

■政策分野:人権尊重・男女共同参画

5-33 人権尊重の推進

目指す姿

互いに認めあい、人権を尊重しあうまちの実現を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
子どもの人権・権利を守る意識の啓発 活動が充実している	%	~	10.3	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- 〇人権擁護委員法により、人権擁護委員は、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動を しています。本町では、人権尊重思想の普及・高揚を図る啓発活動や巡回相談所の開設等 で人権に関する相談に応じ、住民個々の問題に応じた情報提供活動を展開しています。
- 〇差別や偏見を受けることなく、人権侵害が見過ごされないように、各関係機関とのネット ワークを強化していき、学校、家庭、地域の連携を図っていくことが重要です。
- 〇特に最近では、いじめや体罰、児童虐待等といった子どもに関する人権問題、インターネット上での誹謗中傷、プライバシー侵害といった様々な人権問題等に早期に対応するネットワークを強化するとともに、相談支援体制の整備を推進していく必要があります。

施策の展開

	施策名	取組の内容
1	ネットワークの整備	■人権擁護委員を中心として、関係団体、関係機関とネットワークを強化し、人権教育、啓発、救済を効果的に推進します。
2	相談・カウンセリング 体制の充実	■特設人権相談、巡回相談、心配事・行政相談所の充実を図ります。■各種相談窓口、救済機関、公的支援制度等の情報を広報等に掲載し、人権に関する問題の解決や相談体制の充実を図ります。
3	人権教育・啓発活動の 推進	■学校、家庭、地域などあらゆる場面で人権啓発活動を行っていきます。学校では人権の花運動や人権教室、人権尊重についての作文、ポスター、標語、講演会など人権に関することを学習する機会を提供していきます。

主な事業	担当課
人権擁護ネットワーク強化事業	福祉推進課
人権相談等相談事業	福祉推進課
各種相談の広報等による掲載事業	福祉推進課
人権教育•啓発活動推進事業	福祉推進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
人権教育啓発事業の参加者数	人	1	426	640

〇人権尊重の意識を高め、日常生活に生かしていきましょう。

■政策分野:人権尊重·男女共同参画

5-34 男女共同参画社会の推進

目指す姿

男女が仕事や地域活動において、個々人の個性や能力を十分に発揮し、いきいきと輝くまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
男女共同参画や人権尊重の地域づくりができている	%	~	14.2	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

〇男女共同参画は、女性の家事・育児の負担軽減や社会における女性の地位向上だけを目的 にしているわけではなく、性別に関わらずあらゆる選択を自由に行うことができるよう、 生き方や働き方に多様性をもたせ、また周囲がそれを尊重し、支援できるような社会にす ることが目的です。

本町では平成 18 (2006) 年度に「ふじサンサンプラン」を、平成 27 (2015) 年度に「第2次ふじサンサンプラン」を策定し、目標値や行動計画を定め、男女共同参画の実現に向けて取り組んでおり、推進委員会を中心に関係諸団体等と連携し、フォーラムや講座の開設による啓発活動や学習活動を進めているほか、住民主体で運営する「女性交流センター」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けての諸活動に努めています。

- 〇町の男女共同参画社会に関する調査では、「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合は78%で認知度が向上しています。
- 〇今後も、男女が仕事や地域活動においてそれぞれが十分に能力を発揮できるよう、男女共 同参画意識の啓発と男女が活動を続けられる社会環境の整備が求められます。

施策の展開

	施策名	取 組 の 内 容
	男女共同参画社会の実	■「ふじサンサンプラン」の推進と定期的な見直しを進め
	現	ます。
1		■男女の固定的な役割分担意識の是正を促進します。
		■委員会や審議会等への女性の参画や男女が共に社会活動
		を続けられる支援体制の充実を図ります。

主な事業	担当課
「第3次ふじサンサンプラン」の策定	政策企画課
男女共同参画推進事業	政策企画課
意識啓発フォーラム・講演会の開催	政策企画課
「男性の料理教室」開催	政策企画課
女性の活躍支援講座開催	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
地域への男女共同参画啓発事業回数		1	8	10
町民への男女共同参画推進事業回数		~	28	35
男女共同参画フォーラムの参加者数	人	~	200	250

- 〇家事、子育て、介護などはお互いに協力しあい、互いを社会の対等のパートナーとして 認め合い尊重しましょう。
- ○仕事と家庭、地域生活のバランスのとれた環境をつくりましょう。

■政策分野:参画・協働

5-35 住民参画による協働

目指す姿

町民と行政がそれぞれの役割分担による参画と協働が進む仕組みが構築され、 町民が主役の持続可能なまちづくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
地域活動への住民参加の機会がたくさんある	%	~	19.0	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇人口が減少に向かう中、町民が主役の持続可能なまちづくりを進めていくためには、担い 手不足の問題を町に関わる全てのひとの知恵と工夫、周辺地域との連携で解決していくと ともに、町民ニーズを的確に把握し、地域の実情に合わせた事業を行政と町民がお互いに 役割を理解した協働により実施していく必要があります。
- ○現在、広報誌やCATVの行政番組(週1回)、メールマガジン(週1回)、ホームページ、SNSなどの活用による広報活動、インターネットを使っての「まちづくりメッセージBOX」の設置などによる広報、公聴活動を展開しています。
 - また、各分野におけるワークショップや各種検討委員会の公募を基本的に行い、多種多様な意見の把握に努めています。
- 〇今後は、「自治基本条例」のもと住民自治と協働が進むまちづくりに努める必要があり、更なる住民サービスの提供を充実させるとともに、積極的に情報を公開し、公正かつ透明性の確保に努めていき、町民が行政に広く参画できる仕組みづくりを構築していく必要があります。

施策の展開

	施策名	取 組 の 内 容
1	町民との協働の推進	■町として、各種検討委員会などを設置する場合は、公募枠を必ず設けて、町民との協働を図ります。■「自治基本条例」のもと、それぞれの役割分担により参画と協働が進むまちづくりを推進します。
2	行政情報の積極的な開 示	■行政情報について町民と共有する観点から積極的な情報 開示に努めます。
3	協働への人材育成や支 援	■リーダーとなる人材やボランティア・NPO 法人等の育成や支援、まちづくり団体間の交流を促進していきます。

主な事業	担当課
広報誌「こうほう富士河口湖」の発行	政策企画課
CATV行政番組作成	政策企画課
町民の意見の公募「町ホームページ、広報誌の活用」	政策企画課
公募委員の活用	政策企画課
情報公開の推進	政策企画課
地域おこし協力隊活動	政策企画課
行政放送システム委託事業	政策企画課

	単位	目標の	現状値	将来目標値	
施策の達成度を測るための指標		単位	単位 1	平成 28	平成 34
		方向	(2016)年度	(2022)年度	
住民活動団体数	団体	1	4	4	
	※まち	づくり活	動を行う住民団体	数	

みんなで取り組む目標

〇町民と行政のそれぞれの役割を理解して、町民が主役の持続可能なまちづくりに参画しましょう。

■政策分野:コミュニティ

5-36 コミュニティ活動の推進

目指す姿

最も基礎的で身近な地域コミュニティである自治会活動を促進することで、高い「地域力」が確保されたまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
公民館活動や区・組の活動などが活発 である	%	*	26.8	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

現状と課題

- 〇本町は現在 67 の区・自治会があり防災・防犯・福祉・環境美化・青少年育成など多様な 分野での地域コミュニティ活動を行うとともに、町民と行政をつなぐパイプ役としての役 割を果たしています。また、様々なボランティアグループがまちづくりに取り組んでいま す。
- ○住みよい地域づくりのためには、行政サービス=「公助」に加え、地域住民の助け合い=「共助」が欠かせません。これは、大震災の経験をとおした中で、「地域の絆」、「地域力」とも言われるようになり、区・自治会の様々な取組は、まさに地域の「共助」の機能を高めるものであり、地域の多くの方が区・自治会に加入され、活動が活発化することから自治会加入を促進しています。
- ○しかし、少子高齢化や職業の多様化と就業地・生活圏の広域化、転入者の増大、核家族化等の時代の変化、人々の生活形態や価値観の変化によって、区・自治会への加入や地域活動への参加意識の希薄化が見受けられ、今までの地縁的なつながりである地域社会のコミュニティ機能は低下しつつあります。そこに暮らす人々が、今の時代にふさわしい暮らしやすさを実現していくための地域コミュニティの目指す姿やそれを支える行政、その相互の関わり等を明らかにしていく必要があります。
- 〇一方で特定の分野に特化した活動を目的としたテーマ型のボランティア活動 (テーマコミュニティ) が活発化しています。

町では、こうした多様な分野において協働のまちづくりを進め、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、区・自治会とテーマコミュニティの連携を推進し、引き続き、地域課題の解決に向けての取組を支援することや地域集会施設等の計画的な維持管理など努めていく必要があります。

施策の展開

	施策名	取 組 の 内 容
1	地域コミュニティ活動 の活性化	 ■地域自治の主体となるコミュニティ活動については、まちづくりの基礎組織と位置付け、その独自活動を支援します。 ■町民にとって最も基礎的で身近な地域コミュニティである自治会活動などを中心に活動の情報交流を積極的に推進します。 ■町民と協働して地域活動を支えるため、情報の収集と提供、発信を行います。
2	コミュニティ環境の整備	■区・自治会の活動拠点となるコミュニティ施設の整備及 び修繕等を支援します。

主な事業	担当課
自治会加入促進事業(転入者への加入促進)	地域防災課
自治会長・区長会議の開催	地域防災課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
自治会加入世帯率	%	1	55	60

みんなで取り組む目標

〇町民自らが、公共的サービスの担い手として各種の地域づくりに参加して、地域コミュニティの活性化を図りましょう。

■政策分野:行財政運営

5-37 行財政運営の推進

目指す姿

町民満足度の高い行政運営を図り、効果的で効率的な行政サービスの提供を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
行財政(組織や事務事業などの見直し、 健全な財政)運営	%	~	18.8	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇人口減少に伴う急速な少子高齢化は、現役世代の負担を増加させ、地域の社会や経済に大きな影響を与える深刻な問題です。人口減少問題を克服するためには、行政、町民が一丸となって諸課題に取り組んでいく必要があります。
- 〇自治体職員に求められる能力が変化してきている中、住民満足度の向上を図るためには、 常に住民目線で考えることや専門的な研修等による職員の資質の向上を図り、効率的で主 体的な行政運営を推進していくことが重要です。
- ○さらに、厳しい財政状況の中、複雑・多様化する行政需要に対し、多様な主体により、確かな公共サービスを提供していくため、効率的な施策を推進するとともに、民間でできることは民間に委託し、住民参加・協働の行政を進め、更なる地方分権の推進に取り組んでいくことが求められています。
- ○減少していく財源に対応するために事業効果を検証して事業の見直しを図るなど、更なる 節減・合理化に努めるとともに、将来発生する公共施設の維持更新費用を適正化するため、 公共施設の適正配置を検討することが求められています。
- 〇町の普通会計の財政規模は、富士河口湖町と旧上九一色村南部が合併した平成 17(2005) 年度には、130.2 億円でしたが、平成 28 (2016) 年度には、118.0 億円と 9.4%減少しています。
 - 平成 28 (2016) 年度の財政力指数は 0.675、経常収支比率は 77.5%、実質公債費比率 は 8.9%、地方債残高は約 174.4 億円です。
- 〇現在の普通交付税は、市町村の合併の特例に関する法律第 17 条(地方交付税の額の算定の特例)で合併年度とそれに続く 10 年度については、旧市町村単位で算定した額を合算し算定するよう優遇措置されています。しかし、この優遇措置された交付税も平成 26 年度からは逓減し、平成 33 (2021)年度には合併した一つの町としての本体の交付税額となることとなっています。

合併による新町建設計画の終了を迎える平成33(2021)年度以降は、総合計画によるまちづくりの推進を図るための新たな財源の確保と財政構造の健全化を確保するため、財政規模の縮小を考慮したうえで、限られた財源を生かし、社会資本の有効利用や住民サービスの向上を目指した効率的な財政運営が求められています。

施策の展開

	施策名	取組の内容
1	行政改革の推進	■社会状況の変化に対応した簡素で効率的・重点的な行政 を推進します。
2	住民満足度の向上	■町民に満足してもらえるサービスの提供を、全職員が実行していきます。
3	職員能力の向上	■これからの職員には高度な政策形成能力と判断力が求められることから、職場研修や能力開発研修等を随時実施し、資質の向上と人材育成を推進していきます。■人事評価制度の運用により、職員の意識の向上と質的改善を図ります。
4	定員適正化計画の推進	■少数による効率的な行政経営に努め、情勢に見合った定員適正化計画を立て、人件費の総枠を抑制していくとともに、嘱託職員、臨時職員の効率的な配置も検討していきます。また、重点施策の実現に向けて人員が必要とされる部署には、増員等も視野に入れた中で体制の構築を進めていきます。
5	地方創生総合戦略の推進	■総合戦略における、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた施策と整合をとりながら、人口減少問題を解決するための施策を推進していきます。■施策・事業の効果の検証は、PDCAサイクルによる効果的な見直し、改善を実施していきます。
6	効率的な財政運営の推進	 ■町税の課税客体の正確な把握及び収納体制の強化を図り、企業誘致や定住促進による自主財源の安定化に努めます。 ■財政状況の公表を積極的に行うとともに事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、選択と集中の理念のもと、優先順位の明確化や整理統合を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。 ■限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。 ■職員定数の適正管理、指定管理者制度の活用による経費の削減や補助金、負担金等の整理統合を図ります。

主な事業	担当課
業績と能力に基づいた職員の評価・育成	総務課
総合戦略の施策・事業の効果の検証	政策企画課
公平な課税客体の把握	税務課
町税徴収率の向上	税務課
財源の効果的配分	総務課
わかりやすい財政情報の提供	総務課
廃校活用	学校教育課
臨時嘱託雇用	総務課
地元大学との連携事業	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	将来目標値 平成 34 (2022)年度
職員数	人	\	212	209
	※定員	適正化計	画における職員数	
実質公債費比率	%	\	6.8	8.9

○町の行財政運営に関心を持ちましょう。

■政策分野:行財政運営

5-38 広域行政の促進

目指す姿

行政区域を越えた広域的な課題に関係自治体等と連携した対応を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の 方向	現状値 平成 28 (2016)年度	指標の説明
町では、近隣市町村と連携し、行政運営ができている	%	~	20.7	※平成 28 (2016) 年8 月の町民アンケートで 「満足」、「まあ満足」と 回答した率

- 〇本町は富士北麓ふるさと市町村圏(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村)を構成し、消防・救急業務やごみ処理、火葬場の管理・運営などの事務事業や防災応援体制の推進、(一社)富士五湖観光連盟を基軸とした観光の情報発信などのネットワーク事業に取り組んでいます。
- 〇町民の価値観や生活様式の多様化、少子高齢化と人口減少の進行、高度情報化、国際化の 進展、環境問題への対応、富士山世界文化遺産登録などを背景に市町村の区域を越えた行 政課題も増加しています
- ○課題へ対応や地域の均衡のとれた総合的な整備、個性と魅力ある地域社会を形成するため に相互の連携を深め、広域的サービスシステムのあり方等について、今後も研修や必要な 事業を行っていくことが必要です。
- 〇また、地方分権の推進や地方創生の新しい時代への対応を図るため、より一層の広域的な 連携強化が重要となってきます。

施策の展開

	施策名	取 組 の 内 容
1	富士北麓ふるさと市町 村圏の連携強化	■富士北麓ふるさと市町村圏の事務事業の共同化、観光振興、防災応援体制の推進など連携を強化し、地域の活性化、魅力ある地域づくりへの取組を進めます。
2	富士箱根伊豆国立公園 圏での取組	■国立公園を構成する、富士五湖、箱根、伊豆半島の広域 的な観光交流、防災協力等を推進します。
3	隣接市町村との連携強 化	■本町へ隣接する市町村との連携を強化し、地域の活性化、防災応援体制等を図るための交流を進めます。■また、スポーツの世界大会等を通じて、合宿誘致等で連携し、国際観光地としての魅力を情報発信していきます。

主な事業	担当課
富士五湖広域行政事務組合	政策企画課
富士山箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議	政策企画課

		単位	現状値	将来目標値
施策の達成度を測るための指標	単位		平成 28	平成 34
		方向	(2016)年度	(2022)年度
広域で処理する事務数	事務	1	7	7
	※富士	五湖広域	域行政組合で処理	する事務数

みんなで取り組む目標

○広域的な行政について理解しましょう。